發電水力地點實測成績

種類＼河川	洛東江	錦江	漢江	臨津江	大同江	清川江	大寧江	龍興江	鴨綠江	合計
水力地點數	六	四	三	五	五	二	二	一	一	三九
馬力數	二八九三	一七三	二三四	六一四一	六七四七	一四五六	八一五	二三〇六	四六五	三三九〇九

第十三　祭祀及び特殊事項

一　祭祀

朝鮮神社造營の準備計畫　神祇の崇拜は追遠報本の念を敦うし國家觀念と離るべからざる關係を有するを以て、內地人間に斯る固有の習俗を保持すべきは勿論新附國民間にも漸を追ふて之を普及せしむる事は極めて肝要の事である。併合以前開港場及び產業、交通等便宜の土地に移住內地人の增加するや、其の集團に在りては何等かの神社を設立奉祀するを見ざるなき有樣であつた。然しながら同化を以て施政の根本とし、且又明治四十四年發布の敎育令に於ても敎育に關する　勅語を以て半島に於ける敎育の根基とせられたる以上は、永く此等地方に於ける私設の小社を以て滿足することは出來ぬ。宜しく半島全土に於ける國民崇敬の中心たるべき一大官社を創建して國民歸趨の目標を示し、半島住民に何れも報本反始の誠を捧げしめ、以て國風移植の本源となすことは朝鮮統治上最も喫緊の事である。是に於て總督府は施政日尙淺きも深く思を玆に致し、大正元年度より朝鮮神社造營準備費を豫算に計上し、各般に亙つて詳細綿密なる調査に著手し、大正四年度に於て其の調査を終了し、殊に其の奉建地に就ては半島の中央に位置して明治聖代より最も關係の深い京城府內の淨地を選定して神域となすことに定めた。斯くて之が實施は次期に引繼ぐこと、なつたのである。(因に朝鮮神社は大正十四年六月朝鮮神宮と改稱せらる)

神社寺院規則の發布　併合以前に於ける移住內地人間に於ける神社崇拜の狀態は既記の通りで寺院に付ても亦同樣の有樣であつた。居留內地人は之に依つて初めて安心定住の基礎を固めるのであるから、これ亦半島に於ける內地人發展の要素をなすもので、此の點からも決して忽諸に附すべからざるものである。然るに此等神社寺院の如き往々維持方法確立せず、設備體裁を得ざるものありしを以て、之が統制をなすの急要なるを感じ、大正四年八月神社寺院規則を制定發布し十月一日より之を施行し神社寺院の創立は勿論、既存社寺の存續に付ても同樣に一定の事項を具して總督の許可を受けしめ、以て社寺の濫設を防止すると共に其の體裁、維持方法を全からしめ社寺の尊嚴を失墜せしめざることを期した。末頃には右規則に據つて創立を許可せられたるもの各道を通じて三十四社に上つた。

二　特殊事項

御大典奉祝　朝鮮が昭代の治下に入りてより玆に五星霜上　天皇の御稜威と、下官民の一致協力とに依り各般の施設著々として其の效を奏し、一視同仁の皇化洽く半島に光被するに至つた。大正四年十一月十日　大正天皇御卽位大禮を京都に擧行せらるゝや朝鮮に於ける民衆は其の內地人たると朝鮮人たるとを問はず齊しく衷心より寶祚の無窮を祝し奉らざるものはなかつた。此の日政務總監が總督に代つて官邸に於て官民の參賀を受け、李王殿下も亦親しく來邸して祝賀の傳達を請はれ、本府に於ては政務總監司掌の下に諸員相會して莊重嚴肅なる遙拜奉祝の式典を擧げ、道府郡島廳を始め官公署學校より面事務所に至る迄均しく熱誠敬虔の態度を以て　御眞影拜賀式又は遙拜奉祝の典を行ひ、又民間に在つては都鄙一般に業を休み門戶街頭を淸飾し、或は多衆相會合して奉祝の式を擧げ、或は隨所に敬恭の態度を持し、午後三時三十分の定刻を以て全道一齊に　聖壽の萬歲を三唱し贖古の大典を祝し奉つた。此の日內外士民の自ら地方廳に來つて祝辭を呈し、兩班儒生等の本府を經て賀頌を奉つたものも尠くなかつた。各地の神社は莊嚴なる祭儀を行ひ、寺院敎會堂等亦適宜式典を行ひ一般人民の之に參拜したる者頗る多數に上つた。越えて十四日大嘗祭の當日に於ても內鮮人一般は家業を休止し、御大禮前後の三日間に於ては都鄙一般に夫々の趣向を以て欣喜奉祝の誠意を表した。

此の慶節に當り朝鮮より御大典に參列した者は王族代表者を始め總督軍司令官各部局長道長官以下文武高等官朝鮮貴族各道內鮮人總代等九十五名で殊に朝鮮人參列者は一視同仁の下に親しく贖古の盛儀を拜するの榮に浴した。御卽位大禮の當日一般賑恤の　御趣旨を以て鉅資を朝鮮に頒賜し給はり、之によつて恩賜賑恤資金の設定を見るに至つた事は別項記載の通りである。又半島內に於て八十歲以上の高齡者にして尙齒の恩典に浴し、天杯及び酒肴料を賜はりたる者無慮三萬二千三百九十二名を算し、同日大赦の恩典に浴したもの一萬九十二人に達した。又十六日御大禮當日の地方賜饌に於ては一定の資格ある者の外道府郡參事面長等亦破格の寵光に浴し賜饌者總數七千七百十九名を算した。又此の盛典を永遠に記念せんが爲各地に於て種々なる事業を企畫した事も亦別項に述べた所である。

明治神宮樹木進獻　明治神宮奉祀の計畫成り神域內に植栽すべき樹木は國民一般の進獻を受納せらるゝ事となるや朝鮮に於ても景仰の至誠を表せんが爲獻木を出願する者尠くなかつた。仍て大正四年五月各道長官に樹木進獻取扱方を示して一般に公示せしめ其の輸送に關し種々便宜を圖つた。又本府に於ても管內淸淨なる國有林より朝鮮特有にして且神宮境內の植樹に適する樹木三百五十餘株を選んで獻納することに定めた。又明治神宮奉贊會の企畫に係る一般獻資に關しては朝鮮にも支部を設置し、政務總監を支部長、各道長官を委員長、其の他官民を委員に囑託し、官民一致以て頌德報恩の誠を效すことに努めた。

高麗板大藏經の奉獻　慶尙南道陜川郡の古刹伽倻山海印寺の藏經閣に保存する大藏經板は今より約七百年前高麗高宗の時、疆內に侵入し來つた蒙古兵の退散を佛に禱るが爲君臣大祈願を起し、十六年を費して雕造したる所のもので其の板木の數八萬一千餘枚あり。李朝世祖の時新に板閣を設け以て今日まで保存せられたのは誠に奇蹟といふも不可なく、其の歷史的遺物として貴重

なるのみならず漢譯大藏經の諸本中内容の正確なること此の右に出づるものなく教學的價値も亦非常に大なるものである。仍て寺内總督の發意に依り此の原板に依り特に大藏經三部を印刷に附し、其の中の一本を擇んで特殊の裝幀を施し、明治天皇の鴻業の一端を記念し奉るが爲大正四年十二月　勅裁を經て之を　皇室に緣由深き京都泉涌寺に奉納した。此の高麗板大藏經は經典一千五百十二種より成り折本六百六十四帙六千八百十九冊である。尙この印刷に當つて多少の缺板ありしことを發見したので、その部分を東京芝區增上寺所藏印本により補刻し遂に舊版を完全にすることを得た。

始政記念日の設定　明治四十三年十月一日は朝鮮總督府諸官制の實施と共に新政の開始せられた日である。當時併合條約の締結及び實施に際して何等の紛擾を見ざりしのみならず、爾來既定の方針及び計畫に依つて諸般の政務を圓滑に處理することを得たるは一に　聖明の威德に外ならぬのである。今や總督府設置以來正に五周年に及び、半島統治の基礎既に確立し、創業的施設は正に其の緒に就き、萬衆は治平の慶に浴し、產業は興隆の運に向ひつゝあるのである。仍て大正四年より始めて每年十月一日を以て朝鮮總督府始政記念日と定め、當日は管下諸官署の事務を休止することゝ爲し、以て永く此の盛事を記念すると共に上下戮力して帝國の隆盛に貢獻すべく志を新にする事とした。

第十四　地方制度の改正

府制の實施　大正三年及び同四年は過去五箇年の經驗に鑑み大に地方制度の上に改正を施し、從來の宿題を解決すると共に地方行政の統一刷新を圖つた記憶すべき年である（地方官官制の條參照）。そこで最初地方官々制發布の際尙從前のまゝに殘されてあつた內地人の居留民團竝に外國人の各國居留地會制度も、大正三年に至つて初めて其の整理統一を見るに至つたのである。卽ち居留民團に就ては本府に於て愼重調査を遂げ、各國居留地に關しては客年中帝國政府より關係外國政府に交涉し、更に京城に於て總督府當局者と各國領事官との間に豫備協議を遂げたる結果、仁川、鎭南浦、群山、木浦、馬山、浦及び城津の六居留地を撤廢し、其の行政事務及び一切の財產を帝國の當該官署に引繼がしめ、從來外國人の有した永代借地權は之を認むると同時に任意に其の借地權を所有權に代ふの途を開き、又課稅に付ては原則として全然帝國臣民と同一の地位に置くことに定め、大正二年四月二十一日を以て議定書に調印を了した。抑々內地人、朝鮮人、外國人を前に述べた如き各相異りたる制度の下に置くことは行政上圓滑を缺くの虞あるのみならず、內鮮人を同一行政の下に置くは其の融合同化の目的を達するに於て極めて必要の事である。是に於て右準備全く成るや同年十月制令第七號を以て府制を公布し、同年同月制令第八號を以て學校組合令を改正し、大正三年四月一日居留民團、居留地制度及び漢城衞生會の撤廢と同時に府制を施行し、內地人の敎育に關

する事務のみは之を學校組合に繼承せしめ、其の他は一切之を府に引繼がしめた。是に於て韓國併合に伴ふ治外法權撤去の完成を告げたるのみならず、朝鮮全土を通じて內鮮外人を同一制度の下に統治し、併合後に於ける施政統一の實を擧ぐることを得るに至つた。

府郡面の廢合　府郡面の從來の行政區域は舊韓國政府時代の區域を其のまゝ踏襲したことは前に述べた通りであるが、其の地域、戶口、資力等に甚しき不同あり、就中面に於ては其の弊最も著しく、之が爲彼此面民の間に甚しく負擔の均衡を失するものもあつて、行政上支障尠くないので夙に之が廢合整理の必要を認めたるも、其の實施は人心に影響する所尠くないので時運の熟するを俟ち地方制度の整理統一と共に之を實行することゝした。府は府制施行上成るべく其の區域を限縮し、郡は面積約四十方里人口約一萬を程度とし、其の以下のものは之を隣接郡に併合し、面に在りては大體戶數八百戶、面積約四方里を最低標準とし、此に達せざるものは之を他に併合することゝし、府郡の廢合は大正三年三月一日より實施し、面の廢合は同年四月一日より道長官をして施行せしめ、一方には施政上の便宜と經費の節約を圖り、一方には人民の負擔をして均衡を得せしむることゝした。

島制の施行　從來島の行政は郡守が管掌したが交通上の不便甚しく、敏活に機宜を制し難き憾あり、殊に濟州島及び鬱陵島は最も重要なる島であるので、大正四年五月新に島制を創設し、右二島に付ては從來の郡を廢して島廳を置き、島司をして島全般の行政事務を管掌せしめ、特に島令を發する權限を與へ、一面島司をして警察官を兼ね從來の郡行政と警察行政とを併せ行はしむることとなし、尙道長官に於て必要ありと認めるものに付ては島支廳を設置するを得ることゝした。

第十五　教育制度の樹立

一　朝鮮人教育

併合前の教育　朝鮮の教育は古來儒學を宗とし、科擧に應じ人格を修養するを以て目的とし、殊に高麗時代の末より朱子學勃興し、爾後李朝一代を通じて此の學派は殆んど其の存在を許されなかつた。之が機關としては京城には成均館及び東、西、南、中の四學があり、成均館には文廟を設けて孔子を祀り（其の他の諸賢をも合祀す）、明倫堂を置いて儒學を講じ、齋を設けて儒生を養ひ、歷代諸王は或は文廟に詣つて謁聖の儀を行ひ、世子は入學の禮を執つた。地方各郡には鄕校を置いて地方の子弟を敎へた。以上は何れも官設のものであるが、私設のものとしては各地に書堂があつて兒童に初步の漢文敎授を行つた。然るに李朝中期以降國運の傾くと共に此等敎育機關も漸次衰頹に趨き、明治二十七年科擧制度の廢止せられるに及び、成均館、四學及び

鄕校は全く名を存するのみとなり、獨り無數の書堂は各地に散在して舊態を保つた。明治二十八年革新の際範を帝國に採つて教育制度を樹て、京城には小學校中學校の外、師範學校農商工學校醫學校外國語學校等を、地方には小學校を設立した。小學校には官公私立の別があつたが其の他は皆官立であつた。然しながら其の施設が當時の時勢民度に適せず、又之を適當に經營すべき財力を缺き、效果の見るべきものは多くなかつたが此等は實に半島に於ける新教育の先驅をなすものである。

基督教の漸く半島に普及するに從ひ各派宣教師は布教の傍ら學校を建て、之を經營し、新教育に對し先鞭を著けたことは爭はれぬ事實である。明治三十八年保護條約の締結せられる前後より朝鮮人竝に外人宣教師によりて設立せらるゝ各種私立學校其の數著しく增加した。されども其の内容の見るべきもの殆んど之なきのみならず、中には不良なる教科書を使用するものさへ少くなかつた。此の如く統監府設置以前の半島教育界は頗る混沌たる有樣であつたが、愈々統監府の開設となり、明治三十九年三月日本興業銀行よりの起業資金償成立するや、其の内五十萬圓を割いて臨時學事擴張費に充て、之を以て教育制度を整備することゝし、時の統監府書記官俵孫一に囑託して其の局に當らしめた。是に於て明治三十九年八月普通學校令、高等學校令、師範學校令、外國語學校令を一時に公布したるを初めとし、明治四十一年高等女學校令、私立學校令を、同四十二年實業學校令を公布し、其の間、官公立普通學校百師範學校一、高等學校一、外國語學校一、農林學校一、工業傳習所一、醫育部一、高等女學校一を改造又は新設し、茲に初めて朝鮮教育の基礎を築くに至つた。

然れども彼の明治四十年軍隊解散後、雨後の筍の如く一時に叢生し來つた私立各種學校は其の基礎何れも不確實なる上、不良教科書を使用し危險なる政治思想に驅らるゝもの少くなかつた。且又設立及び教科用圖書の使用認可等法規上必要なる手續さへ了せざるものが多數であつたので、一面此等の整理を行ふと同時に、少數の健實なる官公立學校によつて眞に新教育の何たるかを一般に周知せしめ、且學部編纂檢定又は認可の教科用圖書を使用せしめ、以て漸次此等の各種學校を整理改善せんとするのが當時の方針であつた。

併合後の教育

(一) 半島教育の大本　朝鮮統治の根本方針が斯民の同化に在ることは既に述べた所である。故に朝鮮人に對する方針としては主として帝國臣民たるべき能力品性を涵養するに在ることは言を俟たざる所である。殊に從來實業を卑み勤勞を厭ひ、遊惰放逸に流れたる宿弊を矯め、勤勉力行の氣風を養成し、愛勞の習慣實業の趣味を會得せしめ、進んで　皇室を尊び國家に忠なる國民性を建設せなければならぬ。實に教育は國家百年の計であつて、半島統治盛衰の由つて懸る所である。夫れ故に新に總督の政治を半島に布くに當り最も愼重なる研究を要するを以て、併合の初年は之に對して何等の施設をなさず、翌明治四十四年八月始めて勅令第二百二十九號を以て朝鮮教育令を制定公布して其の大本を確定した。卽ち同令第二條に於て教育は教育に關する　勅語の趣旨に基き忠良なる國民を育成することを本義とすと規定されてある。是れ卽ち帝國教育の本義が内地と朝鮮とに於て決して異ならない事を明示したものである。加之

同年十月二十四日を以て教育に關する　勅語をば特に朝鮮總督に下付し給はれたのである。

然して同年十月總督府令を以て普通學校・高等普通學校・女子高等普通學校・實業學校・私立學校の諸規則其の他關係法規を制定公布し、朝鮮教育令は同年十一月一日より實施せられたのである。而して寺内總督は本令の施行と同時に諭告を發し、各道竝に官立諸學校（總督府中學校を除く）に對し訓令を發して居る。其の諭告中に

帝國教育ノ大本ハ夙ニ教育ニ關スル　勅語ニ明示セラルル所之ヲ國體ニ原ネ之ヲ歴史ニ徴シ確乎トシテ動カスヘカラス朝鮮教育ノ本義亦此ニ在リ

惟フニ朝鮮ハ未タ内地ト事情ノ同シカヲサルモノアリ是ヲ以テ其ノ教育ハ特ニ力ヲ德性ノ涵養ト國語ノ普及トニ致シ以テ帝國臣民タルノ資質ト品性トヲ具ヘシメムコトヲ要ス若夫レ空理ヲ談シテ實行ニ疎ク勤勞ヲ厭ヒテ安逸ニ流レ質實敦厚ノ美俗ヲ捨テテ輕佻浮薄ノ惡風ニ陷ルカ如キコトアラムカ啻ニ教育ノ本旨ニ背クノミナラス終ニ一身ヲ誤リ累ヲ家國ニ及ホスニ至ルヘシ故ニ之カ實施ニ關シテハ須ラク時勢ト民度トニ適應シ以テ良善ノ效果ヲ收メムコトヲ努ムヘシ

と謂はれてあるのは實に朝鮮教育の眞髓を示したものに外ならぬ。殊に國語の普及は國民同化の根柢をなすものであるから本教育令に於て最も重きを置いた所であるが、朝鮮語竝に朝鮮文化と離るべからざる漢文も亦決して之を輕視することなく、普通教育より專門教育に至るまで各學校の教科課程中に適當に案配せられた。

(二) 學制の大要

朝鮮教育令は謂ふまでもなく朝鮮人のみの教育に就きて規定せられたものであつて、本令竝に關係諸法規に依り當時の學制の大要竝に之に關聯した事項を述べると下の通りである。

朝鮮人の教育は之を大別して普通教育實業教育及び專門教育とした。

(イ) 普通教育　普通教育の機關は普通學校・高等普通學校及び女子高等普通學校である。

普通學校　は修業年限を四年とし、教科目竝に其の名稱共成るべく舊時のそれを襲つたのであるが、國語教授を主とし國民性養成に力めるの等其の本領に於て自ら併合以前と大に相異るものあるは言を要せざる所である。普通學校は國民性の涵養・國語の普及に於て最も重要の機關たるのみならず、一面鄉黨を指導して地方教化の中心たらしめんことを期して居る。されば併合以來之が增設改善に付ては當局に於て大に力を盡し、併合當時其の數僅かに百校就學兒童一萬五千人に過ぎなかつたが統治三年後には校數三百六十六、就學兒童約五萬人を算し、一府郡毎に一校以上の設立を見、本期の終頃には四百四十七校となつた。

普通學校設立維持に關する費用は公立普通學校費用令（明治四十四年十月制令第十二號）を以て定められ、府郡臨時恩賜金利子・鄉校財產收入（下に述ぶ）基本財產收入・授業料寄附金・國庫補助金及び地方費補助金を以て之を支辨し、尙不足ある時は之を學校設立區域内の朝鮮人に分課することを得せしめた。之が設立區域の設定は總督の認可を要するのである。

普通學校は其の經費支辨の方法等より之を官立甲種公立乙種公立補助指定及び私立の五

種に區別したが明治四十四年度より如上の區別を廢止し、官立の外は單に公立及び私立の二種とし、在來の甲種公立及び補助指定は之を公立とし、乙種公立及び私立普通學校は其の適良なるものは之を公立に變更し、他は任意に私立として存續せしむるか若は廢校せしめて一般同種類私立學校を整理した。

普通學校の訓導は同學校官制に依り之を判任官とし、併合前官公立普通學校には校長の下に學監を置きしも今回は之を廢し、從來學監として公立普通學校指導の任にあつた內地人教員は之を訓導兼校長とし、又新設の公立普通學校に對しては夫々內地人校長を任用配置し、部下朝鮮人訓導及び副訓導を指導して普通學校の實績を擧げるに努めしめた。此の如く新附同胞の基礎教育をなす公立普通學校に於て國語教授竝に國民性養成の重大事業に任じたる は少數の內地人校長及び其の下に働いた朝鮮人教員であつた事は吾人の記憶を要する點である。

高等普通學校　は修業年限を四箇年とし、年齢十二年以上にして普通學校を卒業し又は之と同等以上の學力を有する者を入學せしめ、教科目は大體中學校と同樣で國語を必修とし、英語は隨意科とし、實業は農業商業の中其の一を課した。本期に於ては官立高等普通學校は京城・平壤・大邱の三箇所で、他は私立高等普通學校が五校あるに過ぎなかつた。

女子高等普通學校　は修業年限を三箇年とし、年齢十二年以上にして普通學校を卒業し又は之と同等以上の學力を有する者を入學せしめ、教科目は大體高等女學校と同樣で國語を必修とし、

修とした。又本科の外別に修業年限三年以內の技藝科を置くことを得せしめ特に力を貞淑にして勤儉なる女子の養成に致さしめた。

(ロ) 教員養成　此處で述べて置かねばならぬ事は、最初の教育令に於ては特に師範學校の設立を認めなかつた事である。そこで普通學校に於ける教員の養成機關として官立高等普通學校に限り、本科の外別に修業年限一年の師範科(本科卒業生を收容す)又は同一年以內の教員速成科(年齢十六年以上で本科二年修了又は之と同等以上の學力のものを收容す)を置くことを得せしめた。又官立女子高等普通學校に限り右と同樣女子の師範科を置くことを得せしめた。右教員速成科は京城竝に平壤高等普通學校に附設したが尙明治四十五年一月から兩高等普通學校に修業期間三箇月の臨時教員速成科を特設し當時の急需に應ずる事にした。此の外尙京城高等普通學校には臨時教員養成所が附設されてあつた。之は併合の爲廢止せられた舊官立漢城師範學校の事業及び生徒を承繼したものである。

從來公立普通學校に於ける內地人教員は學校長たる訓導各校一人の外、稀に一、二名を置くに過ぎなかつたから、內地から相當學識經驗ある有資格者を選拔採用する方針を採り、從來別に之が養成機關を置かなかつたのである。然るに本期の事業漸く其の緒に就き、公立普通學校の增設に伴ひ朝鮮內に於て適當の教育を施したる內地人訓導を配置補充するの必要を認め、大正二年三月府令を以て京城高等普通學校附設臨時教員養成所規程を改正し、同所を二部に分ち、第一部に於ては從來の如く修業年限を三箇年として普通學校朝鮮人教員を、第二部に

於ては修業年限を一箇年として普通學校内地人教員を養成することゝした。

(八) 實業教育　新學制に依る實業教育の機關は農業學校・商業學校・工業學校及び簡易實業學校である。農業・商業・工業の三學校に在つては其の修業年限を二年乃至三年とし、年齢十二年以上にして普通學校を卒業し又は之と同等以上の學力を有する者を入學せしめた。

抑々朝鮮に於ける實業教育制度は、併合の前年に創設せられたもので併合の當初に於て農業學校十八(農林を含む)商業學校三に過ぎず、創立後日尚淺く未だ大に見るべきものはなかつたが、當局の實業奬勵の方針と一致し、地方勸業機關の技師技手が校長又は教員を兼務して大に其の效果を擧ぐるに努力した。右の商業學校中一校は私立善隣商業學校であつて同校は明治三十九年の創立に係り、大倉喜八郎氏が韓國青年教育の目的を以て寄附したる二十萬圓及び韓國政府の寄附したる校舍及び敷地を基本財產とする財團法人である。此の外更に簡易なる實業を奬勵する爲併合直前に實業補習學校規程が公布されてあつたが、新教育令に依り簡易實業學校と改め、修業年限・入學資格及び教科課程を限定することなく、土地の狀況に依り實際に適合する簡易教育を施し、實務に從事する子弟及び其の他をして夜間・休日若くは業務閑散の季節を利用して修學するの便を開き、又之を公立普通學校に附設することを得せしめた。其の數は併合の當初京城に於て三校慶北尙州に一校、計四校に過ぎなかつたが、本期の終には公私立合して七十四校に達して居る。

以上の實業學校に於ては何れも實習に重きを置き勤勞好愛の思想を養成し、之を實地に奬勵したが爲產業の開發朝鮮一般民衆の風俗改善に資すること實に多大であつた。

(九) 專門教育　專門學校は新教育令に於て其の設置の必要を認めたが、併合の當初は未だ其の時期に達せないので、只舊韓國政府時代に存在した所のものを其の儘存續するに止めた。夫は朝鮮總督府勸業模範場に附置された農林學校、同じく農商工部所管に屬した工業傳習所、朝鮮總督府醫院に附屬せしめた醫學講習所(大韓醫院附屬醫學校の改稱)同じく內務部所管に屬した京城專修學校(法學校の改稱)等であつて、何れも皆新學制系統の外に立つものであつた。

然るに新學制實施以後普通教育の施設漸次其の歩武を進め、高等普通學校及び實業學校の入學者及び卒業者遂年增加する狀況となつたので、朝鮮人の子弟に對し高等の學術技藝を修得するの途を啓くの必要を認め、大正四年三月新に專門學校規則を制定發布し又同時に訓令を發して專門教育實施の素地を作り、大正五年四月專門學校官制を定めて先づ京城專修學校(法律經濟を教授す)修業年限三年)京城醫學專門學校(修業年限四年)大正七年特別醫學科增設)京城工業專門學校(修業年限三年)の三校を置くことゝし、各學校規程を發布して夫々前記の三學校の組織を該規程に合致すべく改定し、茲に初めて新學制に依る專門學校の設立を見るに至つた。實に本期の終頃である。因に前記農林學校が朝鮮教育令に依る專門學校に昇格し水原農林學校と改稱せられたのは次期大正七年四月である。

(十) 教科用圖書　明治三十九年八月普通學校令の公布せられ所謂新教育の實施せらるゝや、舊韓國政府學部は三土忠造を學政參與官に聘用して新に普通學校教科用圖書の編纂に當

らしめ、非常なる速度を以て第一次の編纂を了し明治四十年の學年開始より之を各官公立普通學校に使用せしめ引續き第二次の改訂編纂に著手した。當時諸學校に於て使用する敎科用圖書は舊時漢文の書籍の外は適當なるもの殆んど一も之なき情勢であつて、國語の未だ普及せざる當時にありては內地の敎科書を直ちに使用すること到底不可能であり、從つて多くの不良敎科用圖書が使用せられたのである。そこで當時多數に存在した私立學校に對しても初等程度のものに對しては學部編纂普通學校敎科用圖書を使用せしめ、其の他は一々其の內容を審査して之が使用を許した。學部檢定の敎科書は一般に使用を許したが事實數種に過ぎなかつたのである。斯くの如く當局は多大の努力を拂つて學校敎育內容の改善に留意したので併合直前には粗々之が整理を了した。然るに一朝併合となるや、從來學部編纂の敎科用圖書も全部不適當となつたので更に新敎育令の精神に順應すべく普通學校各敎科の敎科用圖書編纂に著手し、中等程度及び夫以上の敎科書は本府の編纂したるものある場合は之を用ひしめ、然らざるものは文部省檢定及び其の他の圖書中より本府の認可せるものを用ひしめた。殊に修身、國語、漢文、朝鮮語の敎科書は成るべく本府に於て之を編纂する方針を執つた。此の方針は依然として今日に及んで居る。

(ヘ) 私立各種學校　併合直前に於ける私立各種學校の狀態は既述の通りで素より其の內には內鮮外人の經營に係る學校で健實なるものも少くなかつたが未だ不完全なるもの多きを免れなかつたので、朝鮮敎育令施行の際に於ける總督の訓示中には、懇篤に此等を指導監督すべき旨を述べ「殊ニ其ノ敎員ノ選任及ヒ敎科用圖書ノ選擇ハ敎育上最モ重要ノ事ニ屬スルヲ以テ深ク意ヲ此ニ用キンコトヲ要ス」と謂はれて居る。然るに年を經るに從ひ、維持方法不確實なるもの又は存立の價値なきものは、漸次廢合して著しく改善の域に向ひ其の數亦大に減少し併合の當時二千百餘校を算したるも大正三年度末に於ては一千六十八校（內一般學校七百八十六校、宗敎學校四百八十二校）となつた。因つて大正四年三月專門學校規則の發布と同時に從來の私立學校規則に改正を加へ、十箇年の豫備期間を與へて漸次之が改善を促すこととした。其の改正の重點は專門敎育を爲す私立學校の設立維持するに足るべき財產を有する財團法人なるを要すること、私立學校の敎員資格に關すること、就中私立各種學校の敎科課程に關すること、私立學校の普通學校、高等普通學校、女子高等普通學校、實業學校又は專門學校の規則に準じて之を定むべきものとし、此の場合に於ては右學校の規則に規定する以外の敎科課程を加ふることを得ざることゝした。由來帝國の學政に於ては夙に國民の敎育をして宗敎の外に立たしむるを主義とするを以て、寺內總督は朝鮮敎育令施行の際の諭告中に於て「信敎ハ各人ノ自由ナリト雖モ帝國ノ學政ニ於テハ夙ニ國民ノ敎育ヲシテ宗敎ノ外ニ立タシムルヲ主義トス故ニ官立公立學校ハ勿論特ニ法令ヲ以テ學科課程ヲ規定シタル學校ニ於テハ宗敎上ノ敎育ヲ施シ又ハ其ノ儀式ヲ行フコトヲ許ササルヘシ」と宣言して居る。是に於て基督敎各派の私立學校に於ても宗敎の敎科を加へ又は其の儀式を行ふことを得ざることゝした。之は國民敎育の統一

上洵に已むを得ざる事であつたのである。是よりして私立各種學校は何れも統一せる方針に向つて改善の歩武を進めるに至り、基督敎諸派の中美監理派に屬する諸學校は何れも進んで其の學則を改正したが、長老派に屬する諸學校は之を躊躇し以て次期改革の時に及んだ。

(ト) 國語の普及　朝鮮敎育令に於ては特に其の編纂に留意し、極めて兒童に入り易き方法を採用したが普通學校用國語讀本に於ては、其の編纂に留意し、極めて兒童に入り易き方法を採用したるが爲學制實施後官公立學校に於ける進歩著しきものあり、私立學校に於ても新政の趣旨理解せらるゝに從ひ、漸次國語を加ふるもの多く進んで內地人敎員を聘用せんとするに至り、一般朝鮮人に在りても時運の進展と實際生活上の必要より國語習得に對する熱心年と共に旺盛に赴いた。そこで所在の公私立學校を中心とし、其の他警務官憲、地方官吏又は篤志者間に於て施設せる國語講習會、夜學會等都鄙到る處に開設を見ざるなく、其の學習者は青年男女ばかりでなく、壯年、老年の者も少くない有樣であつた。此等は多く普通學校讀本を使用したが、本府は別に速成國語讀本なる簡易なる敎科書を編纂出版し各道に配布して使用せしめ、之が爲大に効を奏した。

(チ) 留學生　半島の學制未だ樹立せざる時に當つて志ある青年は笈を負ひ海を渡つて內地又は外國に遊學するものあるは已むを得ざる事情なりしも、動もすると其の方針を誤るもの之あるを以て舊韓國政府以來東京に留學生監督を置いて之が保護取締に任じた。併合後も同樣の方針を採り內鮮人各一名の監督を置き常務の外每年二回以上留學生の學業成績及び品行を調査報告せしめ、尙東京留學生監督部內に寄宿舍を附設して成るべく多數の留學生を收容し監督指導の實を擧げしむることを期した。又前時代の方針を踏襲し朝鮮總督府留學生規程を設け(明治四十四年)身體健全、品行方正なる者より選拔して官費を以て留學を爲さんと欲するものは豫め道長官を經由して總督に屆出を爲さしむることゝした。本期の末に於て官費留學生は總計五百三十六人(內東京四百五十七人)を算したが私費留學生は三十八人、私費留學生は當局に於て出來得る限り之が就職を斡旋して無爲徒食の者なからしめ以て彼等の善導に努力した。然るに本期の末に至り朝鮮に於ても專門敎育の施設漸く全からんとし、必ずしも內地に留學を必要とせざるに至つたので、地方長官をして成業の見込不確實なる留學計畫は漸次制止せしむる方針を取つた。

(四) 舊學の處分　舊時代に於ける儒學敎育の中樞たる成均館は併合後も尙微々として存在し、京城內の四學は何時しか自然廢學となり、地方の鄕校は文廟を享祀する機關として殘存した。新附國民の敎育は敎育に關する　勅語の精神により實行せらるべきは旣述の通りであるが、永く半島に行はれた儒學の維持保全は半島統治上最も留意すべき事であつた。因つて之に就ては以下各項の如く實施せられた。

(イ) 經學院　本院は經學を講じ文廟を祀り風敎德化を裨補することを目的とし、高性篤行の耆宿を優待し以て儒林を尊び碩學を重んずるの美風を推奬し、更に進んで彝倫の扶持、人心の啓發に資する機關として明治四十四年六月府令を發布し、九月舊成均館を廢して夫と同位

置に設置せられたものである。同院は總督の監督に屬し之に講士を置き總督の推擧に依り各道に於て學識德望ある者を以て充當し、又職員として大提學一人、副提學二人、祭酒五人、司成及び直員各若干人を置き院務を處理せしめる。本院に對し　明治天皇は臨時恩賜金二十五萬圓を下賜して其の基金に充てしめられた。仍て總督は特に訓令を發し職員竝に講師たる者は宜しく優渥なる　聖旨を奉體し身を以て敎化の裨補に努むべきことを諭した。

(ロ) 鄕校　元來鄕校は政府の命令を以て地方各府郡に設備せしめた舊時の敎育機關であつて、其の大成殿には孔子其の他の位牌を祀り明倫堂に儒學を講じ來つたが、併合前に於て既に修學機關たるの實を失ひ獨り文廟の享祀のみをなして居つた。因つて明治四十四年十月府令を以て文廟直員を置き之を名譽職とし、府尹、郡守の指揮を承けて文廟を直守し庶務に從事せしむることゝした。鄕校には從來韓國政府より下付したる學田、地方儒林の鳩財其の他附屬の財產が附屬して居るので、該財產は擧げて舊韓國政府學部の所管となし、明治四十三年（隆熙四年）四月鄕校財產管理規程を制定し府尹、郡守をして之が整理に任せしめた結果漸次其の收入を增加した。此の鄕校財產收入は同規程に依り郡內の公立學校又は指定したる學校の經費竝に文廟の修理享祀費に使用せしめた。そこで併合の翌年度に於て此の收入は通計十萬百八十二圓に達し、內六萬三百九十圓は之を學校經費に使用した。故に本財產收入は本年度以降公立普通學校の增設に役立つたこと實に尠くない。

(ハ) 書堂　これは舊來の初等敎育機關で昔內地の寺小屋に類するものである。各道到る處に存在し、敎師の任意に設けるものであるから其の存廢は常ならぬ有樣である。何れも皆初步の漢文敎授及び習字を爲すに止り日常必須の知識を授くるものは極めて稀である。然し從來敎育機關の不備に拘らず眼に一丁字なき者比較的少きは之れあるが爲であつて、初等敎育機關の施設未だ洽ねからざる今日に於て殊に僻遠の地方に在りては遽に之が廢絕を圖るは時宜に適せざるものである。因つて徐々に之が改良發達を圖るの方針を採つた。其の後公立普通學校の漸次增設せられるに從ひ、地方によつても普通學校長をして書堂敎師の講習會を開催せしむるもあり、從來の漢文素讀習字の外に國語、算術等を敎授するもの年々多きを加ふるに至つた。本期の終に於て書堂の數各道を通じて二萬一千八百餘であつて、其の中改良書堂の數七百有餘に達した。

二　內地人敎育

學校組合　併合以前に朝鮮各地に於て居住內地人兒童に對する敎育及び其の他の事業をなす爲日本人會なるものがあつたが、此の會は法人にあらず、從つて財政の基礎確實ならず、而かも內地人兒童の敎育は一日も忽諸にすべからざるを以て、明治四十二年十二月曾禰統監の時代に統監府令を以て學校組合令を發布した。之が同組合令の初である。同令は其の第一條に於て組合の法人たるを明示し、專ら敎育事務を處理するを目的とし、土地の狀況に依り附帶事業として衞生事務を處理することを得しめた。又其の支出は組合の財產より生ずる收入及び授業料其の他の收入

を以て之に充て、猶不足ある時は組合費を賦課徴收する權能を認めた。是よりして日本人會は特殊の事情あるもの數箇所の外漸次其の組織を改めて學校組合とし、明治四十四年度末に於て其の數百五十八、明治四十三年に於ける各學校々數及び生徒數は公立小學校百七、官立中學校一、公立高等女學校三、公立高等專修學校二、其の生徒數合計一萬五千六百餘人であつた。

朝鮮に於ては學齡兒童に對し未だ義務敎育の制度は布かれて居らぬが、明治四十五年三月に至り新に學制を制定發布して敎育の本旨を明かにすると共に、學校の種類に應じて之を統一し大様內地諸學校と同一となし、公立學校はすべて居留民團及び學校組合の外設立を許さゞる事とし、一面國庫補助金を增額し或は新たに支給の途を開き、漸次其の面目を更新し國民敎育の實績を擧ぐるに於て粗々遺憾なからしめた。大正二年十月制令を以て學校組合令を改正し、府令を以て同施行規則を定め、大正三年四月一日より府制實施と同時に施行することゝした。今次の改正令に於ては學校組合の事業を敎育事務に局限して衞生事務は之を本府に移した。

本府は學校組合に於て經營する小學校に對して年々勘からざる補助金を與へて其の發展を助長したが未だ學校の設けなき僻陬地方の學齡兒童に就學の便を與ふる爲道學校組合又は敎育會等に年々相當補助金を支給し兒童寄宿所を設備經營せしめた。又未だ普通學校の設けなき僻遠の地方に在つては朝鮮人兒童の內地人小學校に入り學習する者も若干ある如き實情であつた。

大正五年度末に於ける學校組合數は三百二十九を算し併合當初の倍以上に上り、之に對する國庫補助金合計三十四萬二千餘圓で組合費賦課金は六十六萬七千三百餘圓、此の一戶當り平均八圓四十二錢餘に達して居る。

專門敎育其の他　內地人の專門敎育機關は未だ特設せられるに至らず、又內地人を敎育する私立學校は其の數多くはなかつたが、大正四年三月新たに朝鮮人敎育の專門學校規則を發布し、同時に私立學校規則を改正した際に、京城醫學專門學校及び京城工業專門學校に內地人をも收容することゝ爲し、以て朝鮮人子弟と內地人子弟の混合敎育を施す途を開いた。又前年八月府令を以て內地人を敎育する私立學校に關する規則を制定發布し、大體朝鮮人敎育に關する私立學校規則に準ずることゝした。

こゝで注意すべきことは、移住內地人の逐年增加すると共に小學校の數も漸次增加するを以て、此等の學校に敎員を補充する爲內地人小學校敎員養成の必要を認め、明治四十四年三月勅令を以て朝鮮總督府中學校附屬臨時小學校敎員養成所を設置し、五月其の授業を開始した事である。同所は修業年限一箇年定員四十人で中學校卒業者を入學せしめた。

本期の終即ち大正五年度末に於て內地人敎育機關は小學校官立一、同公立三百二十三、中學校官立三(京城、釜山、平壤)、高等女學校公立九(實科高等女學校を含む)、商業專修學校公立二、私立一、簡易商業專修學校公立三、專門學校私立一、各種學校私立四、幼稚園公立八、私立十一、兒童寄宿所十で私立學校中重なるものには東洋協會植民專門學校京城分校(明治四十年創立)がある。

三　敎員心得

第一期　寺內總督時代

發布の次第　大正四年十一月十日　大正天皇の御卽位大禮を京都に擧げさせ給ふや、大禮訖るの後特に文部大臣を宮中に召させられ、敎育振興に關する　御沙汰を下し賜ふた。朝鮮に於ては曩に勅令を以て朝鮮敎育令を公布し敎育　勅語の御趣旨を以て敎育の大本と定められ、明治四十四年十月二十四日該勅語を朝鮮總督に下し給ひ、今又益々先帝　聖訓の　御趣旨を發揚せらるべき旨の　御沙汰を蒙つたのである。此の時恰も朝鮮に於ては專門學校規則が同年三月を以て發布せられ、來る大正五年度より朝鮮敎育令に依る專門敎育の實施を見んとし、一面に於て朝鮮始政五年記念物産共進會は同年九月十月を以て大成功を以て終了を告げ、產業方面の諸施設に於て方に一層の奮勵を加へんとする時であつた。玆に於て寺內總督は右敎育令の精神に則り平素訓諭した所を合せ、大正五年一月四日訓令を以て敎員心得を發布し、官公私立又は普通敎育、專門敎育を問はず、何れの方面に於ても敎育者の日常遵守すべき條項を示し其の據る所を知らしめ、以て朝鮮敎育振興の　聖旨に答へ奉らむことを期したのである。

內容　本訓令は今回別に新たなる方針を樹てたのではない。朝鮮敎育令及び其の他の法令に規定せられたるもの竝に從來訓告せられたる所の方針に據り、之が效果を擧げ以て其の目的を貫徹せんが爲に日常敎員の服膺すべき必須の事項を揭げたるものである。該訓令に於ては其の最初に「蓋シ我カ帝國ハ開闢以來萬世一系君臣一體世界ニ比類ナキ國體ヲ有ス故ニ帝國臣民タルモノハ協心戮力祖先ノ美風ヲ繼承シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼セサルヘカラス是レ實ニ敎育ノ大本ニシテ又國家カ特ニ敎育ヲ布ク所以ナリ故ニ敎育ノ任ニ當ル者ハ常ニ國民敎育ノ大本ニ思ヲ致シ特ニ左ノ三箇條ニ留意シテ努力奮勵セムコトヲ要ス」と揭記して左記三條の大綱を擧げ、之が實現の方法として特に注意すべき九項を示して居る。卽ち左の如くである。

大綱三條

第一條　忠孝ヲ本トシ德性ヲ涵養スヘシ

第二條　實用ヲ旨トシテ知識技能ヲ敎授スヘシ

第三條　强健ナル身體ヲ育成スヘシ

特ニ注意スヘキ九項

一　生徒ノ性質境遇ニ順應シテ敎育ヲ施スヘシ

二　時勢ト民度トニ適合スル敎育ヲ施スヘシ

三　訓育ニ留意シ國民的性格ノ養成ニ力ムヘシ

四　統一アル敎授ヲ行ヒ鍊磨ノ效ヲ積マシメ生徒ヲシテ其ノ學フ所ヲ確實トナラシムヘシ

五　學習ニ興味ヲ感シ自學自習ノ習慣ヲ得シムヘシ

六　身體ノ鍛鍊ニ留意シ體操ト共ニ適當ナル運動ヲ奬勵スヘシ

七　敎師ハ親愛ト威重トヲ以テ生徒ニ臨ミ常ニ率先シテ模範ヲ示スヘシ

八　敎師ハ志操ヲ堅實ニシ常ニ自己ノ修養ニ力ムヘシ

九　敎師ハ同僚相親和シ進ンテ父兄鄕黨ニ親ミ之ヲ敎化スルノ覺悟アルヘシ

第十六　氣象觀測及び朝鮮民暦

氣象觀測　天體の觀測は往古より朝鮮に於て行はれたが近世の氣象觀測事業は明治三十七年帝國政府の創設したもので、後之を統監府の管掌に移し次で同四十一年四月更に韓國政府に引繼ぎ、併合後本府の所管となつたのである。當時仁川に觀測所を置き、京城・平壤・釜山・元山・龍岩浦・城津・大邱の八箇所に測候所を置き、其の後更に江陵・中江鎭・雄基に測候所を增設した。

由來氣象觀測の事たる交通竝に產業等と密接なる關係を有するのであるが、朝鮮の如く一萬四千餘方里の廣袤を有し、而も地形の凸凹極りなき疆域に在つて斯る僅少の測候所を以て氣象觀測の目的を達することは固より至難の事であるので、必要の府郡及び警察官署を指定して簡易觀測又は雨量觀測を施行せしめ、又燈臺・農場其の他の官公署に於ける氣象觀測成績を蒐集し以て幾分施設の不備を補つた。尙天氣豫報・暴風警報の正確と迅速とを期する爲、帝國中央氣象臺・其の他內地・臺灣・關東州・青島・上海・香港・馬尼剌・浦潮斯德等の測候所より氣象電報を接受し、之が利用の普及を圖る爲各地に信號所を設け之に揭記せしむると共に、其の設置なき地方に對しては警務機關を通じて之を周知せしむる手段を採り、近海を航行する艦船の爲には無線電信を以て之を通報した。大正五年に於ける氣象觀測の機關は觀測所一・附屬測候所十一・簡易觀測を爲す府郡五十・雨量觀測を爲す府郡及び憲兵隊六十七・氣象觀測の報告を委託せるもの五・氣象觀測の報告を委囑せるもの五十二・信號所二十一箇所で、其の內仁川・釜山・元山の三箇所に於て暴風雨標式を揭揚し、大正四年八月十五日より仁川月尾島に晴雨信號を揭揚することゝした。

內鮮標準時の統一　明治三十九年六月二日以來半島に於ける日本帝國の諸官署のみは日本標準時を使用し、明治四十一年四月一日以後は半島に於ける日韓兩國官署共帝國中央標準時に對し三十分の時差を置いて標準時としたが併合後內地との關係が益々密接となり相互の交通亦頻繁を加ふるに至り、之を統一する必要を認め、明治四十五年一月一日より朝鮮の標準時は中央標準時に據ることゝした。

朝鮮民暦　朝鮮は古來支那に服屬して其の正朔を奉じ從つて其の暦法を遵行したが、明治二十九年淸國との關係全く斷絕するや、翌三十年號を立てゝ光武といひ、光武二年より舊韓國政府學部觀象所に於て明時暦を編製頒布した。又朝鮮では明治二十九年以來太陽暦を採用したが、一般民衆は太陰暦を便とし、隨つて支那暦書の流入するものが尠くなかつたから、舊韓國政府の明時暦にも太陰暦を主とし太陽暦を附記した。此の明時暦は明治四十一年（隆熙二年）までゝ止み、翌年より「大韓隆熙何年暦」と改め、內容は太陽暦を主として太陰暦を對照とし、學部編輯局に於て編製頒布し以て併合の時（隆熙四年）に及んだ。元來暦書頒布は國家の正朔を奉せしむる所以であり、施政上最も緊要事項に屬するが故に、併合後は我が國の暦書を行ふべきであるが、民度習俗の關係上內地の暦本は直ちに行はれ難い實情に鑑み、明治四十四年度より別に本府に於て民暦を編製し、其の標題を「明治何年朝鮮民暦」とし、其の內容は時勢民度に鑑みて太陽・太陰對照とし、帝國の大祭祝日を卷頭に明記

し、各曆日の下に列記した種々な迷信的事項は著しく簡略して弊害の伴はない程度に止め、之を印行して其の頒布普及に努め、一方に於て支那曆の密輸を嚴重に取締つた。而して該曆書の編纂事務は大正元年より仁川觀測所之に當り、之が印行頒布の事務は本府學務局編輯課に於て管掌した。

第十七　宗教及び享祀

概說　朝鮮半島は古來佛教弘通の地で、三國時代に於て該教が如何に盛行したかは現在其の遺物に依つても之を知る事が出來る。高麗時代に入り正に極盛の域に達し、上は國王より下庶民に至るまで之を信せざるなく、王子中よりも名僧を出すに至つた。然るに高麗末に至り僧侶の墮落と朱子學の傳來との爲大なる打擊を蒙り、李朝に入り抑佛崇儒の方針を以て國是となしたるが爲、全く濟世救民の宗教たる地歩を失墜し、深く山中に隱れて僅かに其の餘喘を保つに過ぎなかつた。李朝中期に至り、支那を經て天主教が初めて將來せられた。されども其の教義が朝鮮固有の祖先禮拜の風習に反し、終には政治上危險視せらるゝに至り度々の迫害を蒙つたが、何時しか國民の間に潛行傳播し最近敎禁の弛むに及び益々弘布するに至つた。旦又最近に至り基督敎新敎各派の宣布せらるゝあり、忽ちにして異常の成功を收め以て併合直前に及んだ。右の如くであるが、

最近に至るまで何等布敎上取締の目的を以て設けられたる法規あるなく、其の之あるに至つたのは統監府設置後、明治三十九年十一月宗敎の宣布に關する規則の制定せられたるに初まるのである。該規則に依るときは、神道、佛敎其の他何れの敎宗派に屬するものと雖韓國に於て布敎せんとするものは、悉く統監の認可を受くることを要した。又寺院會堂其の他宗敎の用に供する營造物の設立は理事官の認可を要したのである。併合後に至つては朝鮮人側の寺院に對しては明治四十四年六月制令を以て寺刹令を公布し、神道、佛敎基督敎の一般布敎に關しては大正四年八月府令を以て布敎規則を制定發布し、十月一日より內鮮外人の別なく均しく之を施行適用したのである。此の布敎規則なるものは、固より信敎の自由に何等制限を加へるものではなく、單に布敎上の手續と若干取締上必要の事項を規定したに過ぎないものである。尤も此の當時朝鮮人中に在つては未だ宗敎と見做すべからざる各種の信仰團體があつたので、本規則を以て宗敎の範圍をば、神道、佛道、基督敎の三者に限定し、又宣布をなす者の資格に付適當の制限を加へるのも其の目的の一であつた。故に本令施行の結果事實上宗敎の宣布に從事し來つた內地人、朝鮮人及び外國人は玆に始めて其の宣敎行爲を公認せられ、一面に於て屆出又は許可申請等の手續を要するに至りたるも、他面に於て一視同仁の保護監督を受ける事となり、併合後に於ける社寺竝に布敎行政の方針は玆に始めて確立せられたのである。

享祀とは李朝を除き上古より半島を統治した歷朝の始祖及び特殊の功德ある諸王の遺靈、又は李朝以前に在りて學德功績ある先賢を追慕奉祀することを云ふのである。之は宗敎とは別であ

つて、又我國の國祖或は開國の諸神等を祭るものと混同してはならぬ。依つて此處に之を區別して說くことゝする。

一　內地神・佛道各派の布教

神　道　內地神道の朝鮮に布教せられたのは、明治二十六年天理教の里見治太郎釜山に於て布教を試みたるを以て其の嚆矢とする。次で同三十年頃神理教も亦釜山に開教し、同三十九年宗教の宣布に關する規則制定後、金光教神理教・大社教・天理教相次で認可を受け、大正四年八月布教規則發布せられるに及び、他の諸派も漸次布教を開始した。

佛　道　內地佛道の朝鮮半島に於ける最初の布教は、遠く三百四十餘年前に遡ることが出來る。即ち後陽成天皇の天正十五年大谷派東本願寺の信徒美濃人奧村淨信なる者釜山に來つて布教したのが最初で、若干の信者を得て其の地に高德寺を建立したが、其の後文祿役に會ひ大谷派の朝鮮布教も亦久しく其の跡を絕ち、明治十年同本山は淨信の後裔奧村圓心等を派遣し再び釜山に開教した。同十四年日蓮宗渡邊日運も亦釜山に日蓮會堂を建て、同二十八年に本派本願寺派、同三十年淨土宗等各地に布教師を派遣して布教弘法に努めた。

併合後に至り大正四年八月布教規則と同時に神社寺院規則が制定發布せられ、寺院の創立建物の維持財產の管理等に關する事項が規定せらるゝに及び寺院布教所等の設備年を逐ふて增加し、漸次眞言宗・曹洞宗・法華宗・臨濟宗・黃檗宗等の宗派も布教に從事するに至つた。

二　朝鮮在來佛教

沿　革　半島の佛教は其の傳來極めて古く、高句麗は我が國仁德天皇の時支那北方秦國（符堅）より之を傳へ（高句麗小獸林王二年西紀三七二年）、次に百濟は同天皇の時南方東晉より之を傳へ（百濟枕流王元年西紀三八四年）、降て新羅は高句麗より之を傳へ我が國繼體天皇の時（新羅法興王十五年西紀五二八年）より國中に行つた。爾後三國に於ては夫々名僧輩出し、上下擧つて之を信仰し佛堂伽藍の建立頗る盛に行はれた。高麗時代に入り佛法を以て國家鎭護の法とし、國費に依る寺刹堂塔の建設一層盛となり、彼の大覺國師（義天）の如きは王子の身を以て宋に遊學し、歸つて華嚴宗を創むる等、名僧智識も亦尠くなかつた。然るに高麗末期に至り僧侶の墮落と政治に干涉せしより打擊を蒙り、恰も當時朱子學が興隆した爲、愈々衰靡の運に向つた。李朝に入り抑佛崇儒の國是を定め、從來存在した佛教十餘の宗派を整理して禪宗・教宗の二派となし、國內無數の寺院中右兩派に屬する三十六寺を認め、等分して兩派に屬せしめ、之に一定の財產を附給し、他は悉く之を廢して其の土田を沒收し且之が取締を嚴にすると共に度僧の制を設け、良民をして濫りに僧尼となるを許さず、又佛寺の創建を禁止する等官府の抑壓頗る甚しかつた。是に於て寺院は社會と懸絕して僅に其の財產によりて維持せらるゝに過ぎず僧侶は寺刹の財產は何時しか散逸し、殿堂は或は遊宴の巷と化し、或は荒廢其の極に達し、今や全く挽回の策なきに至つた。

寺刹令の實施　明治四十四年六月制定實施せられた所の寺刹令及び同令施行規則は、實に朝鮮佛教をして瀕死の狀態より蘇生せしめた所のものである。今其の要旨を擧げると　(一)寺刹の淨化保存に必要なる規定を設けたること。(二)寺刹統轄上現存寺刹中三十箇寺を認めて本寺とし(大正十三年十一月寺刹令施行規則を改正して一本山華嚴寺を加へて三十一本寺となる)、爾餘の諸寺は其の創立の由緒寺統附授の關係等を參酌して夫々一定の本寺の末寺とし寺法を以て之を定め總督の認可を受けしめたること。(三)右本末關係の外僧規法式布教其の他寺務に關することは本末寺法を以て之を定め總督の認可を受けしめ以て法綱の振肅寺務の刷新を圖つたこと。(四)寺刹の主管者たる住持の職責を明かにし之が選任の法を定め本寺の住持は朝鮮總督の認可を受け、其の他の住持は地方長官の認可を受くるの制としたること。(五)寺有財產の散逸消耗を防止する規定を設けたこと等である。之に加ふるに總督は併合當時の諭告に於て信敎の自由竝に儒佛諸敎と基督敎とを問はず總て平等に之を取扱ふ旨宣言したから、該令は卽ち具體的に在來佛敎の存立竝に保護を全からしめたに外ならぬのである。是に於て久しく頹廢を極めた寺刹も新に住持を置き寺法を定め財產保有の方法確立するに至り、大に其の面目を一新したるのみならず數百年來抑壓せられた僧尼は始めて一視同仁の政化に浴するを喜び屈辱の境遇を脫却して他の宗敎者と均しく布敎の任に膺り、漸く各自の職責を自覺するに至つた。

寺刹令施行の結果從來の寺刹は統轄整理せられ、本寺三十、末寺一千三百七十一を算した。

朝鮮寺刹本寺表

寺刹名	所在地	寺刹名	所在地
華嚴寺	全羅南道求禮郡馬山面	成佛寺	黃海道黃州郡州南面
仙巖寺	同　順天郡雙巖面	永明寺	平安南道平壤府慶上里
海印寺	慶尙南道陜川郡伽倻面	法興寺	同　平原郡公德面
通度寺	同　梁山郡下北面	普賢寺	平安北道寧邊郡北新面
梵魚寺	同　東萊郡北　面	乾鳳寺	江原道高城郡楷達面
桐華寺	慶尙北道達城郡公山面	檢岾寺	同　西　面
銀海寺	同　永川郡清通面	月精寺	同　平昌郡珍富面
孤雲寺	同　義城郡丹村面	釋王寺	咸鏡南道安邊郡文山面
金龍寺	同　開慶郡山北面	歸州寺	同　咸州郡東川面
紙林寺	同　慶州郡陽北面		
貝葉寺	同　順天郡松光面		
黃海	道信川郡附珍面		

三　基督敎

概說　今現に朝鮮內に布敎せられてゐる基督敎には舊敎あり、新敎あり、舊敎にも天主敎ギリシヤ敎あり、此等の諸宗は又其の傳道の團體によつて各々敎派を異にして居るのである。今其の團體を表示すると左の通である。

舊教（天主公教會　佛國派・獨國派・米國派
　　露國正教會（ギリシヤ教）

新教（日本組合基督教會・日本メソヂスト教會・日本基督教會
　　米國北長老派教會・米國南長老派教會・加奈陀長老派教會・濠洲長老派教會
　　米國美監理派教會・米國美南監理派教會
　　英國聖公會
　　東洋宣教會ホーリネス教會
　　米國第七日安息日耶蘇再臨教
　　救世軍
　　其の他布教團體（朝鮮人傳道師經營の諸團體及び元山、フエンウキツク氏の巡回傳道を含む）

右の内二三を除く外は何れも皆併合前より半島に布教を開始し、其の内最も早いのは佛國天主教であつて、今を距ること約百年前より布教に從事し、獨國派竝に米國派天主教は何れも併合後に布教を開始した。新教に在つては米國北長老派と米國美監理派とが明治十七年殆ど同時に布教を初め、自餘の諸教派は皆其の以後に係るものである。

天主教最初の傳播　朝鮮に於て天主教なるものが始めて知らるゝに至つたのは、今を距る三百三四十年前李朝第十四代宣祖の時である。同王の時には所謂文祿慶長の役（壬辰・丁酉の亂）があり、此の戰役中に日本耶蘇會宣教師グレゴリオ・ド・セスペデス」が渡來したが、それは當時秀吉の軍中に同教徒たる將卒が尠くなかつたから、小西行長の招聘に應じて軍旅慰問のために來訪したのであつて、それが朝鮮の人士に與へた影響に就ては何等知られてゐない。又此の戰役中被虜人として派遣諸將が送致した朝鮮の男女にして內地で洗禮を受け信徒となつた者も多數あることは事實であるから、戰後故國に刷還された者の中に此等信徒群の一部分が豫想されぬでもないが、其の事蹟は今日杳として知る由がない。然しながら此の役の直後慶長六年（明萬曆二十九年、西紀一六〇一年）に、支那に於ては耶蘇會士伊太利人マテオ・リッチ（利瑪竇）が、明の神宗の勅許を得て北京の城內宣武門外に壯麗なる天主堂を建立して支那開教の緒を開き、其の後續々渡來せる宣教師團によつて西教關係圖書の漢譯印行が開始されたので、宣祖王代の末頃から事大の儀禮として朝鮮より北京に使する使臣等は親しく天主堂を參觀して歐人宣教師に面接し、それ等の漢譯書を得て歸國し、自然これに親しむ者を生ずるに至つた。斯くて天主教の朝鮮人間に知らるゝに至つたのは、凡そ西紀第十七世紀の初葉からであると謂はねばならぬ。此の如く朝鮮に於ける天主教最初の傳播が、直接宣教師の福音傳道に依らずして書籍による教義の研究に端を發してゐる事は基督教傳道史に於ける稀な特例とせられてゐる。又天主教信徒に所謂兩班階級のものが多かつたのも右の次第によるのである。而して半島天主教の開教緣起は次の如き興味ある事實に始まる。卽ち正祖八年（西紀一七

八四年清への冬至使(宗主國清への朝貢使)一行に加はつて北京へ往つた李承薫なる一學徒が、同地の天主堂にて最初の洗禮を受け、多くの天主教關係圖書を將來した。これよりして該教を信ずるもの燎原の火の如く廣まつたので、普通に此の歳を以て朝鮮に於ける天主教開教の紀元とするのである。然るに該教信徒は朝鮮固有の祖先禮拜の風習に反する行爲あるにより、政府は該教を以て國家政教の根本を破壞する異端と見做し、これを嚴禁するの方針を確立し、教徒は悉く捕へて極刑に處し、邪教書籍の坊間に散布せるものを集めて之を焚き、一方支那大陸よりの流入を禁制したが、大勢は如何ともする能はず、京城を中心として益々地方に瀰漫するに至つた。

天主教宣教師の渡來と迫害　朝鮮人間に布教を試むべく外國宣教師の半島に渡來したのは、正祖十九年(西紀一七九五年)北京主教アレキサンドル・ド・グヴェーア(湯士選)より派遣せられて京城に來た清國人神父周文謨を以て嚆矢とする。之は上に云へる如く半島に於ける同教信仰者が多數に上つたので、彼等より北京主教に請求した結果である。周神父は信徒の家から家へと潜行して、官憲の目をくらまし乍ら布教すること七年に及び、彼の入鮮當時四千と稱せられた信徒も一萬に增加し朝鮮天主教は躍進的な發展を遂げたのである。好事魔多しか、こゝに第一回の迫害が襲つて來た。純祖元年(西紀一八〇一年)の所謂辛酉の大邪獄がそれである。この迫害は天主教徒剿滅の外に黨爭の排撃が加はつてゐたので周神父を初め多數の信徒が處刑されたばかりでなく、容疑者として數多著名の學者政治家がこの災厄に遭つた。この時一信徒の所持した不穩文書から西教徒の隱謀が曝露し、彼等が自衞のため窃かに外國の力を借らうとする計畫を同らしてゐたことが發覺してからは政府の態度は益々硬化し、天主教徒の取締方法は一層嚴重となつた。然し教徒等は聊かも屈せず北京教堂と秘かに連絡を結び教勢の維持に努めた。西紀一八三一年ローマ法王は北京教區より分離して新に朝鮮教區の創設を認め巴里外邦傳教會をして教野開拓の任に當らしめたので、同會所屬の「シャム」國代理主教ブルギエール」は朝鮮國の初代主教として赴任することゝなつた。然し不幸にも彼は入鮮の途次滿洲に於て客死したが、先發の清國人神父劉方濟(純祖三十四年入鮮西紀一八三四年)潜入し、次で佛國人神父「モーバン」(憲宗二年入鮮西紀一八三六年)神父「シャスタン」(憲宗三年入鮮西紀一八三七年)及び第二世主教「アムベール」(憲宗四年入鮮西紀一八三八年)何れも萬難と戰ひ危險を冒し、鴨綠江を渡つて入鮮に成功し、教勢の復興に熱中した。其の結果信徒は約九千人に達した。是に於て憲宗五年己亥(西紀一八三九年)第二回大迫害を蒙るに至り、主教及び右二神父の外多數の信徒は處刑殺戮せられた。

然しながら彼等は決して之を以て躊躇するものでなく、益々布教の決意を固くし、又次王哲宗の時教禁の稍々緩むに乘じて更に多數の宣教師を送つた。即ち西紀一八四五年憲宗十一年(より同一八六五年(李太王二年)までの間に入鮮したものは第三世主教「フェレオール」(憲宗十一年西紀一八四五年入鮮哲宗四年西紀一八五三年病死)第四世主教「ベルヌー」(哲宗七年入鮮西紀一八五六年)の外に佛國人神父十四人、朝鮮人神父一人であつた。此の朝鮮人神父こそは曩に(西紀一八三六年)神父「モーバン」によつて媽港の學修所に教義研究の爲送られた朝鮮三少年の一人で、己亥の大迫害後に於て朝鮮傳道界の爲に獻身的活躍をした朝鮮人最初の神父金大建である。彼は西紀一八四五年主教「フェレオール」により神父に任命せられたが、不幸にして翌一八四六年官憲の捕ふる所となつて刑場の露と消えた。之れ實に朝鮮人神父として

最初の殉教者である。依つて此の歳は天主教第三大受難の歳として算へられてゐる。然しながら此等神父の熱心なる活動により次に來る第四迫害までには既に信徒は二萬三千人に達した。

次で李太王三年丙寅(西紀一八六六年)大院君執政の時に當り第四回大迫害の行はれたことは何人も知る所であつて、此の時南鍾三等を初め多數の信徒が刑戮せられたのみならず、當時在住した主教「ベルヌー」及び主教補「ダブルイ」及び神父七人は刑死し、僅かに「フェルンド」「リデル」「カレー」の三神父は辛うじて逮捕を免がれ「リデル」は漸くにして血路を見出し黄海道長淵附近より小舟に乘つて芝罘に赴き、該事件を佛國水師提督に報告する重任を果した。

迫害後の形勢　迫害は丙寅後も尚數年間繼續し、普く國内を捜索して教徒竝に容疑者を慘殺し、其の數前後合計數萬人に及び、佛國宣教師が二十餘年間辛苦經營した事業も一朝にして根本より覆へされんとするに至つた。此の間に佛國竝に米國艦隊の江華島に來攻する事件があつたが、幸ひ、一八九三年(明治二十六年)其の傍に最初の煉瓦造の禮拜堂を建て、西紀一八九八年(光武二年)には京城の中央に屹立せる大天主堂の獻堂式を行ふに至つた。されば西紀一八七六年(明治九年)の信徒數一萬人は西紀一九〇〇年(明治三十三年)に四萬人となり、併合の翌々年西紀一九一二年(明治四十五年)には七萬九千人に達した。是に於て其の前年(明治四十四年西紀一九一一年)を以て從來單一なりし朝鮮教區を二分して京城及び大邱の二教區とした。此處で注意すべきことは天主公教會が朝鮮人傳道の外、明治四十三年十一月より特に日本人傳道の爲說教所を設け、專門の神父を置いて之に當らしめたことである。

露國正教會の傳道　此の教會の朝鮮傳道は西紀一九〇〇年(光武四年)であるが程なく日露戰役の爲一時停止した。平和回復後また復興したが教勢は不振である。

新教最初の傳播　西紀一八三二年(純祖三十二年)英國東印度會社所屬汽船「ロード・アマースト」號に便乘して「チャールス・グツラフ」が朝鮮西海岸に來たのが半島に新教を移植せんとする最初の試みであつた。彼は獨逸人で和蘭傳道協會に屬する一宣教師である。彼の目的は東印度會社の爲北支那の通商貿易を視察し運よくば朝鮮と通商を開き同時に其の人民に新教を宣傳せんと欲したのである。彼は同年七月中旬以降約一箇月間忠清道海岸を遍歷したが何等得る所なくして去つた。爾來三十餘年間新教の傳道師は誰一人この禁斷の國を訪ふものがなかつたが、彼の天主教に對する第四回大迫害の起つた西紀一八六六年(我が哲宗十三年李太王三年)といふ同じ年に、有名な「ゼネラル・シャーマン」號事件が突發した。「ゼネラル・シャーマン」號は船籍を米國に置いた武裝した一帆船で、矢張通商開始の目的を以て支那朝鮮の沿岸を航行し、同年七月大同江を遡つて碇泊した。船長は最初通商の開始を求めたが望を達すること能はず、終に地方官憲と葛藤を生じた。其の間に同船は

不幸にして江中の羊角島附近で擱坐するに至つた爲、船體は土民の燒打に遭ひ、船長初め十九名の乘組員は悉く軍民の爲に慘殺されてしまつた。之は同年九月二日（陰暦七月二十四日）の出來事である。此の慘殺された內の一人にスコットランド人なる「ロバート・ジヤメーソン・トーマス」といふ者があつた。彼はロンドン傳道協會に屬する長老派の一宣敎師で、本船に便乘し來つて基督の福音を半島人に傳へんとしたのであるが、當時天主敎に對する迫害の餘炎尙熄まない時で誰あつて耳を傾くるものなく、終に斯る悲運に斃れたのである。此の外奉天に在つて朝鮮人に傳道し最初の聖書飜譯と朝鮮語字典の編纂を企てた「ジョン・ロス」「日本內地に於て朝鮮學生間に傳道した「ジョージ・ノックス」「ロバート・マクレー」などがあつた。何れも朝鮮開國（明治九年江華條約）以前のことである。

新敎各派宣敎師の渡來　明治九年（西紀一八七六年）我が國と江華條約締結の結果朝鮮は從來の鎖國主義を脫して開國主義を採り、明治十五年（李太王二十年西紀一八八三年）に米國同十六年（李太王二十一年西紀一八八四年）以後の事である。而して此等宣敎師の先驅英國及び獨國と夫々通交條約を締結した。此等諸國の基督敎新敎宣敎師が初めて朝鮮に正式に布敎を開始したのは實に明治十七年（李太王二十一年西紀一八八四年）をなしたものは、明治十七年に入鮮した米國北長老派宣敎師であり醫師であり又外交家であつた「ホーレス・エス・アレン」博士を擧げねばならぬ。翌年には同派朝鮮駐在最初の牧師たる「エーチ・デー・アンダーウッド」入鮮し、爾後同派の宣敎師續々入鮮した。米國美監理派では早くから日本で働いた「アール・エス・マックレー」が「アレン」と前後して入鮮し、續いて「エーチ・デー・アツペンゼラー」「ダブリユー・ビ・スクラントン」等が來た。今此等を其の後入鮮した各派と併せ表示すると左の如くである。

米國北長老敎會	明治十七年（西紀一八八四年）
米國美監理敎會	明治十七年（西紀一八八四年）
濠洲長老派敎會	明治二十六年（西紀一八八九年）
英國聖公會	明治二十七年（西紀一八九〇年）
米國南長老派敎會	明治二十九年（西紀一八九二年）
加奈陀長老派敎會	明治三十年（西紀一八九三年）
米國美南監理派敎會	明治三十年（西紀一八九三年）
米國第七日安息日耶蘇再臨敎	明治三十七年（西紀一九〇四年）
東洋宣敎會ホーリネス敎會	明治四十年（西紀一九〇七年）
救世軍	明治四十一年（西紀一九〇八年）

新敎各派の布敎及び附屬事業　以上の如く新敎各派の宣敎師が續々入鮮すると彼等は何れも熱心に朝鮮語を研究習得して布敎事業に當つたが、長老派及び美監理派に屬する六派は長監聯合協議會を組織し、全朝鮮及び間島、南滿洲に互りて布敎の區域を定め、各受持の區域に向つて全力を注ぎ、又其の聯合會に於ては雜誌、朝鮮語辭典出版等種々なる共同事業を行つた。新敎各派は布敎事業を始めると同時に、間接に之を援助すべき學校、病院、幼稚園及び其の他の事業を經營し、漸次布敎の基礎を鞏固ならしめた。此の時代の學校として今に存續する有名なるものは培材學校（明治

十八年)・梨花女學堂(明治十九年創立)・病院としては王室病院(セブランス病院の前身)がある。是に於て彼等の事業は異常の發展をなし、世界布教史上に一特例を作るに至つたのである。是れ蓋し朝鮮在來の宗教が微力なるに緣由するも、主として各派宣教師及び教役者の獻身的努力と布教組織の完備せるに因るものと謂はねばならぬ。

統監府設置後の狀況　明治三十九年統監府開設せられ伊藤統監の赴任するや、半島教化の爲大に心を傾け、殊に親しく外國人宣教師に接觸し、互に胸襟を開いて此の點に關する相互扶助を高調し、同年十一月宗教宣布に關する規則を制定して公然彼等が布教を認めると共に、神道、佛教、基督教を論せず一視同仁の取扱をした。併合後に於ても本府は此の方針を繼承して信教の自由を尊重するは勿論、苟も社會の安寧を紊し風教を害せざる限り總ての宗教に對して依然布教の自由を認めたので、基督教の宣布竝に附屬事業は著しく發達し、教會堂、學校、病院等は地方到る處殆んど其の設立を見ざるなき狀況となり、之が朝鮮人教化の上に勸からざる效果を與へたことは何人も認むる所である。殊に早くから釜山に癩病院(明治四十三年三月創立)を設けて患者の救療に從事しつゝあるのは特筆すべき事である。(民生の向上の項參照)

日本基督教各派の布教　日本基督教各派の布教は主として在鮮內地人間に於ける傳道を目的とするものであつて、從つて日露戰役前後內地人の來住するもの稍々多きに至つて開始せられた。即ち左の通りである。

日本組合基督教會　明治三十六年六月創立　主任牧師　劍持省吾
日本メソヂスト教會　明治三十七年六月創立　主任牧師　木原外七
日本基督教會　明治四十年六月創立　主任牧師　石原保太郎

四　宗教類似團體

起　原　韓國の末期に當り政綱の壞弛、社會の不安竝に時勢變遷の副產物として發生した所のものは宗教類似の團體である。之が魁をなした所のものは哲宗十二年(文久元年)崔濟愚によつて創唱せられた東學であつて、彼は儒佛道三者の長所を採つて根本教義となし、當時盛に半島に傳播した天主教即ち西學に對するものとし、自ら東學と稱したのである。因つて庶民の之を信奉するもの頗る多かつた。此の教は後に至つて(明治三十九年)天道教、侍天教の二派に分れ、之と前後して種々なる教團が現はれたが、其の說く所多く迷信に趨つて未だ一の宗教として認められる域に達せず、中には荒唐無稽の說を流布して愚民を惑はし、以て私腹を肥やさんとするものもあつた。

分　類　以上の宗教類似團體は悉く竝に之を擧ぐる事が出來る。(一)共に東學より出でると下の如く見る事が出來る。(一)共に東學より出で儒佛道の三教を折衷し、道を天に承けたと稱する天道教、侍天教、青林教　(二)同じく三教を折衷し神化仁義後天仙境を以て教義とする吽哆教(普天教)、太乙教　(三)儒教を奉じて其の復興を標榜する太極教、大宗教　(四)朝鮮民族の鼻祖なりと稱せ

らるゝ檀君を尊奉する檀君教、大倧教　(五)古より關羽を崇拜する關聖教等である。今昭和九年に於ける信徒數を擧げると東學系のもの十一萬三千餘人、吽哆系のもの二萬餘人、儒教系のもの七千八百餘人、關羽崇拜のもの一萬四千八百餘人、檀君崇拜のもの二百餘人である。

五　享　祀

殿　陵　朝鮮從來の規格を存續し享祀の典禮を行ふ儀制中、殿陵の享祀に付て約說すると左の通りである。

(一)殿　上古より高麗朝に至る迄の歷朝の始祖及び特殊の功德ある先王の遺靈を祀り、追遠報本の誠敬を致す所の齋場であつて、其の數現在左の八箇所である。

殿名	享祀者	創建位置
崇靈殿	檀君及び高句麗始祖東明王	平安南道平壤府
崇仁殿	箕子	同上
崇德殿	新羅始祖朴赫居世	李朝世宗　慶尙北道慶州
崇信殿	新羅王昔脫解	李朝李太王十年　同上
崇惠殿	新羅王金味鄒	李朝李太王二十四年　同上
崇烈殿	百濟始祖高溫祚	李朝仁祖　京畿道廣州南漢山
崇善殿	駕洛國始祖首露王	李朝李太王二十二年　慶尙南道金海
崇義殿	高麗太祖王建及び顯宗文宗元宗	李朝太祖　京畿道漣川郡

(二)陵　上古より高麗に至る迄の歷代王者の遺骸を埋葬した墳墓であつて、現に其の所在の明瞭なるもの九十八箇所あるも、就中今尙奠幣供饌の禮を以て春秋兩次に官より享祀を行ふもの六箇所ある。卽ち左の通りである。

箕子陵	平安南道平壤府	
新羅始祖朴赫居世王陵	慶尙北道慶州	
新羅金味鄒王陵	同上	
高句麗始祖東明王陵	平安南道中和郡	
新羅昔脫解王陵	慶尙北道慶州	
高麗太祖顯陵	京畿道開豐郡	

但し歷代始祖中百濟王の始祖陵は其の所在明かでないので享祀を行ふことが出來ぬ。又駕洛國(國史に任那と書するもの)の始祖陵は從前より魂殿の享祀を行ふ際併合して之を行ひ、陵墓祭は別に之を行はざる慣例である。

祠　院　祠院とは祠宇(鄕祠)と書院とを併稱したもので共に名儒賢臣の遺靈を祀つた所である。其の內書院は祠宇の外別に家屋の設備をなし、地方靑年子弟を集めて德を磨き學を講じ、所謂士林修養の場所であつた。其の起源は遠く李朝の初期に遡る事が出來るが、普通に李朝中宗の三十七

年豐基郡（今慶尙北道榮州郡管內）の郡守周世鵬が其の管內順興に高麗朝の名臣安裕の祠宇を建てゝ白雲洞書院と名付けたのを以て其の濫觴とする。其の後同郡守李滉（號退溪）の上言に基き、同書院に紹修書院なる勅額を賜ひ奴婢由畓を給せしより勅額書院の制始まり、祠宇・書院は益々興隆することゝなつた。後世に至り大に濫設の弊を生じ其の他祠院に伴ふ諸種の弊害に苦んだが、久しき間如何ともすること能はず、李太王八年大院君執政の時命を下して斷然全國の祠宇・書院を撤廢し、只四十七の書院及び祠宇のみ其の存續を許した。現在は書院も祠宇と同じく只先賢の享祀を行ふ齋場として存在するに過ぎざるもので、何等敎育等に關係がない。今右四十七書院及び祠宇の名稱竝に所在地を列擧すると左の通りで現在は四十四書院を存する。

崧陽書院	京畿道開城府	忠烈祠	京畿道江華郡	彰烈祠	忠淸南道扶餘郡
牛渚書院	同　金浦郡	顯節祠	同　廣州郡	武城書院	全羅北道井邑郡
深谷書院	同　龍仁郡	四忠書院	同　高陽郡	筆巖書院	全羅南道長城郡
龜淵書院	同　抱川郡	紀功祠	同　同	褒忠祠	同　光州郡
坡山書院	同　坡州郡	忠烈祠	忠淸北道忠州郡	西岳書院	慶尙北道慶州郡
鷺江書院	同　始興郡	表忠祠	同　淸州郡	玉山書院	同　同
江漢祠	同　驪州郡	遯巖書院	忠淸南道論山郡	紹修書院	同　榮州郡
德峯書院	同　安城郡	魯岡書院	同　同	金鳥書院	同　善山郡

道東書院	慶尙北道達城郡	忠烈祠	慶尙南道統營郡	△三忠祠	平安南道永柔郡
陶山書院	同　安東郡	褒忠祠	同　居昌郡	表節祠	平安北道定州郡
屛山書院	同　同	淸聖廟	黃海道海州郡	△酬忠祠	同　寧邊郡
興巖書院	同　尙州郡	太師祠	同　平山郡	彰節書院	江原道寧越郡
玉洞書院	同　同	文會書院	同　延白郡	忠烈書院	同　金化郡
遯溪書院	慶尙南道咸陽郡	鳳陽書院	同　慶興郡	褒忠祠	同　鐵原郡
忠烈祠	同　東萊郡	△武烈祠	平安南道平壤府	老德書院	咸鏡南道北靑郡
彰烈祠	同　晋州郡	忠愍祠	同　安州郡		

△は其の後廢止の分

第十八　民生の向上

概說　「本官今　聖旨を奉じて此の地に涖むや一に治下生民の安寧幸福を增進せむと欲するの外他念あるなし」とは寺內總督が併合當時諭告中の辭であつて、總督府の施設する所一として治下生民の安寧幸福增進に關係せざるものはない。然しながら同諭告中に於て特に「人生の憂患は疾病より酷しきは莫し、從來朝鮮の醫術は未だ幼稚の域を脫せずして以て病苦を救ひ天壽を全ふ

せしむるに足らず、是最も痛嘆すべき所なり」として、各道に慈惠醫院を增設して名醫を置き良藥を備へ、汎く起死回生の仁術を施さんことを誓ひ、又從來朝鮮人の多くが徒に空理を談じて放漫に流れ、終に無爲徒食の遊民となるの弊を指摘し、宜しく華を去り實に就き懶惰の陋習を一洗して勤儉の美風を涵養すべきことを誡めて居る。因つて本項に於ては是等直接民生の向上、幸福增進の爲施設した所を揭記することゝする。

一　衞生行政其の他

併合前の狀態　朝鮮に在つては諸種の制度昔時より萎靡廢頽に歸し、衞生上の施設の如きも見るべきもの無く、加ふるに迷信を尙び不潔を厭はざる等の陋習久しきに亙つて拔くべからざるものがあつた。されば實に明治二十七年(西紀一八九四年)に國都京城を見舞つたビショップ女史も、其の著書に於て世界に於て北京に次ぐ第二の汚穢なる都市と評して居る。況んや其の他の箇所に於てをやである。更に醫業に從事する者は近世的醫學の素養ある者殆んど無く、從つて醫術は毫も進歩せず、一般人民の衞生思想は極めて幼稚であつて、其の生活狀態は未だ全く未開の域を脫しないものが多かつた。故に救療機關を設置して醫師の缺乏を補ひ、日新の醫術を應用して人民をして文明の恩惠に預らしめると共に、衞生の何たるかを理解せしめて仁政の惠澤に浴せしめることは、衞生行政上緊要なるのみならず、人民を啓發して民生を向上せしむるに就て直接間接に至大の效果あるべきは言を俟たない。寺內總督諭告中に「名醫を置き良藥を備へ云々」といへるも、蓋しこの意に外ならない。

衞生行政機關の沿革　抑々朝鮮に於ける衞生行政機關の設置は韓國政府內部に衞生局を置いたのを以て嚆矢とする。其の後廣濟院、官立京城醫學校及同附屬醫院、赤十字病院設立せられたが、殆んど有名無實であつて只種痘の普及につき多少の貢獻をしたに過ぎない。保護政治確立後大韓醫院を創立して衞生行政の中樞機關と爲し、主要都市に於ける上水道敷設、計畫等を樹てたが、日韓新協約成るや衞生行政統轄の事務は大韓醫院より分離して再び內部衞生局に復歸した。其の後明治四十三年七月韓國警察權の委任せらるゝや、衞生行政中警察に關する事務は總て警務總監部に移屬せしめられ、各道警務部之を分掌した。日韓併合を經て新官制施行せらるゝと共に、舊韓國內部所管の衞生事務は總督府內務部地方局衞生課の手に移り、衞生行政は二系統に分離した。然しながら同一行政系統の分離は種々不都合を來すを以て之が統合を圖り、明治四十四年八月訓令を以て總督府醫院及び道慈惠醫院を除く外總て警務總監部に移管することゝして統一した。其の後行政整理の結果明治四十五年四月從來度支部所管なりし海港檢疫及び移出牛檢疫事務も警務總監部に移屬せしめられ、同時に警察官署官制の一部を改正して、警察官署は警察事務の外衞生事務をも掌理するに至り、此處に初めて衞生行政事務の統一が完成されたのである。

公醫其の他　醫療機關は別項醫院の開設により稍々備はつたが朝鮮に於ける面積及び人口の比よりすれば醫師の分布實に寥々たるもので之が養成普及は焦眉の急務であつた。警務顧問時代に各道警務顧問支部及び分遣所に顧問醫を置き警察醫務の傍開業を認許して僅かに地方醫療

機關の不備を補つたが、大正二年十一月には府令を以て公醫規則を發布し、必要の土地に初めて公醫を配置し、土地の狀況に應じて相當手當を給し、配屬地に居住して醫業を開業せしめ、且官廳の指揮の下に醫事行政の事務に從事せしめることゝし、大正三年四月一日より施行して全道に百三十七名の公醫を配置すると共に從來の警察醫を廢した。醫師は併合當初其の數極めて尠く、朝鮮在來の醫業者を除き洋方に依る醫師は全鮮を通じて四百名を出でず其の資格も不同であつた。依つて大正二年醫師規則を發布して其の資格を定めた。然し醫師の增加は現下の急務なれば翌三年七月醫師試驗規則を發布し、每年二回試驗を行ひ修業年限四年以上の醫學校卒業者及び五年以上醫術を修めたる者に受驗資格を與へ以て醫師の增加を圖ると共に、別に朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所を醫師規則第一條により指定し卒業者には直ちに免許を與へた。因に同講習所は大正五年官立京城醫學專門學校となつた。尙醫師の開業見込なき地方には特に限地開業醫を認めて醫師の不足を緩和することにした。

齒科醫に就ては大正二年府令齒科醫師規則を發布したのであるが、當時全鮮を通じて僅かに二十一人の少數に過ぎず、已む無く同年警務總監部令を以て入齒醫業取締規則を發布し、入齒醫業を免許して不足緩和の應急策とした。然し此等は齒科口腔に關する智識少き故、後年（大正十年二月）に至り齒科醫師試驗規則の發布を見なければならなかつた。

醫療機關の充實は本府多年の懸案であつて、上述の如く各種の計畫を樹て、着々其の歩を進めたが、之が完備を期するは容易の業にあらず、且又朝鮮人は由來漢方醫の診療を喜ぶ風習があるので、大正二年十一月これ亦應急策として醫生規則を發布した。卽ち從來の漢方醫を業とせし朝鮮人を醫生として認め、尙當分の中醫生に就き三年以上醫業を修習したる者にも試驗の上五年以內の期限を附して免許を與へ醫療機關普及の一助と爲した。

大正二年冬期より各地慈惠醫院に於て助產婦及び速成助產婦の養成を開始し、大正三年七月には朝鮮產婆規則及び朝鮮產婆試驗規則を發布し、產婆養成所の指定を爲すと共に各道にて之が試驗をも執行し、同年十月には府令を以て朝鮮看護婦規則を發布し、看護婦につきても試驗制度を設け各道に於て之を行つた。

阿片煙吸飮の弊風は支那領と接壤せる地方に最も多く行はれ、舊韓國時代の刑法大全中にも之を禁止し、又統監府時代に於ても之が取締を勵行し、明治四十五年朝鮮刑事令を公布し朝鮮にも刑法を適用して嚴重に制裁を加へ、更に大正三年九月總督府訓令を以て絕對禁止の方針を採ると同時に癮者をば半强制的に治療したるが爲著しく減少した。然し因襲の久しき容易に根絕し難く、殊に癮者中には「モルヒネ」、「ヘロイン」及び「コカイン」等の注射又は服用を以て阿片に代ふる者を生じ次第に增加するに至つた。

藥品取締　醫療機關に次で一言すべきは藥品及び藥品營業の取締である。之に關しては從來何等の規定もなかつたが、明治四十五年三月制令を以て同施行規則を發布し、尙府令を以て藥品及び藥品營業取締令、府令を以て同施行規則を發布し、尙府令を以て毒劇藥品目を定め、藥種商製藥業、賣藥業は共に許可營業として之が取締に遺憾なからしめたが、世界大戰の勃發と共に藥價は極度に昂騰し、不正藥品を販賣するもの

亦從つて現はれたから、大正三年以來此等の取締を一層嚴重にした。

傳染病豫防　衞生思想の幼稚、醫療機關の缺乏、其の他保健衞生施設不完全なる當然の結果として、諸種の傳染病及び地方病各地に蔓延し、就中コレラ・ペスト・赤痢腸チブス・猩紅熱・ヂフテリヤの如きは常に、或は時を置いて大流行を來し數多の人命を奪つた。明治四十年秋　大正天皇の未だ皇太子であらせられる時、韓國に行啓せられた直前のコレラ病大流行の如き顯著なる其の一例である。天然痘は殆んど地方病の如き觀を呈し、一般朝鮮人は傳染病なりと解せざる者もあるが如き狀況であつた。肺ヂストマ（明治四十三年忠清南道林川郡（今の扶餘）に於て初めて發見）の如きも、朝鮮特有の地方病であつて國民衞生及び勞働能力に影響を及ぼすこと實に大なるものがあつた。此等傳染病に關しては舊韓國時代既に傳染病豫防規則（明治三十二年）があつたが其の規定頗る不備である上、施設の見るべきもの無く防疫の實績があがらなかつた。天然痘に關しては朝鮮人間に迷信行はれ、寧ろ豫防措置を忌避するの傾向さへあり、舊韓國政府は明治二十八年種痘規則を發布して種痘の普及を圖つたが、之亦實績の見るべきものがなかつた。併合後は別に法令を制定する迄は從前の規定に依ることゝし之が勵行に努めた結果、天然痘・ペストの如きはやがて其の跡を絶つに至つた。然しながら傳染病豫防規則は專ら朝鮮人のみに適用せられ、內地人、外國人に對しては元領事館又は理事廳の發した命令があつて、其の取締を異にしたのみならず實行上不便尠からざりしを以て、大正四年六月制令を以て傳染病豫防令を公布し、同年八月一日より附屬法令及び船舶旅客檢疫規則、清潔方法及び消毒方法を共に施行するに至り始めて法令を統一し、從來の不便を一掃して防疫上に一大革新を遂げた。

朝鮮は其の地理的關係上海外より病毒侵入の脅威を感すること少くないので明治二十八年五月檢疫規則を公布したが其の實行の運びに至らず、明治三十二年九月檢疫停船規則の發布となり、仁川・釜山・元山に於て海港檢疫を開始した。併合後明治四十四年一月制令を以て海港檢疫に關する件を公布し、海港檢疫は本令に依る事となり初めは各地稅關で執行したが、明治四十五年以後は警務總監部の管掌に移り、地方防疫を統一して各地警察官署の執行する所となつて今日に及んで居る。

傳染病の豫防については上述の如く法令に依據して夫々適切なる措置を爲すは勿論であるが、痘苗製造事業を舊韓國政府より受繼ぐ外更にコレラ・腸チブス・赤痢等の豫防注射液・診斷液及び血清等を製造配給し、其の他各種の方法を以て衞生思想の涵養宣傳に努めた。因に右の中痘苗の製造のみは大正七年以降獸疫血清製造所に移管した。

保健衞生　保健衞生施設としては先づ上水道の普及計畫を樹て、保護政治確立後既に其の實行に著手したのであるが明治三十九年官營にて著工したる仁川・平壤及び居留民團に國庫金補助を與へて著工せしめたる釜山・木浦の上水道は何れも明治四十三年中に給水を開始した。同年九月水道上水保護規則を制定して水道の保護に遺憾なからしめ、翌四十四年四月一日外國人經營の京城水道（初め米人「コールブラン」及び「ボストウヰック」が明治三十六年十二月九日韓國皇帝の特許を受け、次で明治三十八年八月英國人の設立せる大韓水道會社に於て其の特許權を買收し、明治三十

九年八月一日「コールブラン」及び「ボストウキック」請負の下に起工、明治四十一年八月竣成と同時に給水す。後明治四十四年一月二十三日澁澤シンヂケート之を買收。を澁澤シンヂケートの手を經て政府之を買收して官營とし京畿道廳の所管に移した(後大正十一年三月三十一日設備一切を無償にて京城府に讓渡す。)其の後各地に於て上水道の敷設が爲されたのであるが寺内總督時代に工事完了して給水を開始せるものは前記の外左の七箇所である。會寧(大正二年)、羅南(大正四年一月)、鎭南浦(大正三年十月)、鎭海(大正四年四月)、群山(大正四年五月)、元山(大正五年一月)、義州(簡易水道大正五年十月)其の他國庫補助の下に各地に模範共同井戸の開鑿を爲し、飮料水の改善に力を致した。次に飮食物の取締に關しては明治四十四年以來內地の法令を施行し、又は新に制定發布して國民保健上多大の效果を擧げ得たのであるが、大正二年以來各道に衞生試驗室を設けることゝし更に此等の取締の徹底を期した。尙併合前より居留地會、居留民團學校組合又は漢城衞生組合等の公共團體が夙に衞生施設を爲し其の成績見るべきものがあつたが併合後は更に此等の區域外にある內地人間に衞生組合の設置を奬勵した。卽ち(一)汚物の掃除　(二)上水下水の改善　(三)厠圂の改良　(四)共同井戸、傳染病隔離病舍及び火葬場等の設置維持　(五)傳染病及び獸疫の豫防救治　(六)種痘の普及　(七)衞生法規及び官の方針周知等を其の目的とするものであるが、年々地方費より相當の補助を受けて共同井戸及び隔離病舍を設置し、地方衞生狀態の改善竝に傳染病の豫防上裨益する所尠からざるものがあつた。

二　醫院・病院

朝鮮總督府醫院　朝鮮總督府醫院は、舊韓國時代京城に設置せられたる大韓醫院を併合と共に本府の所管に移した中央醫療機關である。從來京城に於ける醫療機關としては廣濟院(明治三十二年創立)、官立京城醫學校附屬病院(明治三十二年創立)、赤十字病院(明治三十七年創立)ありたれど、何れも規模狹小にして經營方法も亦宜しきを得なかつた。我が保護政治成立後、この三者を合同して完全なる一大機關を構成し時勢の要求に應ずるに如かずとして醫院新築の計畫を樹て、明治四十年終に大韓醫院官制の發布を見、取敢へず廣濟院の舊建物を利用して院務を開始した。當時陸軍軍醫總監醫學博士佐藤進韓國衞生顧問として專ら其の設計監督及び院務の統督に當り、明治四十年十月工を起して、翌年十一月其の工を竣へ、工費及び設備費三萬七千七百餘圓を投じて成れる新病舍に移轉した。其の後明治四十一年及び四十二年の二回に亙り官制の改正あり、併合と共に朝鮮總督府醫院となり同院官制の發布を見た。同院は朝鮮總督の管理に屬し、一般施療の外附屬醫學講習所を置いて醫師產婆及び看護婦の養成をも爲した。

其の後大正二年に至り、從來濟生院の經營に屬したる醫療部は之を統合するの便なるを認め、朝鮮總督府醫院に移管せられる事となり、明治四十五年十月濟生院の新營に係る精神病患者病舍を引繼ぎ、新に精神病科を設置した。之と同時に醫官の增員を行ひ、濟生院に下賜せられたる臨時恩賜金中の該資金も朝鮮總督府醫院へ寄附し　聖旨の徹底を期することゝなつた。更に大正五年五月傳染病地方病研究科を同院に置き、朝鮮に於ける各種傳染病及び地方病殊に「肺ヂストマ」及び「猩紅熱」の調査研究を開始せしむることゝした。

各道慈惠醫院　上述の如く保護政治確立後京城及び其の附近の地に於ける窮民患者は、醫療機關略々備はり施藥救療の恩惠に浴するを得たが、其の他の地方に在つては全然此等の機關を缺如せるを以て、之が實地の狀況に鑑み慈惠的救療機關を特設して之を各道に普からしむるは焦眉の必要であつた。偶々明治四十二年八月陸軍大臣が朝鮮に於ける慈惠救療の資として、韓國駐劄軍倉庫に收藏せる醫療機械藥品等價格約五萬圓に相當する衞生材料を統監府に移管したるを以て、統監府は更に之を韓國政府に交付し、地方に於ける醫療機關の缺乏を補ひ、併せて窮民救療の目的を以て同政府をして慈惠醫院官制及び同特別會計法等を發布せしめ、內務部直轄の下に先づ淸州・全州（明治四十二年十二月十日）の二箇所に開院し、翌四十三年一月二十五日咸興慈惠醫院を開設した。同年六月統監は特に韓國政府を促して增設計畫を樹てしめ、同政府は七月二十一日慈惠醫院官制第九條に追加して新に水原・公州・光州・大邱・晋州・海州・春川・平壤・義州及び鏡城（大正九年羅南に移轉）に之を設置することゝし直ちに準備に着手したが、日韓併合を經て九月に至り各醫院の開院を見、同年十月一日本府地方官新官制の施行と共に之を各道に附置せしめた。

開院當初朝鮮人にして未だ醫治を受けたる經驗なきもの、殊に內地人醫師に接したることなき者多く、婦人の如きは肌膚を露はし又は之に接觸するを厭忌するが故に危懼の念を抱いたが、治療上支障無き限り從來の慣習に逆はず、望診問診檢脈等に依り對症療法を施して漸次診療方法を進め、他方各道長官は管內に諭達を發し慈惠醫院長は郡守面長會議若くは警察署長會議等の好機を利用して、慈惠醫院設立の趣旨目的を一般に周知せしめるの方法を講じた結果其の趣旨漸次遠近に傳はり、殊に新醫療の効驗著しきを見ては信賴の度愈々厚く、爲に從來醫師の治療を受け得ざりし附近一般患者は勿論窮民患者も汎く施藥救療の恩澤に均霑し往々十數里を遠しとせずして來院するものあり、婦人患者の如きも自ら進んで來院治療を請ひ、地方民は擧げて仁慈博愛なる新政に對し深く感謝の意を表し、地方民心の融和內鮮人間の和親等一般精神上に及ぼしたる感化も亦尠くなかつた。

道慈惠醫院の事業目的は窮民施藥を主とするものであるから、其の所在地は之を都邑に限るべきに非ず、依つて大正元年に至り安東・楚山・江陵・會寧・濟州の五箇所に之を增設し、八月及び十月の兩回に夫々院務を開始し、又八月よりは巡回診療をも開始した。卽ち大體數郡毎に一診療所を設け、所管醫院より醫員及び助手各一名を年一回又は二回巡回せしめて診療し、一診療所の診療日數は一週間乃至三週間地方窮民に無告の患者無からしめんことを期した。而して其の經營は曩に一般病者救療資金として濟生院に下賜せられたる臨時恩賜金の利子を主なる財源として行はれ皇室の恩寵と新政の德化は之が爲洽く僻陬の窮民にまで及んだ。此處に一言附加すべきは本巡回診療は國境對岸支那領に於ける朝鮮人に對しても楚山及び會寧の道慈惠醫院の手で同年より行はれたことである。

道慈惠醫院は其の開始當初應急的に各地官有建設物を利用したものであるから、收容力も少く設備も整はなかつたので、漸次之が新築增築設備の擴充を圖り、大正二年には助產婦及び看護婦の養成をも各院に於て分掌した。大正三年四月には朝鮮に於ける窮民救療基金として、恩賜財團濟

生會より四分利附公債證書額面七萬圓の寄附あり、本府は之を道慈惠醫院特別資金として、朝鮮醫院及び濟生院特別會計に繰入れ之より生ずる利子額二千八百圓は之を各道慈惠醫院に分割配附し、七月以降窮民の施療を行はしめることゝした。

龍山鐵道醫院　本院は明治四十年の開設であつて、當時統監府鐵道局と同仁會長との契約に依り朝鮮鐵道に於ける醫務機關として設置せられ、當初龍山同仁病院と稱して局員の診療を主とし、餘力を以て局外者の治療をも行つた。大正二年九月從來の同仁醫院を龍山鐵道醫院と改稱し、後同仁會との契約を解除したが、依然として委託經營を行つて來た。然しながら業務の漸く進展するに伴ひ診療は繁劇を告げ、委託經營を以てしては其の機能を充分發揮し得ないものがあるに至つたので、大正十五年四月之を直營に移し、鐵道局所管の下に純然たる官設治療機關として今日に至つて居る。

癩救療施設　朝鮮には古くから多數の癩患者あり、各地に浮浪徘徊して病毒を蔓延せしめる危險あるのみならず、人道上風俗上に於ても看過し難く本府は夙に之が救療につき計畫を立て、全羅南道小鹿島に癩救療の慈惠醫院を設置することゝしたが、本期中には未だ其の開院を見るに至らなかつた。官立癩療養施設は斯の如くであつたが、私立療養所として大邱、釜山、光州（後麗水へ移轉）の三癩病院がある。何れも外國宣教師の經營に屬し、外國宗教團體援助の下に慈善的に經營せられ其の創立も相當古いのであるが、之が概況を述ぶれば左の通りである。

(一) 大邱癩病院　本院は慶尚北道達城郡達西面內唐洞に所在し、財團法人大英癩病者救療會の財的援助の下に、英領カナダ人宣教師「アチバルト・グレー・フレッチャー」が院長として經營したのに初まる。「フレッチャー」は明治四十二年來鮮して直ちに北米合衆國長老派耶蘇教會附屬私立病院たる濟衆院長の職に就いたが、同地方には癩患者が多數徘徊し乞食を爲しつゝあるのを目擊し、人道上看過默視するに忍びず之が救療策を考究中の處、偶々大正元年財團法人大英癩病者救療會員の一團が癩患者の狀況視察を兼ね東洋觀光の途次同地に立寄つたのを幸ひ、「フレッチャー」より同地方に於ける癩患者救療の緊要なるを力說した。同會は財的援助を爲すことを告げ直ちに事業開始方を慫慂したので大に力を得著々準備中の處、翌二年初頭同會から改めて財的援助を爲すこと及び同會の朝鮮支部として認める旨の正式通知に接したので直ちに大邱府南山町濟衆院附近の朝鮮式草葺家屋一棟を購入し、大正二年三月一日から患者十名を收容した。之が大邱癩病院の濫觴である。

同院には他の私立病院と兼務の醫師及び專屬の事務員及び助手があつて診療及び院務に從事し、其の他の事務は入院患者を助手として使用し、又入院者中輕症患者に對しては幾分自給自足の見地から田畓の耕作を爲さしめ、或は家畜の飼育に當らしめ、又女子には炊事洗濯等に從事せしめて、夫々症狀體力に依り共助的に行つて居る。患者の慰安に付ては基督教の傳道に依り、宗教的方面から精神上の慰安を與へ、一面各種の運動及び娛樂的慰安の途を講じた。因に同院の收容者は總て施療であつた。

(二) 釜山癩病院　本院は慶尚南道釜山郊外なる東萊郡西面甘蠻里に在つて、初め米國人醫師

「チヤチルス・ヒユスデツ・アービン」が釜山駐在宣教師として在住の際現在地に於て癩患者收容所を建設し、明治四十三年三月三十日數名を收容したのに起源する。其の後同四十四年十月大英癩病者救療會の經營に委管せられ宣教師「ゼ・ノーブル・マクケンジー」が其の管理者となつた。本院の入院患者は總て施療であつて其の維持經營及び處遇は大邱癩病院と略々同樣であるが醫師は院長「マクケンジー」一人のみであつて多年癩治療に經驗ある者を助手として使用し、看護其の他は患者中經驗ある者をして當らしめた。

(三) 光州癩病院　明治四十四年二月米國人宣教師「ロバート・マントン・ウイルソン」が全羅南道光州郡孝泉面鳳仙里に療養所を建設し、患者を收容したのに始まり、後麗水ビーダワルフ癩病院と改稱して麗水に移轉し、更に愛養園と改稱した。「ウイルソン」は創立以來自ら院長として診療に當り、英國倫敦の大英癩病者救療會其の他から財的援助を受けて經營し、收容者は殆んど施療なるも、經營の都合上資力ある者からは衣食費の實費を徵することゝした。

公私立病院　最後に公立醫院としては併合當時京城に漢城衞生會經營の傳染病院たる順化院一(大正三年三月三十一日限り漢城衞生會は廢止され其の權利義務は京城府に引繼がれたから、同院も京城府に移つた)の外釜山・元山・群山・木浦に各一箇所の居留民團立病院あり、私立醫院は全道を通じて百二十箇所あつたが、其の分布狀態極めて寥々たるのみならず、而も都邑に偏在し村落に薄かつた。其の後本府は諸種の方法を講じて之が分布增設を奬勵したのであるが、寺內總督時代の末年たる大正五年には總督府醫院の外道慈惠醫院二十、公立病院五、私立病院は內地人經營百八十、朝鮮人經營四十七、外國人經營三十一、計二百五十八を算するに至つた。

三　朝鮮總督府濟生院

濟生院　濟生院は曩に一言せる如く併合に際し　御下賜ありたる臨時恩賜金中五十萬圓を孤兒其の他不具者等の救濟資金として、明治四十四年六月配與されたるに依り、從來の私立京城孤兒院(明治三十九年二月朝鮮人李竑和の創立)を廢して、同月府令第七十七號濟生院規程を發布し、政府下付金十一萬三千百五十九圓をも加へて之を基金となし、事業を經營したるに初まる。同規程に依ると濟生院は孤兒の養育、盲啞者の敎育及び精神病者の救療を目的とする財團法人である。同院は規程に依り一般公衆の寄附を受け得るのみならず、同年八月に至り一般病者救療資金として臨時恩賜金中更に二百八十五萬五千八百圓を下賜されたるに付、經營の規模を大ならしむる事を得た。先づ第一著手として私立京城孤兒院に養育中の孤兒九十餘人を收容して養育部を設けたのであるが、盲啞者敎育及び精神病者救療は特殊の考案を要するを以て、熟慮の結果之を具體化することにした。一般病者救療事業は既に道慈惠醫院もあることなれば、該基金の利子は擧げて道慈惠醫院救療事業擴張費に寄附することゝした。明治四十五年三月朝鮮總督府濟生院官制竝に朝鮮醫院及濟生院特別會計法の公布を見、四月より實施されるに至つたから、濟生院は其の事業を廢して朝鮮總督府濟生院に引繼ぎ、濟生院は臨時恩賜金及び政府下付金等より成る資金三百四十六萬八千九百五十九圓を管理する財團法人たるに止まり、該資金の利子は前記特別會計に寄附して、一は朝鮮總督府醫

院及び道慈惠醫院に於ける窮民施療の資に、一は朝鮮總督府濟生院に於ける慈惠事業の資に充てしめる事となつた。精神病者の救療に關しては明治四十五年二月朝鮮總督府醫院内の一病舍に應急設備を施して醫療部と稱し、十月よりは更に男女五十人を收容し得る新病舍の新營に著手したのであるが、本事業は一般救療事業と併せ施行するのがより合理的なるを認め、大正二年四月新築病舍と共に之を朝鮮總督府醫院に移管する事とし、之と同時に府令第七十七號濟生院規程に依り設置せられたる濟生院は、大正元年度末限り其の財産全部を朝鮮醫院及び濟生院特別會計に寄附して、自ら團體を解散した。

朝鮮總督府濟生院　大正二年四月には府令を以て朝鮮總督府濟生院規則が發布せられ、從來の養育部の外に新に盲啞部を設け、醫療部は之を朝鮮總督府醫院へ移管したのであるが、同年十一月養育部附屬農場を京畿道楊州郡に開設し、養育部に收容中にして將來農民とするを適當と認むる孤兒七名を此處に移送して農業に從事せしめた。之が附屬農場の最初の試みであつた。

(一) 養育部　養育部は京城舊宜禧宮址一萬五百餘坪を其の敷地と爲し、建坪六百坪、皇太神宮奉祀殿事務室、教室、衞生室の外七棟の宿舍あり、各宿舍には保姆各一名を置き、保育熏陶上家族制度の組織を執る。大正五年度に於ける收容人員は男百四人、女四十五人、計百四十九人あり、離乳前の幼兒は全部里預とし、幼兒及び病弱者には一週間五時間内外の唱歌及び遊戲を教へる事とした。學齡兒童には初め普通學校四學年程度三學級の制で普通教育を授けたが後三學年單學級の制に改め、國語を常用せしめて内地式の教育を施し、殊に精神教育に重きを置いた。又實科としては農業及び簗細工を教へ、將來農夫として立つ素養を與へるに努めた。

養育部附屬農場は約百十町歩を有し、内約四町五反歩は耕地である。普通學科卒業者及び年長者は附屬農場に收容して、農耕の實習を行はしめるのであるが、大正三年度よりは農產物生產額の一部は各人の成績により分配し、將來獨立自營の資金として貯蓄せしめ、勤勞貯蓄の風を涵養する事に努めた。大正三年度より大正五年度迄の貯蓄總人員は五十二名であつて、其の總金額は一千二百七十五圓に上つて居る。尙年長者中には商工業家の徒弟として實務見習の爲に差遣せる者もある。

(二) 盲啞部　盲啞部は京城舊崇義廟址二千六百坪を敷地とし建坪三百六十三坪の宿舍を有する。大正五年に於ける收容總數は内鮮人男女總計六十二人であるが、此の中朝鮮人の女八名を數へ、自費生をも算するは喜ぶべき傾向である。盲本科の修業年限は三年、國語及び技術の練習に重きを置き又内地式の點字を教へ、術科としては鍼按を課す。第二學年以上の生徒には放課後一般の需要に應じて技術を實習することを許し、其の所得は各自の獨立資金として貯蓄せしめることゝして居る。啞本科は修業年限を五年とし、内地式に依り手話を教へ、術科には裁縫及び木工を課し、生徒給與被服の如きは其の材料全部を實習用に供して居る。尙盲啞部には一時速成科を置いたが同科は大正三年度限り廢止した。

四　墓地規則

第一期　寺内總督時代

從前の弊風　朝鮮では古來墓地尊重の念深かつたが、諸種の迷信が之に伴ひ、祖宗墓地の良否は子孫禍福の岐るゝ所であると云ふ風水師の說が牢固として拔くべからざる觀念を培つた。故に風水師の指示する墓地は全財產を賭しても之を得んと欲し得る能はざれば他人の土地と雖之を犯して顧みず、甚しきに至つては他人の墳墓を發掘して自家の用に供する事も稀ではなく、爲に犯罪者は續出し紛爭常に絕えず、墓地に關する民事上の訴訟に至つては家產を蕩盡しても之を爭つた。其の結果は墳墓隨處に散在し、風敎及び衞生に害あるは勿論、良好なる耕地を荒廢せしめ、民力を消耗せしめること實に言語に絕するものがあつた。因つて明治四十五年六月府令第百二十三號を以て墓地火葬場埋葬及火葬取締規則を發布し、從來の迷信陋習を打破し、之より生ずる幾多の犯罪爭訟を豫防し以て民力の育成を圖らんとした。

墓地規則と其の實施　同規則に依れば墓地は特別の場合を除き總て公共團體をして設置せしめ、共同墓地以外に埋葬することを禁止すると共に墓地の新設變更又は廢止は警務部長の許可を要することゝした。尙朝鮮人は古來火葬を忌み傳染病死體も悉く埋葬に附する風習あるを以て、一面火葬料を制限して火葬を奬勵し、漸次其の弊習を一掃せん事を期した。然しながら同規則はいさゝか嚴に失して朝鮮人の慣習風俗を無視したるの嫌なきに非ず、爲に朝鮮人の不平不滿を買ひ、大正四年七月及び大正七年一月の小改正を經て、大正八年九月の改正に至り幾分之を緩和するに至つた。

墓地火葬場埋葬及火葬取締規則は前述の如く朝鮮に於ける數百年來の舊慣を一朝にして打破

せんとするものなれば、同規則の發布あるや蜚語百出し不滿の聲各地に起つた。故に其の施行に當つては周密なる注意を以て之に臨み、豫め地方官憲をして主動者を戒飭すると共に一般人民には法令の趣旨を懇示し、又其の用地は國有林野を選擇供用し得るの便宜を設けて萬般の準備を整へ準備なるに從つて各地に施行することゝした。大正二年九月一日先づ京城府に施行し、漸を追ふて各地に及ぼし、かくて大正四年三月一日忠淸南道を最後として全道に施行を了したのであるが、各地共特記すべき支障を見ずして終つた。

五　地方改良

概說　地方改良の事たる素より至難の事業であつて、之が爲に施設すべき事項は一二に止まらない。然しながら朝鮮の如く多年遊惰徒食の風に流れ、困憊に陷りたる人民を同化して帝國の良民たらしめんとするには先づ以て勤儉貯蓄の美風を作興し、恒產を授け、民をして其の堵に安んじて產を治めしめることが第一でなければならない。とは云へ實際上一の餘裕なき人民をして消極的に貯蓄せしめんと欲するも勞して效無く、偶々民怨を深くするに過ぎない。寧ろ新なる收入を得せしめて生活上多少の餘裕を與へ之に依つて得たる利益を貯蓄せしめて物心兩方面よりの改良を期するに如くはない。故に本府はこの根本方針の下に民度を量り、地方の事情に應じて夫々適切なる施設を爲すことに努めた。

勤儉貯蓄の奬勵　先づ地方の秩序公安を確立して生命財產の安固を保障する諸施設を爲した

ことは勿論であるが、他面屢々各道に訓示して勤儉貯蓄を奬勵し、矯風奬善の施設を爲さしめ、特に副業を勸奬して生産力の增進に努めた。副業の種類は地方の現狀に應じて其の材料は土地の生産物中より求め得べきものを選擇せしめ、大體に於て布織・筵織・繩叺・革靴の製作其の他の藁細工、養蠶・果樹栽培・畜産・養鷄等を奬勵したが、各道概ね畚に富んでゐる、故藁細工は其の製作簡易で最も有望なるものであつた。又朝鮮には古來各種の契なるものがあり一部落、一族若くは同一目的を有する者相約して共濟・葬婚・部落又は團體等公共の費用を支辨する爲、或は利殖を圖り又は納稅の準備を爲す等の目的を以て、一定の時期に穀員各自金穀を醵出するの美風がある。依つてこの慣習を利用改善して貯蓄又は副業を目的とする穀又は組合を組織せしめ、各道に於ても屢々諭告訓令を發し或は模範的規約を示して其の內容を整理し、更に各地に恩賜授產事業を興して兩班儒生其の他恒產無き士民に產業を授け、彼此相俟つて民衆の生計に餘裕を與へ業を勵み產を治むるの良風を馴致し、延いて一般民風の振興に資せんことを期した。

民心の作興　更に又明治四十五年五月以來朝鮮語に精通し且斯業に相當の識見を有する者を年々各地に派遣し、幻燈蓄音機其の他實物示敎に適する手段に依り所在に巡回講話を爲さしめ、以て一般民衆の自覺を促し、又大正元年より面長以下面職員中成績優良にして模範たるべき者及び土木・產業・風敎・救濟其の他公共事業に盡瘁して功勞あり且地方の儀表たるべき者を簡拔表彰するの途を拓き、大正三年三月には選奬規程を定め、翌四年始政五年記念朝鮮物產共進會の開催を機として、十月三十一日の佳辰を卜して表彰の盛典を行つたが、其の前後に於ても屢々道長官に於て詮衡表彰したのである。其の他經學院講士をして隨時各地に於て講演せしめ、或は地方公立學校職員をして傍ら地方の敎化・民風の改善に努めしめ、以て地方民心の作興に資した。

其の結果　民心の作興・勤儉貯蓄及び副業奬勵の結果は頗る見るべきものがある。或は講話に依つて飜然無爲徒食の弊習を改めて產業に勵精し、或は卽日貯蓄を實行する等時勢の變遷を自覺して地方改良の趣旨に副はんとする者を續出し、更に夜間又は農閑期を利用して副業に從事する者漸次多きを加へ、或は專業の餘暇を以て共同耕作を行ひ、或は冠婚葬祭其の他一般生活上の冗費を節する等、勤儉貯蓄に意を用ふる傾向を生じ、地方經濟上及び民風改善上資益する所蓋し尠くない。成績の全斑は數字を以て示すに由なきも、大正五年度末に於ける貯蓄又は副業を目的とする穀及び組合數は八千五百七十四穀員及び組合員々數は百二十九萬餘人を算し、副業又は勤儉節約に依り貯蓄したる金員及び物品價額總計は二百十一萬餘圓に達して居る。之を大正元年度末に比すれば穀及び組合數に於て三千百八十一穀員及び組合員々數に於て八十九萬六千餘人、貯蓄金員及び物品價額に於て百六十二萬四千餘圓の增加を示して居る。

第十九　舊慣及び歷史調査と文化保存

舊慣調査　朝鮮に於ける舊慣及び制度の調査は、明治三十九年中舊韓國政府に於て不動產調査

會を設け不動産に關する慣習の調査を爲したるに始まり、次で同四十一年法典調査局を置き法學博士梅謙次郎を聘し、民事及び商事全般に亙る慣習の調査を開始せしも、本府設置後其の事務を取調局に繼承し廣く一般の舊慣制度を調査した。然るに明治四十五年同局を廢止して其の事務を參事官の管掌に移し、恰も同年朝鮮民事令の制定あり、同令中には朝鮮人の能力、親族及び相續等に付ては習慣に依る規定あるを以て、民商事に關する各地の慣習を調査し來つたが、大正四年五月更に其の事務を中樞院に移した。中樞院に於ては之を慣習制度及び風俗の三に區分し、實地竝に典籍に就て之を調査し、裁判所其の他官廳の照會に對し回答を與へて居る。

朝鮮史料調査　朝鮮史料を調査蒐輯し、殊に內鮮關係の眞相を了解すべき半島史を編纂し、大に融合同化に資する所あらしむる目的を以て本調査が企畫せられ、大正五年一月以降三年間に終了する豫定で該事業が開始せられた。又一面古來各方面に活動した人物に就き調査する必要を認め、何れも中樞院をして之に當らしめた。斯くて半島史の編纂は豫定通り其の業成りしも、該史は出版せらるゝに至らず、人物の調査は尙後期まで繼續した。

古蹟調査　朝鮮に於ける古蹟調査の端緒は明治四十二年舊韓國政府度支部建築所の事業として半島內に於ける古建築物の調査を工學博士妻木賴黃、東京帝國大學助敎授工學博士關野貞、文學士谷井濟一、工學士栗山俊一に囑託したるにある。蓋し當時統監府政治の確立と地方制度の完成とに依り、古建築物を改造使用する必要を生じたるにより、他日學界に悔を遺さんことを憂ひて、豫め之が調査を開始したのである。次で該調査の範圍は著名なる遺物遺蹟にまで擴張せられ、其の

事業は內務部地方局に移管せられたが、併合と同時に總督府內務部地方局第一課に於て管掌した。該調査は大正三年度に至り一應朝鮮全道に亙る一般的調査を終り、調査物件に對しては其の年代技工等の上より價値を定めて甲、乙、丙の三種に區別し、破損の程度と物件の品位等級とを考量して本府土木局に於て年々莫大なる國費を投じて逐次修理を加ふる事とした。又各地に於て蒐集した考古資料は之を本府に保藏した。是に於て半島古來の史蹟を判明ならしむると共に、美術工藝、風俗等各方面に亙り貴重なる多くの參考資料を得た。又右調査と別途に、明治四十四年より東京帝國大學理科大學講師鳥居龍藏に囑託して、專ら有史以前の遺物遺蹟に就て調査し、其の事務を學務局編輯課に於て管掌した。此の外、參事官分室に於て碑文、鍾銘等金石文の調査を行つた。

右の如く該調査事務は諸方に分屬し其の聯絡統一を缺くものありしを以て、大正五年四月該事務を總務局に移管し、同年七月古蹟及遺物保存規則を發布して之が取締を嚴にし、之と相關聯して同時に古蹟調査委員會規程を定めた。是れ實に我が國に於て古蹟遺物を學術的に調査し國家の力を以て保存の責に任ずるに至つた嚆矢である。又之が成果は大正四年三月朝鮮古蹟圖譜第一冊及び第二冊を出版發行したるを初とし順次同圖譜竝に古蹟調査報告書を刊行し普く之を內外重要の箇所に送付し、朝鮮統治の文化的方面を如實に世界に廣示したのは、以て總督政治の一の誇と稱すべきである。爾後古蹟調査委員會は該調査の主體となり、歴代政務總監之が會長の任に當り、委員は本府關係部局高等官竝に內鮮に於ける學識經驗ある人々を以て之に任じ、著々其の事業を進行した。其の結果朝鮮各時代の文化を益々明確にし得たのみならず、大正五年に初めて行つ

た漢四郡樂浪の遺蹟調査は、幾多貴重なる遺物を當時の遺跡より發掘採取し、目のあたり漢代の驚くべき文化に接すると同時に、古代日本の文化と如何に密接なる關係を有せしかを如實に證明することを得た。

朝鮮總督府博物館　大正四年九月より十月に亙り京城景福宮内に始政五年記念朝鮮物産共進會を開催するや、場内の中央に煉瓦建重層の美術館を建て、館内中央廣間には慶州南山の藥師如來座像、甘山寺石佛を据へ、周圍には有名なる石窟庵の仁王菩薩天帝の模像を嵌し、階上階下の陳列室には三國時代以下各時代の歴史的美術的參考品を陳列し、以て朝鮮各時代の美術工藝竝に文化を紹介した。仍て共進會終了後豫ての計畫に從ひ、此の美術館竝に舊景福宮殿を陳列館として朝鮮總督府博物館を設立した。本館の陳列品は古蹟調査に依つて發掘又は蒐集し得た所のものを漸次整理陳列して之を充實し、又は地方に破損存在する有名なる塔碑佛像の如きは、動もすると全く失亡の虞あるを以て、此等は鄭重に遺片を拾集して博物館に運搬移轉し、一には衆庶の觀覽に供し、一には之が保存を確實にしたものも尠くない。

第二十　在外朝鮮同胞に對する施設

(一)　朝鮮人の間島及び滿洲移住の沿革

併合以前の歴史　朝鮮人の間島竝に滿洲移住に關しては史籍の據るべきものが極めて少く、從つて其の事實が頗る明瞭を缺いて居る。鴨綠江・豆滿江の對岸地方即ち滿洲竝に間島地方はもと女眞部族の住地であつたが李朝中期に至り清朝が其の中より興起し遂に支那本部に移る際、滿洲人(女眞部族)の多數は連れ行かれたので、滿洲竝に間島地方は人口極めて稀薄となつた。清朝は其の原住地を保護する爲頗る廣き範圍に亙つて邊門・邊柵を設けて之を守り、邊柵より兩江沿岸に至る地方は兩國人民の或は種蔓伐木し、或は廬舍を築くことを禁じ、犯すものは死を以て之を論じた。

間島地方は半島と僅かに一衣帶水を隔つるのみで結氷期に至れば自由に徒歩にて渡り得る有樣で、且往時支那と朝鮮との國境が極めて不分明であり更に又、同地方が支那東方の一邊隅に位して、人口稀薄なるに加へて地味肥沃で生活も亦安易であつた關係上、いつしか國境地方朝鮮人の禁を犯して恒常的に移住する者が多くなつた。其の中には彼地に於て耕作を營むものもあつたやうであるが、人蔘採取又は鷹の捕獵を目的としたものも尠くなかつたのである。彼の李朝肅宗の時に、清國康熙帝(康熙五十一年、西紀一七一三年)が穆克登をして白頭山頂に定界碑を建てしめたのも、此等の關係

上境界を定めて此の地域を保全し、且白頭山下の清朝發祥地を保護せんとしたものであらうと思はれる。半島人民の移住は其の後も絶えなかつたが、就中明治二十三年所謂庚午の大歉に際して北鮮地方(主として咸鏡道)の罹災民が相次で移住し、茲に大陸進出の顯著なる端を開き爾來其の數を增加し、間島奥地・敦化・東寧・穆稜方面より露領方面にまで進出する有樣となつた。李朝末期に至り暴政の忌避と天然の不利なる事情とに因り對岸各地に渡江移住するもの絶えなかつたが、明治四十年間島在住朝鮮人保護の爲、統監府臨時派出所の設置せらるゝや、鮮内各地よりの移住者は俄に增加するに至り、明治四十二年九月間島協約に依つて間島が完全に清國の領土たること確定せられたる後と雖、其の移住は依然として繼續し、十年を出でずして間島地方住民の大部分は半島移住民より成り、該地方耕地面積の大半は彼等の所有に歸し、且清國人地主の所有に係る耕地も大部分彼等に依つて耕作せられる狀勢となつた。

飜つて表滿洲方面に於ける狀況を視るに、此の方面は會哨なる制度を設けて越江住民に對する取締が嚴であつたので朝鮮人の移住者多きに至らなかつたが、西紀一八五〇年(清道光三十年、朝鮮哲宗元年)清國には阿片戰爭後長髮賊の亂があり、北支一帶に捻匪といふ流賊發生し、東三省の法禁いたく弛漬したるに乘じ、山東省及び直隸省の人民は爭ふて此の地方竝に間島方面に潜入し、久しからずして往古の女眞部族に代つて此の地の住民となつたのである。されば彼の會哨も全く有名無實となり、朝鮮人の越江者は歳と共に增加して益々奥地に進み、殊に日露戰爭後安奉線の開通するに及んで、平安南北道を主とし、其の他南鮮方面の農民の南滿洲鐵道を通じ其の沿線及び東支鐵道沿線吉林地方を目指して移り住む者多きを示すに至つた。降て日韓併合後、大正二、三年頃に至りて滿洲に於ける水稻作の有望なることが愈々確實となつて來た爲に、膏薄たる半島の地を捨てゝ、一望千里に連る滿洲の沃野に憧憬するもの著しく其の數を增し、又一面鮮内に於ける政治的刺戟及び其の他諸種の事情等に因る急激なる移住者の增加を見るに至り、其の勢は奉天省吉林省より更に北進西出して東蒙古・鄭家屯・洮南・泰來方面迄伸展したのである。

前述の通り朝鮮と滿洲とは地理的・歷史的に其の關係極めて緊密なるものがあつて、朝鮮人が滿洲に移住する觀念は他國に移住するが如きものと全く其の撰を異にし、殆んど鮮内地を移動するのと同樣なる感を抱いて居つたのみならず、滿洲は朝鮮に比して人口の密度遙に疎であり、土地も極めて豊饒なるに加へ、水田に好適なる平野到る處に散在してゐるに拘はらず、支那人は水田耕作に手を染めやうとする者無く、爲に水田好適の地の殆んど凡ては田若くは草生地・荒地等として放置せられて居つたのである。偶々水田耕作に特殊の技能を有する朝鮮人の渡滿するに及び、此等鮮農は其の曠原を拓く爲に孜々として日夜奮鬪努力を續けつゝ、ある狀況である。

斯の如くにして朝鮮人の滿洲移住は、恰も水の低きに向つて流るゝが如く極めて自然の現象を呈しつゝ、增加し、現在に於ける其の數は實に百萬と稱せられてゐる。其の確實なる數は移動の激しいのと、奥地に居住する者に對する調査が行屆き兼ねる事情とに基因して詳細に之を知ることが出來ないのであるが、鴨綠江對岸たる東邊道地方に最も稠密なる分布を見其の他の地方に於ても到る處彼等の足跡を見ざる無きに至つた。

(二)　間島及び滿洲方面の施設

統監府臨時間島派出所の設置　江外移住の同胞に對して舊韓國時代には何等施設する所もなかつたが統監府の設置せらるゝや同府は豫め淸國政府に知照し、明治四十年二月一日間島に統監府臨時派出所を設置するに決し、同年八月龍井村に廳舍を設けて其の事務を開始した。同所は局子街、頭道溝等六箇所に分遣所を設け、日本人憲兵及び朝鮮人巡査を配置して保護警察事務を執行し、移住韓人中より都社長、社長、村長等の公吏を選任して韓民綏撫の途を開き、或は模範農園を設けて農事を奬勵し、或は郵便所を設け、或は學校、病院を興し、或は罹病者の施療、獸疫の豫防に力を致し、或は韓人の戸口を調査し、在留韓人の犯罪者は之を鮮內の裁判所に送る等事毎に臨機の措置を執り百方在住韓民の生命財產安固の途を講じた。同派出所の存在は明治四十二年十一月一日其の閉鎖に至るまで僅々二年三箇月の日子に出でなかつたが、韓民は悉く派出所に信賴して其の生業を樂しむに至つた。現在の間島中央學校（前身間島普通學校）及び間島病院（前身間島慈惠醫院）は何れも當時の施設に其の萌芽を發して居る。

併合後の施設　併合直後は新政匆々內政改革多忙の際であつて、未だ在外朝鮮人に對し積極的施設を爲すに至らず唯統監府より引受けたるところの間島地方に於ける敎育、衞生事務の續行及び臨時緊急を要する事務の處理に限られて居た。但し大正元年十一月勅令を以て本府事務官特別任用に關する件公布せられ、直ちに間島竝に安東各領事官は本府事務官を兼任することゝなつた。其の後奉天、長春、哈爾濱、吉林、浦潮斯德在勤の總領事又は領事も本府事務官を兼任し、本府及び本府派遣員間の連絡を圓滑ならしめた。

間島普通學校は明治四十一年韓國政府學部の設立經營に係るが、併合後は本府にて之を引受け國費支辨の下に咸鏡北道會寧郡守をして經營事務を取扱はしめた。之れ本府が在外朝鮮人敎育に對する施設の最初である。大正四年同普通學校附屬の簡易農學校を新設し、同年局子街に、翌五年頭道溝に、同六年百草溝に、何れも書堂を改編して普通學校分校を新設し、又書堂に對する補助金竝に敎科書を交附した。

曩に統監府派出所の間島に設置せらるゝや、直ちに間島慈惠醫院を設け、憲兵分隊附軍醫を囑託して廣く內鮮支人の施療に從事せしめ大に地方の信用を博した。派出所閉鎖後一時間島總領事館附屬慈惠病院として存續したが併合後本府は該施設を繼承し大正五年度に至り一層之を擴張し、慈惠醫院診療所と稱し、或は種痘を行ひ或は會寧慈惠醫院の對岸巡回診療を援助する等益々保護撫育の徹底を期した。

在外朝鮮人に對する施設は、統監府よりの引繼ぎを受けたる關係上間島方面にのみ限られて居たが、大正三年に至り鴨綠江對岸にも意を注ぐことになり、同年二月安東尋常小學校の一部を借受け派遣敎授所を設け、囑託敎員一名を置き學科課程を普通學校に則り授業を開始し、同年五月以降平安北道長官管理の下に新義州府尹をして其の事務を取扱はしめ、敎員は新義州普通學校より內地人一名朝鮮人一名を派し、經費は本府より之を補助することゝした。又大正三年安東領事館に

事務員一名を派遣し在住朝鮮人の敎育其の他保護事務に從事せしむることゝした。鴨綠江對岸に於ける本府施設は之を以て嚆矢とするのである。而して間島竝に滿洲方面在住朝鮮人に對する施設は第三期以後に益々積極的となり又其の範圍も擴張せられるのである。

(三)　間島及び滿洲以外の移住

概說　朝鮮人の滿洲竝に間島方面への移住に就ては前に述べた所であるが朝鮮は又豆滿江下流に於て露國と接境せる爲陸路露領に入る者其の數甚だ多く、漁業、鑛業、農業、其の他勞働に從事する者の外、往々不逞朝鮮人の彼の地に逃竄するものあり、帝國の施政に反對せる徒輩と相通じて種々の畫策を運らすものもある有樣であつた。又帝國領土外にある朝鮮人は前述の支那又は露領に在留する者の外、北米合衆國及びメキシコ國に移民として在留するもの亦尠くなかつた。明治三十八年十一月十七日締結の日韓協約に依り、舊韓國外交權が帝國政府に委任せられて以來は、此等海外に於ける舊韓國の臣民と其の利益とは、總て帝國外交代表者及び領事官の保護の下に歸することゝなつたのである。

移民保護法の公布　移民として朝鮮人が海外への渡航は明治三十五年男約八千人、女約四百人が布哇へ、同三十八年頃男女一千三百名がメキシコに移住したのが初めであるが、言語の不通より雇者、被雇者の間に誤解を生じ一時紛擾を釀した。當時舊韓國政府には海外移住朝鮮人を保護すべき官憲がなかつた爲、明治三十八年四月勞働者の海外渡航を一時禁止した。其の後統監府設置せられ、前記の如く帝國政府は海外に於ける舊韓國民を保護する責任を有するに至つたので、舊韓國政府をして移民保護法を制定し明治三十九年七月之を公布せしめた。該法に依ると、移民は舊韓國農商工部大臣（併合後は朝鮮總督）の許可を受くるに非ざれば外國へ出向することを得ず、又移民取扱人たらんとする者は同じく其の許可を受け、一定の保證金を納付するを要し、其の他移民が疾病に罹り又は困難を極むる場合には之を救助し、又は歸國せしむる義務を負はしむる等の制限を設けた。該保護法は現今も尙行はれて居るのである。又之に伴ふ外國旅券規則は明治四十年四月統監府令を以て發布したが併合後明治四十三年十月府令第二十七號を以て外國旅券規則を發布して前規則を廢止し、以て今日に及んで居る。

古風樣ざま

往時の風俗畫 其一

往時の風俗畫 其二

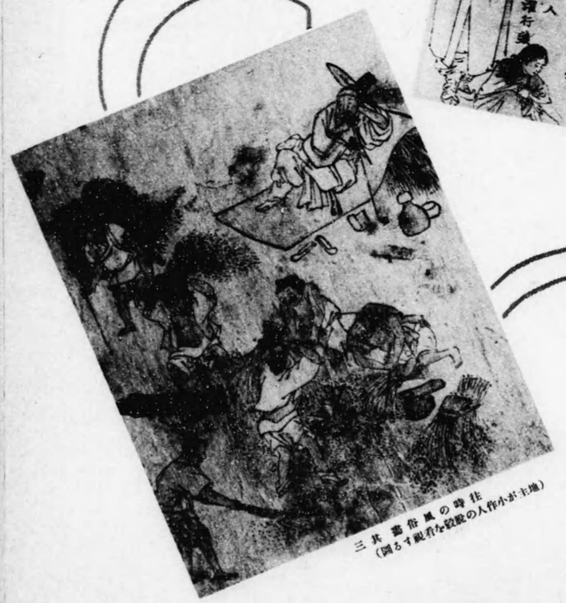

往時の風俗畫 其三
（圖ろす親看な殺殺の人作小が主地）

第二期　長谷川總督時代

自大正五年十月十六日
至大正八年八月十二日

本期は寺內總督時代に次ぎ大正五年十月より同八年八月に至るまで約三年間元帥陸軍大將伯爵長谷川好道が第二世朝鮮總督として在任中の治績に就き概說するのである。此の期間に於ては併合後尙未だ多く年所を經ず、前期の諸施設何れも其の儘に繼承せられたれば殆んど前期の延長とも稱すべく、從つて未だ創業の時期を脫するに至らなかつた。然しながら前期に創始著手せられた事項は本期に於て益々充實擴張の運に向ひ、其の成績大に見るべきものがあつた。本期間は前期の半より引續きたる歐洲戰亂が未だ終熄に至らず、從つて半島に及ぼす政治上竝に經濟上の影響決して看過すべからざるものあり、豫て海外に在つて潛行しつゝあつた併合に反對せる民族思想は終に半島內に波及し、大正八年三月所謂萬歲騷擾事件を惹起するに至つたのは甚だ遺憾の次第であつた。本期間に於ける政務總監は前期より引續き山縣伊三郎之に任ぜられた。

大正八年一月二十二日併合以來德壽宮に在つて日常御健康に渉らせられた大勳位李太王殿下には突然病を以て薨去遊された。御歲六十八でおつた。殿下御危篤の報　天聽に達するや、特に菊花章頸飾を授け給ひ、其の遂に天壽を終へさせらるゝや、國葬の禮を行ふべき旨　勅命あり、政務總監山縣伊三郎は葬儀掛長、宮內省式部次長公爵伊藤博邦及び中樞院副議長李完用は葬儀掛次長

を命せられ、其の他夫々掛員を拜命して準備を整へ、大正天皇は宮中喪葬に葬儀當日廢朝を仰出され、朝鮮總督府は府令を以て三日間歌舞音曲を停止した。斯くて三月三日京城府舊訓練院廣場に於て國葬の大儀滯りなく擧行せられ、翌四日京畿道楊州郡金谷里に斂葬した。

第一　本期の施政方針

長谷川總督は其の就任の際の訓示にも「若し一時當面の便に騙られ愼重の考量を缺きて漫然施設制度の變改を事とするが如きは徒らに民衆をして疑惑の念を懷かしむるのみならず却つて多年勤勞の效を空くするなきを保し難し。深く之を戒愼せざるべからず」と謂はれたる如く、一に前期の方針を襲踏充實するに力を用ひたのである。されば本期に於ても產業第一主義を以て進み、水利組合令を創定して農事の改良を奬勵し、蠶業令を公布して蠶種の統一改善を圖り、又大に農商工業の振興を圖るが爲、金融經濟の施設に於て一段の進展をなし今日ある基礎を造つた。前期方針の一であつた財政調整の如きも豫定の如く之を實行し、大正八年度を以て全く一般會計の補充金を辭するに至つた。制度の上に於ては面制を施行して徐ろに將來自治機能を生ずる素地を成し、共通法の實施に依つて內鮮人融合の實を擧ぐるに於て法規上遺憾なからしめ、又刑事令の改正と相伴つて監獄制度の改善を圖つた等は、其の著しいものである。因つて以下此等に就て概說する。

第二　面制施行

併合當初の方針　面制度制定の必要は併合の當時既に之を認めたのであるが、其の體樣の如何は單り地方住民の利害に關係する所多大であるのみならず、延いては國運の消長にも影響する所尠くない。又假令制度は完備しても之を運用するに其の人を得ざれば、其の效果を收むること困難であるので、併合の際に制定された地方制度に於ては、面を以て最下級の國家行政區劃として之を存置し、面には面長を置き、從來の慣習に依つて郡守島司の事務を補助執行せしむるに止め、面制度の設定は他日の研究に委ねる事とした。其の後大正三年には府郡面の廢合を行ひ、又屢々面吏員の講習等を行つて執務上の訓練をなし、面經費を節約して他日の用に備へんことを圖つた。此等の結果、近時に至り面長其の他の面吏員は漸く事務に習熟し、其の整頓等之を併合當時に比すると實に隔世の感あるに至つた。然るに一方に於ては、併合以來地方に於ける諸般の事物駸々として進歩改善の氣運に向ひ、產業、土木、衞生等に關し公益的施設を要すること益々多大なるに拘らず、面は單に一箇の行政區劃たるに止り、未だ事業經營の能力が賦與されて居ない。因つて僅かに組合、契又は會等を設け、或は面民共同の協議的事業として之が應急的施設を爲すに過ぎざる實情であるので、地方制度改善の必要を痛感するに至つた。斯の如く地方に於て施設すべき必要なる公益事業は一にして足らぬのであるが、其の重なるものに關しては國庫又は地方費より之を支出し

得べきも、此等の財源には限りがあるから、素より十分なる支出を望むことが出來ない。故に地方的公益施設に關しては、專ら地方民の負擔に依りて之を經營せなければならぬは理の當然である。而して一般民度は如何と視る時は、漸く往昔の流離困憊の域を脫し得たに過ぎない。因つて遽かに內地に行はるゝ如き制度に倣ふ事は到底不可能である。故に此の際民度に這應せる地方制度を制定し、面に事業能力を認むると同時に、努めて面民の負擔を增加せずして地方の改善進步に資し、且從來各種の團體に依つて經營せられつゝある各種の事業を面に統一し、其の秩序的發達を圖ると共に、將來民度の向上に伴ひ徐々に其の施設を擴張するの方針を必要と認めた。

面制の施行　大正六年六月制令第一號を以て公布せられた面制は、卽ち此の趣旨に基き制定せられたもので、同年十月一日から之を施行し、茲に地方制度の基礎を確立するに至つた。今該制に依り其の要點を述べると大要下の如くである。(一)新制施行後面に於て處理すべき事務は法令に別段の規定あるもの、外、(イ)道路橋梁渡船河川堤防灌漑排水、(ロ)市場造林農事養蠶畜產其の他產業の改良普及害鳥蟲驅除、(ハ)墓地火葬場屠場上水下水傳染病豫防汚物の處置、(ニ)消防水防、(ホ)其の他必要に應じ朝鮮總督の認可を受けたる事項とすること。但し面の公共事務中より敎育に關する事項を除外したのは、別に學校組合令及び普通學校費用令があつて、其の方面の經營方法が確立して居るからである。(二)面の職員は地方官々制にて置かれたる面長の外、該制に依り面書記(有給)、會計員及び區長とすること。會計員は面書記の中に就き之を命じ、區長は從來の洞里長を改稱したもので、町洞里に之を置き、町洞里內の事務に關して面長を補助するもので、無給とする。

(三)指定面には面長の諮問機關として相談役を置いたこと。之は市況殷賑にして內鮮人多數集團し其の狀況府に近邇せる面に限り、總督の指定する所に依り其の面內に住所を有する者の中より內鮮人の相談役を置き、且內地人を面長に任命し得る途を啓いたのである。此の面は二千五百十二面中より二十三面を選び、同年九月府令を以て之を指定した。(四)面は面財產收入の外、賦課金及び夫役現品を徵收し得ることは從來と異る所なきも、今後益々面有財產の造成に努めしむると共に新に面に使用料及び手數料を徵收することを認めたこと。又特に必要ある場合は總督の認可を經て特別賦課金を徵收し得ること。(五)內鮮人多數集團し其の狀況府に近邇せる面にありては、時として巨額の經費を要する事業を經營することを認め、總督の認可を受けて借入金を爲すことを得しめたこと。(六)面が隣接面と共同して經營するに非ざれば充分其の目的を達し難き場合又は共同經營を便宜とする場合は規約を定め、道長官に於て總督の認可を受け面組合を設け得ること等である。

第三　財政調整と財源の涵養

補充金の遞減　前期に於て樹立せられたる財政調整計畫は大正三年度より始められたるものであつて、卽ち同年度に於て受けた一般會計よりの補充金の內一百萬圓を減額したのを初めとし

て、爾後大正七年度に至り完了し、大正八年より全く之を辭する計畫である。此の方針は本期に於ても著々遂行せられ完全に之を完了することを得た。今之を表示すると左の通りである。

補充金遞減額累年表

年度	一般會計よりの補充金額	補充金額の遞減額
大正元年	千圓 一二、三五〇	千圓 —
大正二年	一〇、〇〇〇	二、三五〇
大正三年	九、〇〇〇	一、〇〇〇
大正四年	八、〇〇〇	一、〇〇〇
大正五年	七、〇〇〇	一、〇〇〇
大正六年	五、〇〇〇	二、〇〇〇
大正七年	三、〇〇〇	二、〇〇〇
大正八年	—	三、〇〇〇

諸稅令の公布　以上の如く一面財政の調整をなすと同時に、一面時運に伴ふ政費の増加は到底免るべからず、又各般施設の擴張に伴ひ本府豫算の膨脹は避くべからざる所である。故に歳入の増加を圖り今後益々財源の涵養に留意し、以て財政の基礎を鞏固ならしめる必要がある。是に於て本期に入り下記三稅の新設二稅令の改正を見るに至つた。

(一) 酒稅令　舊酒稅令は明治四十二年舊韓國政府の制定に係り、稅率輕微にして規定不備の點多く時運の進歩に伴はないので、大正五年七月制令を以て本令を制定したのである。本令の趣旨は酒稅の增徵と共に酒造業の保護發達を圖つたのであるから、從來無制限に認許した自家用酒の製造は朝鮮酒以外の酒類は一切之を禁止し、朝鮮酒に在つては年頭又は秋收時等に殆んど每戶之を製造する慣習あるに顧み、造石數に制限を附し且營業用造酒に比し幾分稅率を高めて之を許可し、又酒精の課稅を開始して混成酒の製造を抑制し、從來酒稅を賦課せざりし輸移入酒類に對しても同一の酒稅を賦課した。因つて單に戾稅を目的として內地より劣等酒の移入を試みた者も此の結果大に減少し、之が爲朝鮮酒以外の酒類は却つて其の造石數を增加するの狀況を呈するに至り斯業の保護と課稅の目的とを完全に果すことを得た。

(二) 法人所得稅　朝鮮に於ては從來所得稅の制度なく、又一般民度も猶未だ所得稅を賦課する程度に達しないが、朝鮮に於ける會社事業等は內地に在る資本家の出資に係るもの多く、此等資本家が朝鮮に投資して得たる所得に對し、朝鮮に於て課稅するは妥當の事であるのみならず、內地に在つて此等の法人より配當金を受くる者は該配當金に對し個人所得として第三種所得稅を課せられて居るのであるから、朝鮮に於て法人の所得として課稅せられ、內地の高率なる第三種所得稅の賦課を免かれる時は幾分其の負擔を輕減し、延いて豐富なる內地資本を朝鮮に誘致する利益がある。因つて大正五年八月より勅令に依り所得稅法中法人の所得に關する規定を朝鮮に施行し、同時に府令を以て所得稅法施行規則を發布施行したのである。尙本稅は大正

七年四月内地法の改正に伴ひ其の税率約二割方引上げられた。

(三) 戰時利得税令の公布　本令は大正七年三月内地に於て施行せられたる戰時利得税法に倣ひ、同年五月制令第六號を以て公布せられたるものであつて、(一)所得税法に依り所得税を課すべき法人にして特に今回の事變に因り巨利を得たるものに對し其の利得金額の百分の二十、(二)船舶又は鑛業に關する權利若くは設備の賣却に因る個人の印得に對して利得金額の百分の十五を課したものである。因に本令は其の後巴里講和條約の調印に伴ひ之を廢止した。

(四) 地税令の改正　地税令は早く大正三年に之を布いて舊制を革釐したことは既に述べた所であるが、本期に至り大正七年六月制令を以て地税令を改正したる所以のものは、明治四十三年以來八年有餘の歳月を費して施行せる土地調査の事業は本期に入り完了を告げ、大正七年五月を以て各府郡島全部に亙り土地臺帳を設備するに至りたるを以て從來不確實なる結價を以て徵税の基礎となしたるを改めて、今回土地調査の結果として最も愼重に決定せられたる地價を基礎とし、何れも地價の千分の十三を以て一年の税額と定めたのである。之れ實に朝鮮の地税徵收法に一新紀元をなしたものであつて、土地調査の結果に據ると課税地總段別は四百二十四萬九千餘町歩であつて、之を從前の課税地總段別二百八十六萬七千餘町歩に比すると四割八歩の增加となる。隨つて地税は四百三十萬圓見當の增徵をなし得べき理なりしも急激の變革を避け、税率を前記の如くして年額百六十萬餘圓を增收するに止めた。

(五) 煙草税令の改正　大正七年六月本税令の改正は一般經濟の進歩に伴ひ煙草の消費が著しく增進したに付、課税率を高め税目の增設を行ひ以て本府の歳計を向上せしむる手段に出でたものである。其の改正の主眼は、(一)從來の製造煙草消費税々率小賣定價百分の十を百分の二十五に改めたこと。(二)販賣税中卸賣者を二種に區分し一箇年賣上金見込額五千圓未滿を第一種となし從來と同樣年額十圓を、同五千圓以上を第二種とし年額二十圓を課すること。(三)從來の耕作税を廢止し新に葉煙草に製造煙草と同率の消費税を課したること。(四)從來朝鮮には自ら耕作したる葉煙草を喫用する習慣あるを以て、今俄かに之を禁止するは生活程度に急激なる變化を與ふる虞あるを以て、一戸三十坪以内の面積を限り當分間自家用煙草の耕作を認め、自家用煙草耕作者には年額八十錢の耕作税を課した等である。

(六) 砂糖消費税令及び印紙税令　此の二税令は共に大正八年四月の實施に係り、前者は負擔の激增を避くる爲其の税率を内地税率の二分の一に定め、併せて朝鮮に於ける製糖業及び砂糖を原料とする各種工業の發達を助長する方法を講じた。又後者は輓近朝鮮内主要市街地に於ける商取引の發達著しきに鑑み、財産權の創設移轉變更等を證明する證書帳簿の作成に對し輕微の負擔を課したものである。爾後兩者共屢々改正せられた。

(七) 戸税及び家屋税の地方費移付　近時地方の開發に伴ひ地方費の支辨を要する事業益々多きを加へ財源に不足を感ずるに至つたので、之を補塡して事業の進展を圖ると同時に地方費に對する國庫補助金を整理する趣旨を以て、大正八年度より從來の戸税及び家屋税は之を各道地方費に移付した。

第四　土地調査事業の完了

概　說　寺內總督時代に創始せられた所の本調査事業は、最初明治四十三年より七年八箇月の繼續事業として計畫せられたが途中屢次の更正を經て最後に事業期間を八年十箇月とし、爾後支障なく進行し、大正七年十月を以て事業全部の完成を見るに至つた。實に豫定期限に先立つこと二箇月豫算を剩すること約百萬圓であつて、同年十一月四日を以て臨時土地調査局官制の廢止を見るに至つた。又之と相俟つて施行せられたる高等土地調査委員會の事務竝に不動產登記制度も、亦本事業完了と前後して夫々完結した。是に於て朝鮮に於ける土地制度及び地稅制度は始めて確立し、之が爲土地所有權を確定して多年紛糾を極めた幾多の土地爭議を解決し、延て著しく土地の利用を促進したるのみならず、財政經濟其の他公私諸般の施設經營に多大の便宜を與へ、朝鮮統治史上に一時期を劃したのである。因に不動產登記制度に就ては既に第一期に於て說述したから、本期に於ては高等土地調査委員會に就て別に項を設けて之を略叙することゝする。

事業の概要　土地調査の事業は大別して　(一)土地所有權の調査、(二)土地價格の調査、(三)地形地貌の調査となり、殊に地價は周到綿密なる調査を基礎として市街地は百十五級市街地以外は宅地を五十三級田畓池沼及び雜種地を百三十二級とし、朝鮮全土を通じ統一的に之が調査を行ひ、地

位及び等級を詮定し以て地稅制度を確立するに遺憾なからしめたのである。又本調査は半島の全地域に亙り三角測量其の他の基準測量竝に地形調査を遂行し、土地總筆數一千九百餘萬筆に對し、土地所有權、土地價格、地形地貌等に關する調査を行ひ、一筆地毎に其の地番、地目、面積、地價、地主及び地位等級を揭記したる土地臺帳、其の他附屬諸帳簿竝に之に相當せる地籍圖を調製し、大正七年十二月までに各府郡島に引繼ぎを了し、又別に全鮮に亙り五萬分一、二萬五千分一又は一萬分一(特定の地方に限る)の地形圖を作成し、更に土地調査の成果を全からしむる爲附帶事業として府郡島地籍事務の檢査、地誌資料の編纂等の事を施行した。

事業の結果　今其の結果を概說すると、土地所有權の査定を爲したる所有權者は百八十七萬一千六百三十六人で、其の土地面積四百八十七萬一千七十一町歩である。其の內耕地の面積は四百三十三萬七千百四町歩で朝鮮全土の面積に對する耕地の割合は一割九分四厘、又山林總面積に對する耕地の割合は二割七分に相當し、又畓の田に對する割合は五割五分三厘となり、之を內地に於ける田畑の割合八割三分に比するときは、朝鮮に於ける畓歩合の極めて少數なることを知るに足るのである。次に地形測量の結果に依るときは朝鮮の地形及び面積等は著しき異動を生じ、總面積一萬四千三百十二方里で、從來の想定面積に比し百八十九方里を增加し、且經緯度の相違に依る地圖上の差違を生じた箇所も尠くない。開局以來本事業に從事した職員は、實に高等官九十三人、判任官以下七千二十人の多きに達した。

高等土地調査委員會　土地調査令に依ると、臨時土地調査局長の土地所有權及び土地疆界の査

定に對し不服ある者は、規定の期間内に不服申立を爲し、更に特定の場合には査定又は裁決に對し再審申立を爲すことが出來るのである。由來朝鮮の土地に關する制度は數百年來頗る紊亂を極め、土地紛爭の多いことは他に其の類例を見ざるのみならず、其の紛爭が數十年若くは數百年の久しきに亙るものも尠なく、事實關係の錯綜紛糾せること內地及び臺灣等には見ざる所である。依つて臨時土地調査局長の査定は固より愼重審議を重ねると雖、到底一回の査定に甘んずるものなく、多くは不服の申立をなすのである。且又此等の事件は其の性質よりすれば、之が審理は寧ろ司法裁判に委ぬるのが至當であるが、元來土地調査の目的は不動產登記の實施及び地稅賦課の基礎を確立し、諸般行政上の施設を完全ならしむると共に人民の土地所有權に關する觀念を鞏固にし、土地の利用及び改良を促し、延いて以て私人經濟の運用を助くる上に至大の關係を有するものであるから、土地の所有權關係をば一日も早く確定するは刻下の緊急事であるので、之を司法裁判事件と爲すことを避け、特別行政官廳の審判に依るを必要と認め本會の設置を見るに至つたのである。

本會は大正元年八月朝鮮總督府高等土地調査委員會官制を以て設置せられたもので、委員長は政務總監を以て之に充て、委員は朝鮮總督府判事同府高等官、臨時土地調査局高等官、合計九人及び幹事一人、書記及び通譯生若干人より成つて居る。其の後委員の數は十五人に次で又二十五人に、幹事は漸次六人に增員され、部制も最初は三部後五部に改められた。斯くて臨時土地調査局は大正七年十一月四日限り廢止せられたが、本會は尙大正九年八月まで存續した。

本會事務は大正二年九月より開始したが、其の受理した不服申立事件は二萬百四十八件、內再審事件は七十二件、其の筆數は十萬二千二百八十二筆であつた。此等の事件は刑事裁判の確定を俟つて裁決するを可と認めたるもの一件を除く外、全部大正九年八月を以て其の處理を完了することを得た。剩す所は今後の受理すべき少許の再審申立に過ぎないので、玆に本會は一應の結末を劃し、其の組織を縮少して僅かに之を存置し大正十二年を以て閉鎖せらるゝ事となつた。

第五　產業及び電氣事業

一　農　業

本期の一般狀況　本期に於ても產業第一主義により殊に農業に重きを置き、之が改善發展に力を用ひつゝあるは前期と異なることなく、農業技術員の配置、勸業模範場、道種苗場等諸種の勸業施設も亦大體同一であつて、稻作、棉作、養蠶、畜牛は朝鮮農業中の主眼とも稱すべきものであるから、之が生產の增殖改良に付併合以來銳意努力したる結果其の生產額も長足の進步を示した。

米　作　今試みに新政の當初と本期の初（大正五年）とを對照すると、米は一千四十萬石より一千四百萬石に、麥類は六百二十萬石より八百六十萬石に、粟は三百三十五萬石より四百八十二萬石に、大豆は二百七十五萬石より四百二十三萬石に、棉は二千百萬斤より四千七百六十萬斤に、繭は一萬四千

石より七萬二千石に、半は七十萬頭より百三十五萬頭に增加し、其の他幾多の農產概ね皆同一の趨勢を示し、其の價格總額は實に二億二千萬圓より四億六千萬圓に激增して居る。又農產物輸移出額も一千三百萬圓より四千百萬圓に進んで居る。殊に各道に於ける農業奬勵の施設は、道種苗場の經營、農產・畜產に關する技術員の配置、授產場の經營、種苗・農具の配付等一にして足らないが、各道地方費事業と府郡島臨時恩賜金授產事業と動もすると類似重複の嫌があるので、大正六年度より之を統一して臨時恩賜金豫算を地方費豫算に合一せしめたので益々施設の統一擴充を見るに至つた。以上の如く朝鮮農產物の增殖は異常の數字を示すに至つたので、此の趨勢を以て數十年を經過したならば當時內地に於て喧しくなつた食糧問題も、朝鮮に依つて解決せられるであらうとの說をなすものあるに至つた。

棉　作　右米作の外、棉作は大正元年より實行に著手し、全羅忠淸・慶尙の各南北六道を奬勵區域として、向ふ六箇年を以て其の作付段別を十萬町歩に擴張せんとする第一期擴張計畫は濟州島の氣候風土が陸地棉作に適せざりし爲豫定變更の必要を生じ、其の實行期間を一箇年延長し、其の結果大正七年作付面積九萬四千町歩となり、收穫は六千萬斤に達した。殊に棉花の供給は國家經濟上益々之を潤澤ならしむる必要あるを以て、更に第二期擴張計畫を立て、朝鮮に於ける食料自給に支障を及ぼさざる範圍內に於て大正八年以降十箇年を期し、南鮮六道には陸地棉作を、京畿及び西鮮三道には在來棉作を極力奬勵擴張し、作付段別は陸地棉を十萬町歩、在來棉を三萬五千町歩宛擴張して、從來の面積と合し總面積二十五萬町歩に達せしめ、又栽培法の改良により反當增收を計り、總生產高大約二億五千萬斤を得やうとした。

甜菜栽培の奬勵　甜菜栽培の試驗は夙に勸業模範場に於て施行し、且鮮內各地にも試作せしめ來つたが、その結果を綜合すると、西鮮地方が最も有望視せられてゐた。其の後世界大戰により諸工業の勃興を來し、朝鮮に於ける甜菜製糖事業が事業家の注目するところとなり、大正六年に至り大日本製糖會社は平壤に朝鮮製糖會社(後に大日本製糖株式會社に合併し同會社工場となる)を設立するに至りしを以て、斯業を助成する爲、大正七年平安南道種苗場に甜菜部を置き、國費より補助金を交付して專ら甜菜栽培の試驗研究に當らしめ、一面平安南道及び黃海道を甜菜栽培の奬勵區域と定め、豫め農家をして試作せしめた。

米穀及び大豆檢查の施行　本期に於て施行した事項で注目すべきは、米穀及び大豆檢查統一である。近年其の移出を激增した米穀の檢查に關しては、從來各道に於て之を實行しつゝあるも、其の方法及び程度往々に區々に亙る嫌ありしを以て、之が統一を圖ると共に益々之が聲價を高むる必要あるを認め、大正六年九月府令を以て米穀檢查規則を改正し從來に比し檢查程度を高め、十月一日より江原・咸鏡南北三道を除く外各道をして一般に地方費事業として之を施行せしめた。其の要點は(一)新に品質檢查の制を加へ從來の等級四階級を五階級となし、乾燥の程度、夾雜物混入の歩合等、等級鑑別の標準を高めたこと。(二)一叭の容量五斗又は四斗を四斗に一定して內地との取引を便ならしめたること。(三)本府の承認を經て檢查の標準米を定めしめたこと。(四)不合格米はすべて輸出移出又は他の道へ搬出するを得ざること等である。次に朝鮮大豆は品質優良にして

輸移出品中重要なる地位を占むるも、從來品種の混淆と乾燥調製の不完全なる爲其の聲價を損すること大なりしにより、其の主產地たる忠淸南北慶尙南北及び咸鏡南道の五道に於ては、曩に本府の認可を經て大豆檢査を施行して居つたが、大正六年九月府令を以て新に大豆檢査規則を制定發布し、大體米穀檢査規則に準じて之を定め、各道を通じて檢査の統一と品質の向上とを期した。

水利組合令の施行

(一) 該令施行以前の狀態　產米の增殖改善は職として優良品種の普及、耕作法の改良、耕地の擴張及び土地改良の結果に俟たなければならぬ。此の內第一と第二とは始政以來極力之を奬勵し、第三の未墾地の利用も逐年增加し、殊に近年穀價竝に地價の昂騰の爲其の事業を企畫する者著しく、其の數を增加するに至つた。然しながら水利事業に依る土地改良は未だ甚だ遲々たるを免れない。大正六年現存の堤堰は六千五百祕は二萬一千餘に達して其の數に於て少しとしないのであるが、其の灌漑面積に至つては僅に二十八萬町歩で、之を水田總面積の百四十三萬五千町歩(大正六年)に比すると約二割に過ぎない。殘餘の約八割は全く天水を待つ外ないのである。加ふるに積年秕政の結果右堤堰及び祕も亦荒廢に歸し、前揭の面積中充分なる灌漑水の供給を得ざるもの亦少くない。されば米の產額は異常の豐年と稱せられた大正三年に於ても一千四百萬餘石で、一段歩の平均收量は僅に九斗六升に過ぎざる有樣で、之を內地の水田の收穫に比すると殆んど半額にも達せぬ狀況に在るのである。斯の如く收量の少き所以は、一は耕作法の幼稚粗放なるに因ると雖、畢竟水利の便備はらざるに職由するのである。當時現存の水利組合は僅かに十四箇所で其の面積二萬六千町歩に過ぎず、且又從來の水利組合條例は舊韓國政府時代(明治三十九年三月)の制定に係るもので、極めて簡單にして又時勢に適せぬものであつた。

(二) 水利組合令の施行　そこで大正六年七月制令を以て舊條例を廢止し新に朝鮮水利組合令を、又府令を以て同令施行規則を制定發布したのである。該令に依ると水利組合は之を法人とし、其の目的は從來は灌漑排水の二項目に限られたるも、今回更に水害豫防の一項を加へて、河邊の未墾地の利用等に便ならしめたが、該組合は公共の利益を企圖する公共組合であるから、未だ營利事業を目的とする土地開拓をすることを許さなかつた。水利組合には組合長を置き道長官之を命じ、任期を四年とし無給と爲すを本則とし、必要ある場合は有給とし、朝鮮總督は府尹・郡守又は島司に組合長の職務を行はしむることを得しめた。副組合長理事出納役・技士長又は委員は組合規約を以て之を定むるを要し其の諮問機關として評議會を設け組合長及び評議員を以て之を組織し、組合事業豫算・組合費・加入金の賦課徵收又は起債等の重要なる事項は評議會の意見を徵して之を行はしめることゝした。水利組合の地域は組合事業の爲利益を受くる土地を以て其の區域とし、組合員は亦其の事業の爲利益を受くる者とし、規約を以て之を明定せしむることゝした。

水利組合補助規程の發布　右水利組合令の公布に依り水利組合は制度上面目を一新したが組合の設立に必要とする事業の調査設計の完備には優秀なる技術者と多額の經費とを要するのみならず、之が設置事業に至つては更に巨額の資金を要し、民度低き農民の資力にては其の負擔容易

ならず之が爲組合事業の興起は甚だ遲々たるに鑑み、曩に大規模の官營土地改良事業案を立てたが再度廢案の已むなきに至つたので、大正八年四月本規程を制定して事業の促進を圖ることゝした。

蠶業令の施行　養蠶業は能く朝鮮の風土に適し農家恰當の副業なるを以て、早くより之を奬勵し、地方費に補助金を交付して、原蠶種の製造乾繭場の設置蠶業講習稚蠶共同飼育等の助長を圖るの外、勸業模範場をして蠶業に關する試驗をなし、且原蠶種の製造配付、女子蠶業の講習等の事を行はしめ、又各道に於ては本府の方針と地方の實情とに順應して鋭意施設の擴張と指導の周到を期した。殊に大正六年には繭價未曾有の昂騰を示したので、栽桑育蠶に從事する者隨つて激增し産繭の改良增殖亦極めて顯著で、其の産額は明治四十三年に一萬四千石なりしもの大正七年には約十倍十二萬一千石に上り、繭の內地への移出額は四十三年二千四百餘圓なりしもの大正六年には三百二十萬圓となつた。然るに從來は力を養蠶の普及奬勵に注ぐに專らにして、取締の方面には未だ充分意を用ふるに至らなかつたので、蠶種の品質を害し蠶病の發生を見、從つて繭質を損じ又は收繭高を減ずる等、養蠶家の損害を受くることを免れぬ狀態であつた。是に於て大體內地の現行法に倣ひ一層手續を簡明にし、大正八年四月制令を以て朝鮮蠶業令竝に府令を以て同施行規則を制定し、同年五月一日から之を實施した。同令の要旨は下の五點にある。(一)蠶種の製造は免許主義を取り道長官の免許を受けたる者に非ざれば何人も之を製造する事を得ざらしめ、同時に其の免許を受けたる者に對して品質の精選、飼育管理の周到、消毒其の他蠶病の豫防驅除に關し嚴重なる義務を負はしめ、以て無病にして精良なる蠶種を供給せしむること。(二)蠶種製造者たると一般養蠶者たるとを問はず蠶病の豫防驅除につき充分にして適當なる處置を執らしむること。(三)品種の統一を圖り且蠶種需要の全部を朝鮮に於て供給せしむること。之は品種の統一が其の價格に大なる影響を有するからである。(四)其の品種は純粹種六種、一代交雜種九種、三元交雜種一種とすること。(五)桑苗の生産及び桑苗蠶種繭の賣買に關する取締である。而して朝鮮蠶業令を施行し如上の目的を達せんが爲、各道をして地方費を以て原蠶種製造所蠶業取締所を設置せしめ、前者に於ては蠶種の向上、原蠶種の配付等積極的事業に當らしめ、蠶業取締所に於ては蠶種の檢査蠶病及び桑苗の病害豫防驅除等取締の方面に當らしめた。

二　畜　産

馬　朝鮮には現在約五萬三千頭の馬が飼養されて居るが、始政當時の頭數は約四萬頭內外で、其の資質は一般に體軀矮小力量持久力共に乏しく、其の用途は駄載、旅行者の騎乘等に供し得る外、殆んど實用的價値がないので、近時師團の常設と道路改修の進捗とは著しく軍馬及び輓馬の需要を增進せしめ馬匹改良の必要が認められるに至つた。然るに上述の如く朝鮮在來馬は馬產の基礎馬に供し得ない實狀にあるに鑑み、先づ蒙古馬と內地馬とを交配し、全然新規に朝鮮の氣候、風土に最適し、且飼養管理が容易で併かも能力の優秀なるものを生產する方針の下に勸業模範場に於てその準備に著手せしめ、大正四年九月官通牒を以て在來馬の增殖は一時中止せしめることゝした。

然しながら當時原産地の動亂の爲蒙古馬を輸入することが不可能であつた(以上寺内總督時代)。

大正六年六月江原道淮陽郡蘭谷面に勸業模範場牧馬支場を設置し、同年十月初めて蒙古牝馬を購入し之に洋種牡馬を交配して雜種生産試驗に著手すると共に當時咸鏡北道には比較的大格の馬を産し其の能力も相當優れたものがあるので、大正八年七月慶興郡雄基邑白鶴洞に國庫補助に依り、咸鏡北道地方費經營の種馬所を設置せしめて、此等の改良增殖を圖ることゝなつた。爾後十餘年間大に地方馬産の改良に貢獻し、以て昭和七年本府直營に移管さるゝに至つた。但し蘭谷牧馬支場は雜種生産試驗に相當良成績を擧げたのであるが、昭和四年四月(山梨總督時代)行政整理の實施に伴ひ、其の業務を李王職に繼承し今日に及んで居る。

緬羊　之に就ては便宜上次期に於て述べる。

豚鷄模範部落の設置　大正六年各道農業技術官會議の協定に基き、各道に於て模範養豚鷄里洞を設置し、種畜の共同購入を斡旋し、或は養豚契を奬勵する等集中的指導を行つたところ、その成績頗る良好で、加ふるにその進展に伴ひ他地方の種畜、種卵の供給に資する處大なるものあるに至つた。又此等の地方に於ては養豚鷄組合の設立を見るに至り年と共に其の數を增加し、現在は數六百餘の多きに達し之が實績大に見るべきものがある。

畜牛の取引改善　畜牛の賣買取引に關し第一期より改善の法を講じたことは既述の通りで、大正四年七月に朝鮮重要物産同業組合令制定以來、各道に畜産同業組合の設立を慫慂し、漸次之が設置を見、大正六年以降本組合(現在は郡農會)に依つて公正なる仲介を爲さしめ、生産者の保護に努め

大にその效果を擧げ來つた。

獸疫血淸製造所の設置　明治四十四年四月農商務省は釜山(東萊郡沙下面)に牛疫血淸製造所を設け、本府と協力して滿洲方面より侵入し來る國境地帶の牛疫豫防に努め來つたが、其の成績顯著なるものがあつた。大正七年に至り本事業を本府に移管することゝなり、同年三月朝鮮總督府獸疫血淸製造所官制發布せられ、同時に事業を擴張して各種獸疫の豫防液、血淸及び痘苗の製造配付竝に販賣を行はしむることゝなり、爾來各種の當在獸疫の制遏に從事し、且各種獸疫の調査研究に當らしむることゝなつた。同所は牛疫豫防液の發明我が國に於ける最初のゲルトネル腸炎菌の發見(肉中毒症の一種)、同最初の腸チブス發見、同最初の豚痘に關する研究等幾多の調査研究をなし、前後防疫上多大の效果を奏し以て今日に及んで居る。

畜牛の輸移出稅撤廢　朝鮮の畜牛は使役牛として又肉牛として內地に於て聲價を博し、始政以前より相當數の移出あり、明治四十二年釜山に移出牛檢疫所を設け傳染病の傳播を防ぎ來つたが、大正八年四月より從來の生牛輸移出稅を撤廢し、內地移出奬勵の一助とした。明治四十四年の輸移出牛は約二萬頭であつたが、大正八年には四萬四千七百頭に達し、爾來益々增加の趨勢にある。

三　林　業

造林の奬勵　林業に關する施設も亦總督府始政以來最も力を盡したるものゝ一である。彼の明治四十四年森林令の公布以來保安林の制度を定め或は國有林の調査を行ひ、或は林業試驗をな

し、或は模範林・學校林等を造設せしめ種々なる方法を以て造林を奬勵し、愛林思想の普及に努めた事は既に述べた所である。是に於て半島の森林に關する狀態は面目を一新するに至り、殊に森林令に於て、國にて經營する必要なき國有林野を特に造林の目的を以て貸下げ、成林の後其の森林を讓與する特典を設けてより非常に便宜を得、地方費模範林・御大禮記念林・學校林・永年禁養林・共同墓地等逐年增加し、又民間有力者も造林事業に著手するもの續出するに至つた。本期間に於ても從來の施設を擴充し、益々林政助長の方針を執つたのであるが下に記する所は其の重なるものである。

朝鮮國有森林未墾地及森林産物特別處分令の改正　近年工業の勃興に伴ひ製紙・燐寸・單寧・コルク・染色等の原料として林産物の賣却を出願するもの漸次增加したので、大正六年十月本令を改正し重要物産の製造業者にして其の定むる資格を有するものに對し、原料を賣拂ふ時竝に其の他の場合には隨意契約に依り林産物を賣却し得る範圍を擴張した。

朝鮮林野調査令の施行　前記の如く各般の施設をなすに當つて最も支障となるものは、朝鮮の林野の權利關係が曖昧混沌を極め、國有民有の限界すらも往々判明を缺き、山野に關する爭訟紛議其の跡を絶たないことである。併合後既に永久國の保存に屬せしむべき林野と、漸次一般私有に移し民間林業の發達促進に供すべき林野との區分限界の調査に著手したが、更に林政の刷新改善を圖る爲林野の國有私有の區分及び私有林野各個の權利關係を確定するの急要なるを認め、大正七年五月朝鮮林野調査令及び同附屬法規を制定し、地方廳に於て林野の所有者及び境界を調査々定するの制度を確立し、且本府に林野調査委員會を置き本査定に對する不服の申立を裁決せしむることゝした。本令の實施は彼の土地調査事業と相俟つて朝鮮全土に對する所有權を終局的に確定する所のもので、往時地方官署行政事務の大半を占めたる所謂山訟の禍根を一掃する所のものである。因に該委員會創設以來昭和十年までの間に不服申立十一萬一千三百八十件、再審申立四百三十四件の多きに達して居る。此の事業は大正十三年度を以て一應終了した。

水源涵養林の造成　水源の涵養に關係を有する荒廢山野の殖林は、國土保安及び產業開發の根本策として最も急施を要するけれども、此等は經濟上有利なる稚樹地・草生地等の造林と趣を異にし其の費用を要すること甚だ多く、到底民營にのみ放任すること能はざるを以て、特に國費助成の要を認め、先づ以て上記の如く一般的造林奬勵を爲すと同時に、大正七年度以降十一箇年間の豫定を以て、毎年補助金五萬圓を支出して忠淸南北道を貫流する錦江の一支流美湖川流域の造林を開始した。之が此の種造林の嚆矢である。

巨樹名木及び特有植物の調査保護　朝鮮には**ケヤキ・イテウ・エンジユ・ビヤクシン・シロマツ**等の巨樹又は名木として人口に膾炙せるもの尠からず、此等は歷史又は植物研究の資料として貴重なるのみならず愛林愛鄕思想の涵養或は風致上保存の必要あるを認め之が調査をなした。殊に鬱陵島道洞國有林及び南望臺山國有林には特有植物が多いので之が保護を加ふるの必要を認め、本府の承認を經るに非ざれば採取を許可せず、右以外の植物と雖特殊の場合を除くの外採取を許可せざることゝした。

四　商工業

(一)　商　業

概　況　朝鮮の商業は未だ市場商業の域を脫せないのであるが、近年に至り朝鮮經濟力の發展著しく、會社企業に對する一般の理解進歩し、内地企業家亦朝鮮事情を周知するに至り、會社の設立を出願し又は朝鮮外に於ける本店又は支店の設置出願を爲すもの漸く其の數を增し、會社令に依り大正七年度末までに許可したる會社の總數二百七、其の中内地人設立會社百六、朝鮮人設立會社二十七、内鮮人合同設立會社二十七、其の資本金額一億二千七百三十餘萬圓に達した。商業會議所は前期と同じく京城・仁川・群山・木浦・大邱・釜山・平壤・鎭南浦及び元山の九箇所であつて、重要物産同業組合は未だ著しい進歩を認めない。

(二)　工　業

新工業の興起　朝鮮の工業は未だ副業的家内工業の域を脫しない狀態であるが、併合以來百方指導奬勵を加へたる結果逐年民衆の自覺を促し、朝鮮人中にも小規模ながら工場工業の經營に移るもの尠からざるのみならず、一面各般產業の振興、交通運輸機關の整備に伴ひ資力經驗ある内地人の移住增加し、進んで工業を企畫し工場を新設する者益々多きを加ふるに至つたが、殊に歐洲戰

役後財界未曾有の好況を呈し、其の資金の剩餘は盛に朝鮮に於ける工業經營に向つて投資せられ、大正六年度竝に大正七年度に於て大規模の企業計畫が實現したので、著しく一般の企業心を誘發し、朝鮮に於ける工業は頓に其の面目を革めんとする域に向つた。斯の如く近時製造工業の著しく發展の趨勢を示したのは、一般企業心の勃興に基く當然の結果であるが、由來朝鮮には工業原料が豐富に存在して居ることにも依るのである。例へば米・麥・馬鈴薯・蜀黍其の他の含澱粉質釀造原料若くは澱粉原料、大豆・在胡麻子・棉子・蓖麻子等の製油原料、棉花・繭・大麻・苧麻の纖物原料の如き農產物を主とし、此の外自然產物たる粘土・硅砂・石灰等の陶器・セメント、硝子原料及び金・銀・銅・鐵・黑鉛・亞鉛等の金屬原料、皮革・牛脂牛骨等の畜產物原料、「パルプ」・軸木等の林產物原料又は魚介の水產原料等であつて、其の中には將來大に利用せらるゝものあるべき筈であるから、朝鮮製造工業の前途は頗る洋々たるものがあると謂はねばならぬ。次に當時勃興した新興工業の主なるものは釀造業・煙草製造業・皮革製造業・罐詰製造業・石鹼製造業・製粉業・「パルプ」製造業・燐寸製造業・紡織業・製糖業等であつて、今試みに大正七年までに設立せられたる工業會社につきて見れば、大正六年には資本金十五萬圓を超ゆるもの六社に上り、之を以ても其の趨勢を知ることが出來る（次表參照）。

會社名	設立年次	目的	資本金	企業者別
西鮮繰綿工場	大正六年繰綿		七〇千圓	内地人

三巴酒造株式會社	大正六年	釀造	一〇〇千圓	内地人
足立黒鉛及び石綿製錬所	同	黒鉛製錬	五〇 同	同
合資會社京谷商店	同	煉瓦(耐火煉瓦)	六〇 同	同
熟田商會長津第一工場	同	澱粉製造	一〇〇 同	同
坂田精米所	同	精米	五〇 同	同
朝鮮物産株式會社精米所	同	同	一五〇 同	同
荒木製材所	同	製材	五〇 同	同
朝鮮製粉株式會社	大正七年	麥粉製造	一、〇〇〇 同	同
朝鮮製油株式會社	同	棉實油製造	五〇〇 同	同
朝鮮澱粉株式會社	同	澱粉製造	五〇〇 同	同
京城製絲株式會社	同	絹絲製造	五〇〇 朝鮮人	
京城紡織株式會社	同	製綿・紡績	一、〇〇〇 同	
小野田「セメント」株式會社	同	「ポートランドセメント」	一、八〇〇 内地人	

在來の工業　以上の如くではあるが、朝鮮在來の工業に就ても其の種類産額・特徴資金關係將來の見込・改良方針等萬般の事項に就て詳細なる調査を遂げ之が指導奬勵を怠らない。此等工業の主なるものは機業・窯業・金屬工業・製絲業・莞草製品業等である。

時局の影響等　玆に附記すべき事は本期間は恰も歐洲戰役中であつたので、大正六年四月帝國政府が對敵取引禁止令を公布したるに付、朝鮮に於ても該勅令の趣旨に基き五月府令を以て之が實施に關し詳細なる事項を定めた事である。次は從來內地其の他に於て勸業博覽會又は共進會の開催せらるゝ場合は、成るべく之に贊同出品して廣く朝鮮の産物及び事情を紹介し、以て殖産興業の一端に資して來たが、大正六年(自三月十五日至六月十日)東京市に開催せられた東京奠都五十年奉祝博覽會、同年(自九月二十日至十一月十八日)同處に開催せられた化學工業博覽會には何れも贊同出品した。

五　水産業

概況　斯業も逐年顯著なる發展を遂げ其の漁獲高も大正七年には三千二百八十六萬圓即ち併合當時の約四倍に達し、漁業の發展と共に漁業組合の設立年々其の數を增加し、內地人漁民の移住も亦漸次增加し、此等の移住者に對し補助金及び諸般の便宜を與へたる結果併合當時に於ては主として全羅南道・慶尙南道の沿岸に於て之を見るに過ぎざりしも、何時しか各道沿岸に其の移住を見るに至り、大正七年末には內地人五戶以上の移住漁村數三十八、移住漁業者一萬二千九百餘人に上つた。此等は朝鮮漁民と相提携して漁村經營の實を擧げ、朝鮮漁業發展の中心たるものである。然しながら半島天與の水産界を開發するには尙其の餘地が甚だ多いのを認めるのである。本期間に於ては大正六年に全羅南道麗水に簡易水産學校を設立し、又水産製造業の規模猶小なる上製品の統一を缺く等の嫌ある爲、水産製品檢査規則を發布し、大正七年七月より之を實施した。

六　鑛業

大規模鑛業起る　鑛業經營は從來外國人に屬するもの、外見るべきものなかつたが、時局の推

移に伴ひ軍需鑛物の需要漸增の爲、本期に至り鑛業出願の數前年に比し頓に多きを加へ近年又內地の有力なる鑛業者にして大規模の設計に依り鑛業開發に從事する者續出するに至り、大に其の面目を革め漸次探鑛又は創設の時代を去つて經營の時期に入つた。されば既許可鑛山中で新に大規模の事業を開始し又は設備の擴張を行つたものも亦尠くない。卽ち三井鑛山株式會社の价川鑛山（平安南道价川郡）及び金剛山鑛山（江原道通川郡杆城郡）、古河鑛業合名會社の平安鑛業所（平安北道龜城郡）、久原鑛業株式會社の甲山銅鑛（咸鏡南道甲山郡）等其の最も主なるものである。其の外本府所屬平壤鑛業所採炭事業は時局に鑑み、大正六年以降三箇年繼續事業として其の採炭力を三十萬噸程度に增大する計畫を立て、同年末には忠淸北道の稷山鑛山に於て「ゴールド・ドレッヂャー」の組立を了り大規模の機械操業を開始し朝鮮に於ける機械的砂金操業の嚆矢をなし、三菱合資會社の兼二浦銑鐵製造所は大正七年五月より事業を開始した等は特記すべき價値あるものと認める。

斯く鑛業の勃興を來すにつれ、金、銀、鉛及び鐵は國家經濟上又は國防上重要なる關係あるを以て其の生產を保護奬勵する必要を認め（外人經營の特許鑛區を除く）鑛業令を改正し、金鑛、銀鑛、鉛鑛、鑛砂金及び砂鐵に付ては特に鑛產稅を課せざることゝした。

鑛床調查と地質調查所　次に朝鮮鑛業の根基たるべき鑛床調查は本府に於て明治四十四年度より六箇年の豫定を以て數名の專門家をして之を擔當せしめたが豫定の期間に於て全鮮に亙り大體調查を終了したるも尙南鮮地方の一部を餘したので更に一箇年を延長し、大正六年度に於て全く概要調查を完了して其の報告書を刊行し朝鮮鑛業の開發に多大の資益を與へつゝある。是に於て本府は更に進んで半島に於ける地質調查の必要を認め、大正七年五月新に地質調查所を設置し（一）地質（二）有用鑛物及び岩石（三）土性（四）水利及び土木に關する地質學的事項の調查に當らしめ以て今日に及んで居る。

七　電氣事業

本期に於ける發展　大正三四年頃に於ける我國の經濟界は日露戰役の後を承けた不況の繼續して居つた時であるが偶々歐洲大戰の勃發するや我國の經濟界は俄然好轉し、各種產業の勃興目覺しく、直に未曾有の活況を呈するに至つたが電氣事業も亦此の影響を受けて、各地に勃興普及し、此の時代卽ち大正五年から同八年八月に至る間に於て、新に事業經營の許可せられたものを擧げれば全州、光州、開城、統營、晋州、咸興、會寧、金泉、浦項の各地に於ける九事業に及び愈々中都市級に迄普及を見んとするに至つた。

第六　貿易及び關稅

本期の概說　貿易の消長は內部に於ける產業開發の標幟たるは言を要せぬ所である。併合以

來本府は極力產業の發展を企圖したるが爲、農產物の增加著しく、商工業も亦漸く面目を革め、各種事業勃興の勢を示すに至つたことは、各當該章下に述べる通りである。殊に歐洲戰爭の影響を受けて滿蒙・支那・露領亞細亞に對する販路擴張の氣運を促進するに至つたことは大に注目に値する所である。之に隨つて貿易の額も伸展し、大正五年輸移出入總額は一億三千萬圓に達し、之を併合當時の六千萬圓に比すると實に二倍餘に相當して居る。又大正六年には一億八千九百餘萬圓で實に空前の指數を示し、爾後輸移出入の割合も漸次均衡を得る傾を呈して居る。

次に貿易の進展は亦關稅政策と相俟たなければならぬのは當然であるが、之は併合の際に於ける關稅据置宣言に依り爾後十年間更新を許さぬので、凡て從來の稅則を踏襲する外なかつたのである。本府に於ては朝鮮の產業保護及び貿易促進の爲、大正四年鐵の採掘用品免稅の規定を設け、又同六年十月府令を以て加工又は製造の爲輸入する原料品に對する關稅免除の範圍を擴張した。例へば煙草を製造する爲輸入する葉煙草・卷紙其の他の原紙、魚介類・罐詰を製造する爲輸入する罐及び葉鐵の如きものである。次に同七年三月石炭の輸入を無稅とし、製鐵事業用品の免稅制度を設けた。又生牛・米糠・生絲其の他の朝鮮產品に對する內地移入稅を撤廢したのも、朝鮮產業の發達に資する所尠くない。同八年には更に馬及び緬羊の輸入稅を無稅として畜產の助長を圖り、又同年中殘存輸移出稅は之が廢止を斷行し、旱害救濟の爲米・粟等の輸入稅を免除した。

朝鮮貿易品價額十年間比較（指數は明治四十一年總額を一〇〇とす）

年次	輸移出額	輸移入額	總計	輸移入超過	總計の指數	年次	輸移出額	輸移入額	總計	輸移入超過	總計の指數
明治四十一年	一四、一一三千円	四一、〇二五千円	五五、一三八千円	二六、九一二千円	一〇〇	大正二年	三一、二三五千円	七二、〇四七千円	一〇三、二八三千円	四〇、八一一千円	一八七
同　四十二年	一六、二四八	三六、六四八	五二、八九七	二〇、三九九	九六	同　三年	三五、〇三五	六三、六九四	九八、七三〇	二八、六五九	一七九
同　四十三年	一九、九一三	三九、七八二	五九、六九六	一九、八六八	一〇八	同　四年	五〇、二二八	五九、六九四	一〇九、九一四	九、四七四	一九九
同　四十四年	一八、八五六	五四、〇八七	七二、九四四	三五、二三〇	一三二	同　五年	五七、八一八	七五、一三四	一三二、九五二	一七、二一五	二四一
大正元年	二〇、九八五	六七、一一五	八八、一〇一	四六、一二九	一六〇	同　六年	八四、九五八	一〇四、〇九二	一八九、〇五一	一九、一三三	三四三

第七　貨幣及び金融機關の整理

一　貨幣の統一

貨幣法の施行　舊韓國貨幣に付ては併合以來の既定方針に基き、本期に於ても引續き之が回收に努めた。其の結果著々其の目的を達し、大正六年末に於ける舊韓國貨幣の流通見込高は二百五十萬二千圓に過ぎずして豫期以上の成果を擧げ、今や朝鮮貨幣は帝國貨幣に統一すべき時機に到

達した。そこで大正七年三月三十日勅令第六號を以て同年四月一日より帝國貨幣法を朝鮮に施行することゝし、同日法律第二十三號を以て舊韓國貨幣條例に依り發行し又は通用を認めた貨幣は葉錢を除き大正九年十二月末日限り通用を禁止し、右期間經過後五年間は政府に於て通貨を以て引換ふる旨公布し、これ亦同年四月一日より施行したが、葉錢は朝鮮の經濟狀態に鑑み當分間從前通り通用せしめることゝした。

斯して貨幣統一整理の大事業もこゝに劃期的大成功を以て其の完成を告げたのであるが、當時歐洲大戰に依る財界好影響の爲商取引は殷盛を極め、從つて小額貨幣の不足を告げ、別記の通り小額紙幣の供給を爲したが、尙銅貨に至つては其の供給需要に伴はず取引上の不便を感じつゝあつた。而して當時尙露國ルーブル貨幣は咸鏡北道一帶就中會寧、慶興二郡に多く流通して居たが、之は出稼人の持歸るもの、生牛取引其の他の貿易關係に因り流入するものであつて、時局關係から其の價値は低落を重ね商取引に惡影響を及ぼしたから、漸次之が受取を拒むに至り其の數量は漸次減少した。又平安北道及び咸鏡南道の江岸地方一帶には支那通貨流通して居たが、之は銀塊相場の騰落に依つて去來するものであつて、地理的關係上其の流通の根絶は相當困難な問題であつた。

小額紙幣　歐洲大戰の結果我が國の諸工業は著しく勃興し、通貨の膨脹を促すと共に小額貨幣の需要頓に增加した。大正六年に至り補助貨の拂底は殊に著しく、造幣能力の全部を傾注して鑄造を爲したが到底其の需要を充すことが出來なかつた。斯くて其の極は取引を阻滯せしめるの虞あるに至つたから、政府は大正六年十二月二十九日勅令第二百二號を以て講和條約締結後一箇年を限り五十錢、二十錢及び十錢の小額政府紙幣を發行し急需に應ずることゝした。朝鮮に於ても補助貨の缺乏甚しく、大正六年十月以來一時便宜の措置として朝鮮銀行の小額仕拂手形の流通を默認し、大正七年四月末現在流通高六十七萬圓に達した程であつた。大正六年十一月二十六日には朝鮮へも始めて小額紙幣十萬圓(五十錢紙幣五萬圓、二十錢紙幣五萬圓)を移入し、爾來其の數量を增加して補助貨の拂底に備へた。尙朝鮮銀行の小額仕拂手形は小額紙幣の流布せられるに及んで、大正七年五月以降鮮內に於ける振出を停止し專ら回收に當らしめた。

二　金融機關の整理

概說　始政以來六星霜を閱し、其の間貨幣の整理事業も旣に一段落を告げ、金融諸機關も概ね備はり、朝鮮財界は全く其の面目を一新した。然しながら其の施設は多く過渡匆々の間に成つたもので、時代の推移と共に早晩整理改善せらるべき運命にあつた。且又大正三年歐洲戰亂勃發以來の好影響は朝鮮財界にも未曾有の殷盛を齎し、今や其の機構に根本的大改正を加へて時勢の進運に應せなければならなくなつた。依つて本期に於ては朝鮮銀行法、地方金融組合令等に大改正を加へ、又新に朝鮮殖產銀行を創設して金融諸機關の整理を行つたのであるが、以下に其の梗概を述べることゝする。

朝鮮銀行法の改正　近時半島經濟界の進展に伴ひ朝鮮銀行の業務は著しく發展した。殊に本期に入つてからは北支滿蒙方面に業務を擴張して同方面に於ける各要地に支店を開設し、同時に

爲替決濟の關係上神戸・下關にも支店を設置せしめた。斯くて滿支方面に於ける對歐米貿易著しく發展した關係上、大正七年五月八日以降倫敦派遣員を常駐せしめることゝした。又帝國軍隊の露領進出に伴ひ、金庫事務及び其の他の普通銀行事務の取扱を命ぜられ、東部露領方面にも出張所・派出所を設置することゝなつた。更に又北支滿蒙方面に於ける各種經濟借款の申込にも進んで應じ、尙後に述べるが如く從來正金銀行が滿洲に於て取扱つた金券の發行を承繼して其の强制通用を公認せられ、爲に朝鮮銀行券の發行は頓に增加を示し、近來常に一千萬圓に近き制限外發行を見るの狀況となつた。

斯の如く業域の擴大と業務の伸展に伴ひ資本金の增加を要するに至り、既に大正六年二月二十日資本金一千萬圓を二千萬圓に增加し、大正七年三月二十日には、滿洲・西比利亞方面に於ける放資竝に貿易資金に充つる爲、大藏省預金部より日本興業銀行を通じて一千萬圓の融通を受けたのである。本あるが、更に大正七年三月三十日法律第二十八號を以て朝鮮銀行法に改正を加へたのである。本改正の要點は將來益々北支滿蒙及び西比利亞方面に對する貿易の發達を助成せしめ其の活動を圓滑ならしめる意圖を以て現在同行の保證準備に依る銀行券の發行限度三千萬圓を五千萬圓に增加し、併せて一般事業の興起竝に其の發展に伴ふ社債券の發行等を容易ならしめる爲、朝鮮銀行をして信託業務を營ましめることゝした點にあるが、更にこの業務の發展と擴大に伴ふ機關整備上の必要に應じて總裁の下に副總裁を置くことゝした。

滿洲に於ける朝鮮銀行券　朝鮮銀行券の發行は年と共に其の額を增加し、殊に歐洲大戰に依る好影響の爲信用の膨脹取引の增大を來し、爲に銀行券の限外發行を爲すことも一再ではなかつた。大正五年末に於ける發行高は四千六百六十二萬七千圓なるに、大正七年末には一躍一億一千五百五十二萬三千圓の多きに上り、大正八年八月末には一億二千二十三萬圓を示して既に前年末の發行高より四百萬圓以上の增加を示して居る。これ一には朝鮮經濟の發展を物語るものなることは勿論ではあるが、一には朝鮮銀行券の流通區域擴大の爲でもあつた。

朝鮮銀行の滿洲に於ける營業所の增設せられるや同地方に於ける朝鮮銀行券の流通額は漸次膨脹した。從來同地方に於ては橫濱正金銀行が金券を發行して居つたが、朝鮮銀行券との混用は市場に於ける流通證券の錯雜を來し、商取引上の不便亦尠からざるものがあつた。依つて大正六年十一月二十七日勅令第二百十七號に依り、關東州及び南滿洲鐵道附屬地に於ける朝鮮銀行券の無制限通用を公認し、橫濱正金銀行の關東州及び滿鐵附屬地に於ける金券の發行を廢し、同年十二月一日から朝鮮銀行に於て橫濱正金銀行の金券を承繼した。

朝鮮殖産銀行の創設

(一) 農工銀行の解散　朝鮮の農工銀行が創設以來渾沌草昧なる朝鮮經濟界に在つて地方産業の開發を助成し、金融の梗塞を緩和し來つた功績は朝鮮金融史上に特筆大書すべきことであるが其の擁する資本金額は現在本店六行支店四十二を合せて僅かに二百六十萬圓に過ぎず、創始の時代には適應の施設であつたが、今や大に時運に後れ近時異常に發展せる朝鮮産業界の要求に應じ得ざるに至つた。そこで大正七年九月限り之を解散して新に朝鮮殖産銀行を創立し、

一切の權利義務を之に承繼せしむることゝした。

(二) 朝鮮殖産銀行令の公布　朝鮮總督府の施政漸く徹底して産業の振興するに伴ひ、各種資源の開發資金、生産物の取引資金等に對する需要逐年增加し、殊に歐洲大戰の影響は朝鮮經濟界に異常の膨脹を來し、從來の農工銀行の資力信用を以てしては圓滑なる資金の供給困難となつた。加之、小銀行の分立は其の經營上不得策なるものあるに至つた。そこで政府は金融機關整備の爲農工銀行の組織に根本的な大革新を加へ、各地分立の制を廢し、之を統一して國家的特殊金融機關たる一大銀行と爲し、洽く内地、朝鮮より資本を蒐集し、增大せる資力と信用とを以て朝鮮將來の經濟界に徹底的貢獻を爲さしめんとの方針を樹て、大正七年六月七日制令第七號を以て朝鮮殖産銀行令を公布し、之に依り同年十一月一日株式會社朝鮮殖産銀行を設立せしめ、其の設立と同時に農工銀行の權利義務一切を承繼したのであるが、同行の創立は單に朝鮮の利害關係に止まらず、我が帝國の財政經濟と密接な關係を有するものなることを知らねばならぬ。

今同令に依り殖産銀行が在來の農工銀行に比して整備改善せられたる主要點を摘記すれば下の如くである。(一)農工銀行の資本金は各行を通じて合計二百六十萬圓なりしものが朝鮮殖産銀行では之を一千萬圓とした。(二)農工銀行の株主は營業區域内に一年以上住所を有する農工業者に限つたが、新銀行では資本增大の結果、右の資格制限を撤廢して帝國臣民たるものは住所業體に拘らず株主たるを得しめた。(三)債券發行能力は從來拂込資本金の五倍を限度としたが、之を十倍に改めた。(四)農工銀行の法定業務は不動産を擔保とする農工資金農産物及び或る種の有價證券に對する放資のみであつたが、今回は苟も産業發達に必要なる資金は不動産及び不動産上の權利を擔保とする貸出を認め、且從來の年賦償還年限(二十年)を三十年に延長し、貨物及び有價證券擔保貸付金の擔保の範圍を擴張し、又新に漁業權及財團擔保貸付、公共團體の債權竝に朝鮮に於て殖産事業を營むことを目的とする會社債の應募又は引受又は信託業務を認め、更に東洋拓殖株式會社又は日本勸業銀行の業務を代理し、且この場合に於ては債務者の爲に其の債務の保證を爲すことを得ることゝした。(五)農工銀行の重役の就任には何等の制限なく、其の支配人は總て朝鮮總督の推薦に依るべきことゝなつて居たが、新銀行に於ける頭取及び理事は朝鮮總督之を任命し、且政府は特に監理官を置いて其の業務を監視せしめることゝした。

右の外手形割引又は當座貸越の如き普通銀行業務は、未だ地方に金融機關の普及せざる現狀に顧み當分之を繼續せしめ、尚政府は株式六千五百九十八株を引受け其の利益を保護する爲、設立の初期より十五年間特に利益配當を免除し、又設立後五年間は政府所有株式以外の株式に對し年七分の利益配當を保證し、之に達せざるときは政府に於て補給することゝした。

上述の如き大勢力を有する朝鮮殖産銀行は、特殊銀行として充分の資力と信用とを以て朝鮮經濟の進運に適應し得べきは言を俟たないが、更に資金關係にあつては朝鮮銀行と緊密なる連絡を保ち、東洋拓殖株式會社に對しても不動産金融上密接なる關係を有するのみならず、主として殖産銀行債券の引受を爲さしめ、進んでは日本勸業銀行との關係に於て代理貸付の方法に依り、同銀行の資金を朝鮮に招致し以て殖産資金を潤澤ならしめ得るのである。尚玆に特に附言

すべきは、朝鮮殖産銀行は朝鮮の各地方に健全なる發達を遂げつゝある下層金融機關たる數百の金融組合を率ゐて其の中樞機關たるべきものであるから、同行の成立は朝鮮開發上一新時期を劃する意義を有するものである。

地方金融組合令の改正

(一) 改正の趣旨　地方金融組合は地方に於ける小農階級の金融機關たると共に、農民の啓蒙的指導機關として、農事改良、副業奬勵に關する施設等をも爲し來つたが、後者は行政官廳の一般勸業施設の整備充實に伴ひ、大正六年十二月以降之を行政官廳に委ね、專ら貸付及び預金業務に全力を傾注し、大正六年十二月一日府令を以て業務監督規程に改正を加へ長期貸付の途を開き併せて貸付限度の擴張を行つた。此の改正は歐洲大戰勃發後の好況にある農民の深く歡迎する所となり、組合加入の希望者は益々增加し、業務は愈々進展した。今大正七年三月末日に於ける現況を見るに、組合數二百六十箇、組合員數十二萬餘人を算し、拂込出資金四十九萬圓、預り金五十七萬圓、貸付金三百七十六萬圓であつた。然しながら尙仔細に觀察する時は未だ必ずしも遺憾の點がないでもなかつた。殊に資金募少であつて資本充實の方法備はらず、組合相互間の資金聯絡も圓滑ならず、又組合數も現在の要求に對しては甚だ少く、且其の業務は多岐に亙つて徒らに錯雜を極め、更に組合員は單に農業に限られ市街地に於ける小商工業者は全く金融の途を絶たれ居る點の如きは、其の重なるものである。曩に朝鮮殖産銀行令の公布あり、之を機會として金融組合制度にも大改正を加へ、資金を充實せしめると共に小商工業者にも金融の途を拓き、目下經濟的、社會的重大問題として喧傳せられつゝある中小產業者保護の問題を解決せんとして、大正七年六月二十七日制令第十三號を以て地方金融組合令に大改正を加へ同年十月一日より實施した。本改正は金融組合の沿革史上所謂第一次金融組合令の改正であつて、一時期を劃するものである。

(二) 改正の要點　改正の要點を擧ぐれば左の如くである。(一)地方金融組合なる從來の名稱を改め金融組合とした。(二)村落組合以外に新に府及び總督の指定する市街地を區域とする都市組合の設立を認め、其の設立は朝鮮總督の指定に依らず、自由に設立し得ることゝした。(三)組合員は從來組合の業務區域內に一年以上引續き住所を有する農民に限定したが、改正令に於ては職業及び居住年數の制限を撤廢した。(四)貸付上の制限を擴張し都市組合には手形割引業務の兼營をも許した。(五)委託販賣、共同購入業務を認める時は業務の種類煩雜となる嫌ある故村落組合に於ても將來之を廢止するの方針を採り都市組合に於ては特別の事情なき限り之を認めないことゝした。(六)出資一口の金額は從來十圓なりしを、都市、村落兩組合を通じ十圓以上五十圓以下とし、この範圍內に於て、定款を以て適宜均一に定めしめた。(七)從來組合の代表機關たりしも執行機關たらざりし組合長は定款の定むる所に依り、理事と共に業務の執行を爲し得ることを認め、且從來理事は專ら朝鮮總督之を任免せしを改め、原則としては他の役員と共に總會に於て組合員中より選任することゝした。(八)金融組合及び朝鮮總督の指定したる產業に關する法人を會員とし、一道を區域として金融組合聯合會(之に就ては後述する)を設立した。

(三) 金融組合の增設　以上は改正金融組合令の大要であるが、之が實施と同時に業務監督規程にも大改正を加へ貸付及び預り金業務の制限を緩和擴張すると共に組合增設の計畫を樹て、大正七年度以降毎年五十箇所宛設立することゝし、其の結果大正七年及び翌八年度中に新に業務を開始したるもの村落組合百箇所、都市組合三十三箇所に上つた。尙大正八年一月に至り再び業務監督規程に改正を加へて貸付制限の擴張等を行ひ、以て時運の要求に應せしめた。

(四) 金融組合聯合會　金融組合聯合會は今回の改正に依り新に認められたる機關であつて、一道を區域とし其の區域內の金融組合及び產業に關する法人を以て組織し、所屬組合の資金の調達、業務の指導に任じ、併せて所屬組合相互の業務上の便宜を圖るを以て目的とする。理事長及び理事は總督の任命する所に係り、理事長には當分間道第二部長を充てることゝした。各道聯合會は孰も十月上旬設立準備に著手し、十一月中に於て設立の許可を受け十二月中旬までに悉く業務を開始した。

金融組合聯合會は所屬組合の融資に當るのであるが、其の資金は政府よりの低利資金百三十萬圓及び朝鮮殖產銀行よりの借入金を以て之に充てたのである。要するにこの關係に於ては多數の金融組合は各道に於て聯合會に統一せられ其の業務の監督は總督府自ら之に當り、資金の融通は主として朝鮮殖產銀行に於て掌るのであつて朝鮮殖產銀行はこの意味に於ては金融組合聯合會の中央會と同一の作用を爲すのである。次に金融組合相互の信用受授及び聯絡に付ては各金融組合は遊資の總てを所屬金融組合聯合會に預金し、金融組合聯合會は總ての遊資を中央機關たる朝鮮殖產銀行に預け入れ、必要ある時は金融組合聯合會を通じて各金融組合は殖產銀行より借り受ける方針を取つた。斯る機能を有する金融組合聯合會の新設により、この方面に於ける金融機關の系統は殆んど完全に整理統一されたのである。

(五) 朝鮮經濟協會　尙此處に一言すべきは朝鮮經濟協會である。曩に明治四十年地方金融組合の創設せらるゝや明治四十二年八月會員の親睦と聯絡を計り相互に知識の交換を爲し、會員相互に共濟を爲す目的を以て財務監督局所管區域毎に、地方金融組合理事倶樂部が設立されたが(後各道毎に組織す)、これが卽ち本會の先驅とも云ふべきものである。其の後大正三年九月地方金融組合會となつたが其の組織目的共に前者と異る所がなかつた。然る所今回の金融組合制度の大改正となつたので、大正八年五月地方金融組合會を解散して、新に朝鮮銀行、殖產銀行、東洋拓殖株式會社、總督府財務局及び金融組合等を打つて一丸とする朝鮮經濟協會を設置したのである。當時朝鮮には未だ金融財政等に關する適當な調査研究機關がなかつたから、本協會を設置して金融組合事業の研究のみならず廣く財政經濟の調査を爲し併せて斯界關係者の連絡機關たらしめたのである。

東洋拓殖株式會社　時勢の進運は同社創立當時の營業範圍を墨守することを許さず、大正六年七月同會社法に改正を加へ營業地域に對する制限を撤廢し、業務範圍を擴張すると共に、同年十月本店を東京に移し京城を支店に改め業域を滿蒙に擴大し、大正七年五月資本金を倍加して二千萬圓とした。然しながら依然として資金の需要旺盛であつて、加ふるに歐洲大戰後列國は競ふて經

濟的發展を策するの情勢にあつたから、同會社も又對外放資を企圖して更に業域を中華民國東部西北利亞南洋方面に擴張し、大正八年九月資本金を五千萬圓に增加した。

此の間、大正七年朝鮮殖產銀行の設立に際し鮮內に於ける兩者の業務分野定まり、本會社は金融業務としては水利組合及び各種事業會社等に對し大口の產業資金供給に任じ併せて資金關係に於ては朝鮮殖產銀行の親會社として創立日尙淺く資金調達上苦心少からざる同行に對し資金的援助の立場に置かれた。其の後歲を閱すると共に本會社の業域益々廣汎となり、其の主力を半島開發のみに注ぐ事が出來なくなり、鮮內の產業資金は多く朝鮮殖產銀行の供給する所となつた。

第八　交通・運輸

一　鐵道

鮮滿鐵道統一

(一) 統一の必要　本期間に於ける鐵道政策として特筆すべき事は鮮滿鐵道統一である。初め明治三十九年勅令第百四十二號を以て南滿洲鐵道株式會社新に設立せられ、同四十年會社が政府の出資に係る鐵道其の他財產の引繼ぎを受けて營業を開始するや、先づ以て南滿洲に於ける最樞要なる交通機關を整備し、之が重大なる任務の遂行を期するが爲鐵道各線の改良を行つた。其の內大連長春間鐵道及び其の支線は露國經營時代には軌間五呎なりしものを、日露戰役の際我軍之を占領するに及び三呎六吋の狹軌に改築したるものであり、奉安線百七十哩は日露戰役中我軍の手に依り假設せられたる軌間二呎六吋の輕便鐵道であつたが、會社は此等引繼ぎを受けると凡て之を四呎八吋半の軌間に改築し、淸國及び朝鮮鐵道との連絡に支障なからしめ、鴨綠江架橋の竣成と相俟つて鮮滿間に列車の直通運轉を爲し得るに至つた事は前期に於て述べた所である。是に於て朝鮮と滿洲とは其の經濟關係竝に交通關係は愈々其の密度を加ふるに至りたるのみならず、鮮滿兩地は其の鐵道の連絡に依つて本邦と北滿及び西伯利亞竝に歐洲諸國とを連絡する最重要なる通路となり、更に京奉鐵道其の他支那鐵道との聯絡に依つて支那大陸と本邦とを結合する要路を占め、世界的交通關係に於て密接なる連鎖を有するに至つた。更に經濟方面より之を視る時は兩地は假令相異りたる領土權の下に立つも、寧ろ同一經濟區域と見做して毫も不可なきに至つた。然るに此の鮮滿兩鐵道が經營を異にし、事業の首腦者を一にせざるが爲、其の機能を發揮する上に遺憾なる點が尠くなかつた。玆に於て兩者鐵者の經營を一手に纏め、其の規模を大にして鮮滿交通經濟の發展上大なる效果あらしむと同時に、此の國際鐵道たる使命を完了する爲に鮮滿鐵道制度の改革を必要とするに至つた。

(二) 統一の實施　右統一の形式は朝鮮鐵道の經營をば南滿洲鐵道株式會社に委託せらるゝことに定まり、大正六年七月三十一日勅令第九十號を以て朝鮮總督は其の管理する鐵道の建設、改良、保存及び運輸竝に附帶業務を南滿洲鐵道株式會社に委託することを得る旨公布せられ、此

の勅令に基きて、朝鮮總督は朝鮮に於ける國有鐵道に關する業務を擧げて同社に委託し、同時に國有鐵道の引繼ぎを了し、尋で八月十四日委託業務の執行に關する命令を該會社に交付した。

會社は右の委託を受けると共に京城に同社の管理局を設置して京城管理局と稱し、理事一名を駐在せしめて委託業務に關する處理を爲さしめることゝした。管理局內部の組織は從前の如く總務課・營業課・汽車課・工務課・經理課及び建設課の六課とし、地方に出張所・建設事務所及び工場を設くることも亦從前の通りとし、從事員も元鐵道局係員を其の儘社員として事業を繼承開始することゝした。

此の如く鐵道經營を會社に委託せらるゝと同時に、一方勅令を以て從來の鐵道局官制は廢止せられ、茲に總督府所屬官署として設置せられありし鐵道局は消滅することゝなり、新に總督官房に鐵道局を設置し、其の下に監理課・工務課の二課を置いた。而して新鐵道局長の職權として掌理すべき事項は下の如くであつた。(一)勅令第九十號第二項の規定に依り朝鮮總督に與へられたる右委託經營に對する指揮監督に關する事務、(二)今回南滿洲鐵道株式會社への委託事項中には朝鮮に於ける國有鐵道の建設改良の「計畫」に關する事項は除かれてあるので、之は從前の如く總督府に於て行ふ事となり、又之に要する資金も總督府に於て負擔する事となりたる故之に關する事務、(三)舊鐵道局で掌つた所の輕便鐵道及び軌道に關する事務。

今回總督府より南滿洲鐵道株式會社に引繼いだ營業線路は京釜本支線三二四哩四分、京義本支線三六一哩二分、京元線一三八哩四分、湖南線一七六哩、咸鏡線南部三三哩九分、同北部三二哩二分、總計一、六〇六哩一分である。

私設鐵道及び輕便鐵道　私設鐵道は第一期に於て未だ見るべきものがなかつたので、本期に入り本府より會社に下付すべき補助金の限定歩率を、大正六年度迄は年六分なりしを大正七年度より年七分に改めたる所、大正八年に入り偶々歐洲戰亂の餘波を受け經濟界は空前の盛況を呈し資金の橫溢を見たる爲、內地資本家にして朝鮮の私鐵事業に著目するもの激增するに至つた。是に於て此等企業家の資金調達融通の便利を增進する目的を以て、大正八年四月朝鮮財團抵當令を制定施行し、鐵道財團を設定し之を抵當として資金を調達し得るの便法を認むるに至つた。斯る情勢の下に本期の末より次期の初に亙つて俄然斯業の興隆を見るに至つた。今本期に其の敷設を免許せられたものを表記すると左の通りである。

會社名	區間	延長距離
朝鮮輕便鐵道	鳥致院・忠州・公州・平澤・陰城・長湖院・龍州間	二三四粁五
价川輕便鐵道（延長線）	价川・泉洞間	七粁三
南滿洲太興合名會社	會寧・上三峯間（大正十年國有鐵道株式會社として分離す）	四一粁一
銀山面輕便鐵道	三菱製鐵會社專用を私鐵とす。大正九年西鮮殖産鐵道會社に買收	一五粁一
五州輕便鐵道	松汀里・馬山・院村・全州間（大正八年南朝鮮鐵道會社と改稱）	三二七粁八
朝鮮森林鐵道	咸興・滿浦鎭・長津・厚昌古邑間	三四九粁九

鎭江拓林鐵道　古茂山・合水・吉州・惠山鎭間
金剛山電氣鐵道　鐵原・化川間

三二九粁九
一〇一粁三

二　航運と船舶

航路の擴充　歐洲戰亂に際する時局の影響として各地一般に船腹の不足を告げること甚しく航運上の支障尠からざりしも、幸に朝鮮沿海の航運は前期に記載の如く朝鮮郵船株式會社に對する十四線の命令航路ありたる爲甚大の影響を受けることを免かれたが、內地及び支那方面との通商聯絡に在つては、日本郵船株式會社・大阪商船株式會社等の社外船は何れも休航の狀態となつたので、之が緩和策として大正六年十二月以降近海命令航路元山・浦潮斯德線を毎航大阪まで延長せしめ以て內鮮輸送上の便宜を圖り、又北支那に對しては朝鮮郵船株式會社をして、鎭南浦・大連間に自營航路を開かしめた。加之淸津・敦賀間の航路を補助命令に追加して北朝鮮と裏日本との間の多年の問題を解決し、又同會社に命じて元山・浦潮斯德間の航海を結氷期間中と雖續行せしむる等極力海運の發展を圖つた。

造船規程　又船舶に關しては大正六年七月一日より朝鮮造船規程を改正實施して船舶建造上の方法を改善し、又十月一日より戰時船舶管理令施行規則を制定施行し以て戰時船政を統制し聯合各國共同策應の便に供した。

港灣修築　海陸聯絡完成の目的の爲、約一千萬圓の豫算を以て施行した釜山港外五港の內、平壤・鎭南浦及び新義州港は旣に竣成し、釜山・仁川及び元山港の設備も逐年進捗し、仁川築港の眼目たる閘門式船渠は大正七年十月旣に竣工を告げ爾後盛に利用せられ、大正六年度より工費豫算二百六十餘萬圓を以て第二期工事に著手し、又釜山築港第一期工事たる二大棧橋築造・鐵道線路引込・港內浚渫・釜山鎭方面の波除堤築造等は大正七年五月を以て完成し、內鮮交通貿易上面目を一新して多大の便利を加へた。尙大正八年度以降六箇年の繼續事業として第二期工事進行中である。

三　道路

第二期治道工事　前期に於て著手した第一期治道工事は豫定の如く大正六年十月を以て竣工したので、更に第二期計畫を樹て未改修道路網中交通及び經濟上最も適切なる線路二十六線延長四百七十八里餘の修築と主要河川の橋梁九箇所の架設とを企て、大正六年度より同十一年度に至る六箇年の繼續事業として總工費七百五十萬圓を豫算に計上して之が實施に著手した。

第九　司法制度の改善

概說　前期中に於て旣に一段落を告げた司法及び行刑上の諸改善の後を承け、本期に入つて

からは愈々其の運用の適正を期し、法規の適用は苟しくも忽にせず、遇囚上亦寛嚴宜しきを制して全幅の注意を拂ひ改過遷善の實績を擧げるに努めた。爲に我が司法の權威は內鮮外人の等しく信賴する所となり、公正なる法の保護の下に庶民は安んじて生命と財產の安固を享受し得たのであつた。故に裁判所では前期と何等異るところなく、只朝鮮不動產登記令の實施に伴ひ、地方法院出張所の增設を見たのみで、本期の司法は全く前期の延長と見得るのであるが、始政後六年、社會の進運は自ら二、三の改善を施すべき必要を見るに至つた。朝鮮刑事令の改正、共通法の實施、監獄增設等が其の重なるものである。以下此等に就て概說することゝする。朝鮮不動產登記令は本期の中葉、大正七年七月を以て實施の完了を告げたのであるが、之に就ては前期に述べる所があつたからこゝには再說しない。

朝鮮刑事令の改正

(一) 改正理由　抑々明治四十五年朝鮮刑事令公布の趣旨は、從來內鮮人間に存したる二種の法系を廢して之を統一し、且舊刑法大全所定の刑の峻嚴苛酷を緩和するに在つた。爾來六箇星霜を閱し、警務機關の普及と諸般制度の釐革と相俟つて民心漸く安定し、例へば强盜罪の如き明治四十四年に於ける犯人數千百二十九人にして、其の中死刑に處せられたる者六十二人を數へたものが、大正五年には總數五百五十四人、內死刑四僅かに七人に過ぎない。且昔日の如き集團的强盜又は殘虐手段の殺人も其の跡を絕ち、今や內地刑法を以て臨むも朝鮮の治安保持上何等の支障無きものと認められるに至つた。そこで從來の除外例を削除して刑罰の緩和を圖ると共に內鮮人間に存せる唯一の刑事實體法上の區別を撤去して法規を統一せんが爲大正六年十二月八日制令第三號を以て朝鮮刑事令の一部に改正を加へたのである。

(二) 改正の要點　本改正の要點は第一に朝鮮人の特殊犯罪に限り尙效力を保有せしめたる舊韓國刑法大全の規定を廢止して全然內地刑法に依ることゝし、第二に司法警察官が刑事訴訟上假豫審處分又は急速處分等を行ふ場合に於ける手續を簡約にし、第三に上告裁判所檢事の爲す附帶上告の提起方法に關する從來の不便を除きたる點に存する。

共通法の公布

(一) 制定理由　凡そ一國の法令は別段の定なき限り領域の全部に施行せられるを本則とし、我が帝國領土が內地に限られて居た時代には何等此の原則に矛盾を感じなかつたが、其の後臺灣朝鮮を領土とし、關東州に租借權を獲得するに及んで、新領土統治の便宜上民俗風習を異にする新附民の爲、其の固有の慣習法を認容し、內地とは特殊の法令を施行する必要を生じた。そこで朝鮮總督又は臺灣總督に制令(明治四十三年八月二十九日勅令第三百二十四號、但し現行法は明治四十四年三月法律第三十號)又は律令(明治二十九年法律第六十三號但し現行法は大正五年法律第二十八號)の制定權を附與して各地域に於ける特別立法權を認容し、又關東都督に命令を以て法律事項を規定し得ることを認めた(明治四十一年勅令第三百十三號)。是に於て制令、律令又は關東州令を以て法律事項を規定するに至つた。

斯くて帝國內に施行地域を異にする數多の法令竝び行はるゝ結果、各地域人民相互間に發生する法律關係は何れの地域の法令に依るべきかを定むる必要に迫られた。抑々諸外國に對す

る國際法律關係に付ては既に其の準據法が定つて居るが、帝國領土内に於ける法規の牴觸に關しては未だに之を律すべき法規が無く、骨肉却つて他人よりも疎なるが如き不條理の結果を現出した。共通法附議の際寺内首相も云へるが如く、甚しき制度の不備と申してよく、聖代に於てあるべからざること」である。この不條理を除去する目的を以て公布されたのが卽ち共通法である。

(二)　成立の經過　共通法の制定は明治四十四年寺内總督の建言に基き拓殖局に於て調査に著手した時に其の端を發する。其の後同四十五年四月内閣に特に共通法規調査委員會を設け審議立案せしめたが、其の内容極めて複雜で牽連する所も亦多岐であつたから研究調査に日子を要し、數回改案の末漸く大正三年十二月に至つて成案を得、之を關係各官廳に送付して意見を求めると共に、更に特別委員を任命して若干の改訂を施し、大正五年九月草案を確定し、第四十議會の協賛を經て大正七年四月十六日法律第三十九號を以て公布し、第三條の規定を除く外、同年六月一日より施行したのである。

斯くて多年の懸案を解決したのであるが、此處に一言すべきは共通法制定に際し、之を迂遠なりとし、寧ろ外地の委任立法の制を撤廢して問題を解決すべしと云ふ反對論のあつたことである。然しながら數百年來特異の風俗習慣を有する新附民族を一朝にして、内地人と同一法律に服せしめるのは統治上適宜の措置ではない。加之、新領土開發の爲には自ら特異の法令を制定すべき事情あり、斯る場合に一々議會の協賛を要する法律を以て規律しやうと云ふのは到底行ふべからざる所說であるとせられ、共通法の制定となつたのである。尙共通法の規定は獨り民、刑事の法律關係に止まらず、行政各般の事項にも亙る必要があるが、最も焦眉の急を要するのは民、刑の二事項であるから、今は姑く之に就てのみ規定を設けたのである。

(三)　施行の利益　共通法の實施は直接又は間接に行政上又は裁判上に幾多の利便を齎したのであるが、其の詳細は此處に論述の限りでない。今其の二、三の例を擧げて一班を窺ふことにする。(一)從來内地、臺灣、關東州等の法令に依つて設立した會社は朝鮮外會社であつて、朝鮮内會社との合併は勿論、主たる事務所を朝鮮内に移轉することも許されなかつたが、本令の施行に依つて其の合併、移轉は全く自由となつた。(二)又從來内地、臺灣、關東州に於ける犯罪は行爲者が朝鮮にあるも、朝鮮に於ては之を處斷することが出來なかつたが、共通法施行後は之の不都合を除去し得ること、なつた。(三)其の他、朝鮮と内地、臺灣、關東州との間に一種の共通的裁判管轄を認めるに至つた如き、或は破產宣告又は公正證書の效力、民、刑事裁判其の他の行爲の效力に關し存した障壁を除去したる如き、實に見るべきものがある。

要之共通法の實施に依り各地域間を隔離した障壁を除却し、法規の矛盾牴觸を避け得るに至つたので、犯罪者の處分、民事、商事の取引其の他の法律關係に於て便益を享けることが尠からず、延いて朝鮮經濟界の發達に多大の效果を及ぼすべきは蓋し疑を容れない所である。

轉籍と民事令及び民籍法改正の計畫　共通法第三條には入家及び去家に關する規定を設け、一の地域の法令に依り其の地域の家に入る者は他の地域の家を去る旨規定した。之は例へば内地

入たる女子が朝鮮人男子と婚姻した場合に朝鮮の家に入るも内地の家を去り得ないが如き従來の缺陷を一掃したのである。然ながら尚一の地域に於て人に依り法を異にする場合は、如何に之を處理すべきやの立法上の問題が殘る。又朝鮮民事令に依れば朝鮮人は能力、親族、相續に關しては其の慣習に依るのであるが、內地人は同令に依つて民法の規定に從ふことゝなつて居る爲、若し內鮮人間に婚姻等を爲さんとするときは如何に之を律すべきか。更に又現行民籍法は舊韓國時代の制定に係り、條文頗る簡約で只申告事項、期間及び義務等の大綱を示すに過ぎない。故に假令內鮮人の通婚ありとするも其の手續規定を缺き、之を如何に處理すべきかの問題を生じて來る。然しながら此等は元來一地區內の法律上の問題であるから、其の地域內の法令に依つて解決すべきが當然であつて、他地域間の交涉案件を律すべき共通法の問題ではない。故に共通法第三條を直ちに施行し、各地域間に婚姻緣組等に基く轉籍の自由を認めんか、現行法規では忽ち之を處理するに苦しむは火を睹るより明かである。そこで共通法第三條は暫く施行を見合せると共に、大正七年一月以來本府內に朝鮮民事令及び民籍法改正調査委員會を組織して研究調査に著手したのであるが、本期中には未だ其の成果を擧げ得ないで次期に引繼がれた。

訴訟代理業者　明治四十二年五月統監府令第九號辯護士規則の發布に當り、保安規則に依り統監府理事廳理事官の認可を受けて訴訟事務に從事する所謂訴訟代理業者なるものを認め、爾來數回の改正に際しても常に之を認めたことは既に前期に於て說明した。所が此等訴訟代理業者の經歷及び實績を見るに、何れも相當なる學識經驗があり、訴訟事務上の技倆も敢へて辯護士に劣らないものがあつたから、大正八年五月制令を以て訴訟代理業者に辯護士たる資格を附與することゝし、現に訴訟代理の業に從事する者は同令施行の日から三十日以內に朝鮮總督に申請して其の認可を受け、且辯護士名簿に登錄せられることに依つて、辯護士たることを得ることゝした。當時之に該當する訴訟代理業者は十六名であつたが、就れも期間內に認可を申請して辯護士名簿に登錄せられた。斯くて爾來訴訟代理業者は一人も無く訴訟代理行爲は總て辯護士によつて行はれることゝなり、司法補助機關は茲に初めて統一された。

監獄の增設計畫　監獄に關する法令及び設備は前期に於て一應の整頓を告げ、名實共に面目を一新するに至つたことは既說の通りである。然し監獄の現在數（大正五年度末）は本監九、分監十三、拘置監一、出張所三であつて、大正元年京城監獄の增設があつた外、併合當時と殆んど大差なく、逐年激增する入監者の爲監房の不足を告げ、既設監の改增築のみでは之に適應することが出來ない狀態になつて來た。法は犯人の罪質、年齡、性格、犯數等に依つて分類拘禁を要求するが、大正五年度末の在監者數は一萬一千四百十三人を算し、監房一坪平均五人一分强、一人の占居面積は僅に二勺弱である。斯の如き狀況に於ては分類拘禁は愚か收容するに處なき狀態である。そこで大正六年大田に本監を設け、長期囚及び特殊犯罪受刑者を收容することゝし、安東には分監を設け、金山浦には出張所を置くの計畫を樹て、大正八年五月先づ大田本監を設置し（大正八年五月府令第八十六號）同年末より工事に著手したのであるが、安東分監及び金山浦出張所は實施に至らずして次期に引き繼がれた。本期の末葉、大正八年三月突如として所謂萬歲騷擾事件勃發し、拘禁者は一時に激增した。然しながら設備は

之に伴はず、窮餘の策として工場、教誨堂に加工して監房に代へ、或は又假監房を急設して臨機の措置を講ずるの已むなきに至り、其の間に於ける拘禁上の危險及び處遇上の至難は實に言語に絶するものがあつた。

看守教習所の設置　監獄の不足は勿論であるが職員の不足も實に甚しかつた。例へば大正六年度に於ける職員一人に對する擔當在監人員の割合は看守長に於て百四十九人、看守に於て十人、女監取締に於て十九人四分を算し、加ふるに近時戒護部面の著しく擴大せる結果は職員の負擔頗る過重を極めた。從つて各監獄に於ける看守教習所は職員不足の爲殆んど有名無實に終り、新任看守は古參看守に就き所謂見習聞習の域を脫し得なかつた。斯くては教習訓練の徹底は勿論獄務の改善は到底望み難い所である。そこで大正七年九月京城府西小門町に看守教習所を開設し（大正七年五月總訓第二十三號）便宜之を西大門監獄の所管とし、刑務官吏養成の常置機關としたのである。當時世界大戰の影響を蒙り一般經濟界は著しき好況を示したので、刑務官吏を志願する者は頓に減少したばかりでなく、現職員の退職も續出し、之が補充及び養成に就ては並々ならぬ苦勞があつたけれども、當局者の努力に依つて辛くも難關を凌ぎ、辛うじて獄務運用上支障なきを得た。

第十　祭祀及び教育

一　祭　祀

朝鮮神社創建著手　朝鮮神社の創建に關しては第一期に於て其の基本的調査を終つたが、本期に於て愈々之が具體的計畫を立て、該神社造營工事は之を二期に分ち、第一期に在つては敷地地均及び社殿其の他の建築を、第二期に在つては神苑及び參道の開施を施工する計畫を立て、之が工費總豫算を約百五十萬圓とし、先づ第一期工事費豫算五十萬圓を計上し、大正七年度以降四箇年繼續事業として起工に著手した。斯くて大正八年七月十八日內閣告示を以て右神社を創立し其の位置を京城府南山に定め、祭神は天照大神、明治天皇の二座とし、社格を官幣大社に列せらるゝ事に治定せられた。

神祠に關する規則　神社行政の根本が前期に於て樹立せられた事は既に記した所であるが、本期に入り大正六年三月新に神祠に關する規則を發布した。之は神社規則に依るときは其の規定相當嚴格であつて、苟も基礎薄弱又は設備不充分な神社の創立は許されないのであるが、近時地方の小集團に於ても小規模なる組織を以て崇拜の對象を得んことを希望する者續出したるに鑑み本規則を發布したのであつて、神社に非ずして公衆に參拜せしめる爲神祇を奉祀する神祠の創立

管理維持等につき遺憾なからしめんとしたものである。

二　教　育

普通學校三面一校增設計畫　公立普通學校は前期以來漸次增設をなし、併合當時其の數僅かに百校に過ぎざりしが、大正八年五月末には官公立四百八十四校、私立三十三校、其の收容兒童數凡そ八萬九千人に達した。然るに向學心物興の趨勢は之を以て足れりとせず、大正八年より更に三面に付公立普通學校一校の割合を以て增設せしめんとし、八箇年完成の計畫を樹てゝ其の普及を期した。

書堂規則　前期に於て教育の主義方針決定せられ、教育の機關も漸次整備の域に向つたが、獨り書堂のみは從來の儘存置の方針を取つたことは既說の通りである。然るに諸般教育上の施設著しく其の歩武を進むるに至りたるを以て、書堂に對して簡易なる規定を設けて之を取締るの必要を認め、大正七年二月書堂規則を制定し其の開廢等を府尹・郡守又は島司に屆出でしむることゝした。之と同時に書堂に關する訓令を發して指導監督の方針を示し、又書堂に於て教授する書籍を例示した。右書堂規則發布當時に於ける書堂の數は各道を通じて其の數二萬五千四百有餘、就學兒童數二十五萬九千餘人を算した。

第十一　衛生施設

概　說　寺內總督時代には醫療施設の擴充改善を以て施政方針中急務の一なりとして道慈惠醫院を增設し、醫師其の他の養成に努め、公醫制度を創始して之が充實普及を圖つた。本期に於てもこの方針を踏襲して益々其の充實に努めたのである。然るに恰も當時財政調整計畫遂行中であり、諸費は概ね節約を旨とし、新規事業は差控へられたから、醫療機關の設置の如きも小鹿島道慈惠醫院の開院以外には見るべきものが無かつた。然し或は朝鮮阿片令の公布あり、或は肺結核豫防ニ關スル件の發布あり、醫師の養成普及に付ても大に力を用ひたので、內部的充實に就ては相當見るべきものがある。以下に其の大體を述べる。

小鹿島慈惠醫院　朝鮮に於ける唯一の官立癩療養所たる小鹿島慈惠醫院（小鹿島更生園の前身）は全羅南道高興郡錦山面の一孤島たる小鹿島にある。癩療養機關は既に前期に於て述べた通り、大邱・釜山・光州の三私立療養所があるのみで患者の多數なるに比し規模狹小であり、收容を希望して殺到する患者は其の容れられざるや、附近に蝟集して土窟生活を營み、之を根據地として出でて食を乞ひ、各地に浮浪徘徊して病毒傳播の因を爲した。斯くて常に地方問題を醞釀し、衞生上保安上將又人道上洵に憂慮すべき重大問題であつて、一日も忽諸に附し難いものがあつた。そこで主として臨時恩賜救療資金に依り該患者を一定の場所に收容救護するの計畫を樹て、既に前期末の

大正五年二月小鹿島に土地を買收して慈惠醫院を設置することゝし同七月院舍新營の工を起したのであるが本期に入り大正六年二月漸く工を竣へ四月以降重症患者にして扶養を受くる途なきものより先づ收容して院務を開始した。

同院は小鹿島の西半部に約十九千五千八百餘坪の敷地を有し有毒地帶と無毒地帶とを峻別し病舍は男女夫婦傳染の四病舍に區別し棟數二十棟建坪百七十七坪あり收容定員を百人とした。

入院患者には衣食住を官給し食餌は主食物として米七分雜穀三分を交へたるもの副食物としては朝鮮人の生活に適するものを給與することゝした。又大正六年八月には神祇を勸請して患者に朝夕の禮拜を爲さしめ以て神冥の加護を祈らしめると共に時々宗教上の講話を爲し其の他園藝將棋釣魚花卉栽培樂器吹奏等意の向ふ所に隨つて適宜娛樂を採らしめた。又成るべく勉手徒食の弊を矯め一面收入の途を得しめる爲輕症者には體力に應じて適當の作業を爲さしめた。

親族故舊の患者に面會を求める者あれば之を許したが開院當初にも拘らず其の數一日平均三人を下らず何れも設備の完全にして處遇の懇切なるを見て深く感謝の意を表し仁政の惠澤に感泣した。

而して本院は小鹿島南端に位置し居金島を以て外洋と相隔て氣候は溫暖にして風光明媚醫院敷地の南方に丘陵があつて地勢も自ら有毒無毒の兩地帶の區劃に適し本病療養上の好適地たるを失はない。

私立病院の取締　併合以來藥品及藥品營業取締令、醫師、齒科醫師及醫生規則を發布し之が取締を爲すと共に醫師試驗を施行し醫學校を設立して資格ある醫師の增加を圖つたが病院については未だ曾つて規定の設けなく爲に官公立病院を除く外は概ね設備不完全であつて中には殆んど治療上の設備なくして患者を收容するが如きものも少くない狀況であつた。そこで大正八年四月府令を以て私立病院取締規則を發布し同年六月一日より之を實施した。尙之と同時に警務總監部令を以て私立病院の構造設備標準を定め危害豫防及び衞生上必要なる規定を設けた。本令の發布に依り病院が其の設備內容を充實せしめ醫療上に貢した效果は大なるものがある。

醫師試驗規則の改正其の他　朝鮮に於ける醫療機關の數は漸次增加したけれども都會地以外に在つては其の分布未だ稀薄であつて開業醫療者の如きも大正五年末には醫師九百三十二人公醫二百二人限地開業醫師八十四人齒科醫師五十一人朝鮮人醫生五千六百六十二人產婆六百十一人看護婦四百六十五人であつて朝鮮の面積と人口に比すれば實に寥々たるものである。それで大正五年十月には醫師規則大正六年九月には齒科醫師規則に一部改正を加へて醫師及び齒科醫師の資格に擴張を加へたのであるが同年十月には更に醫師試驗規則に改正を加へ以て醫師稀少の現狀を緩和し醫療機關の普及に資した。

尙看護婦の養成については同年四月日本赤十字社朝鮮本部より總督府醫院及び大邱平壤の兩慈惠醫院に委託あり差當り二十九人を收容して敎育を開始した。

更に翌大正七年には私立朝鮮藥學校設立せられこゝに初めて朝鮮の藥學生養成機關が現はれた。(因に同校は大正十四年三月藥品及藥品營業取締令施行規則に依り指定せられ昭和五年專門

學校に昇格せられた。）

朝鮮阿片取締令の公布

（一）制定の理由　由來朝鮮には阿片煙吸飲の弊風あり朝鮮刑事令の實施以來は刑法の規定に依り嚴重に之が禁遏を勵行すると同時に其の癮者に對しては殊に大正三年以來牛强制的に救療を行ひ年と共に弊風の漸次掃蕩せられるものがあつたが久しきに亙る因襲は一朝にして之が根絶を望み得なかつた。而して其の原料たる阿片の多くは支那地方より密輸入せらるゝものゝ如く朝鮮内にあつては隣接國境地方殊に山間部に於て屢々罌粟栽培に從事するものがあつたが此等は殆んど大勢に觸るゝ價値なしとして罌粟の栽培に就ては從來之を制限すべき法規が存しなかつた。

然るに歐洲大戰以來其の影響に依り阿片・モルヒネ等藥品の拂底昂騰を來し遂に罌粟栽培者の增加を招來するに至つた。抑々阿片はモルヒネ其の他の麻藥類の製藥原料として必要なれども其の原料たる生阿片は製藥原料たると同時に直ちに阿片煙製造の原料に供し得べきものであるから之が取締を忽にするときは阿片煙吸飲の惡風を誘發して阿片煙關係の犯罪を續發せしめる虞があつた。そこで既に大正六年以來關係各道では當面の處置として夫々取締を講じ來つたが取締區々に亙つて其の徹底を期し得なかつたので大正八年六月十一日制令を以て朝鮮阿片取締令を公布し附屬法規と共に同月十五日から之を施行した。

（二）其の要旨　今同令の概要を述べれば醫藥用の爲阿片製造の許可を受けたる者の外罌粟の栽培を爲すことを嚴禁し之が栽培區域を限定して製造したる阿片即ち生阿片は每年一定期日までに總て之を朝鮮總督府に納付せしめ以て其の自由販賣を禁止する等極めて精細嚴密なる規定を設けると共に政府に收納したる阿片は一定の標準に依つて賠償し更に之を政府の指定したる製藥者又は醫藥用阿片販賣人に賣下げ違反者には相當嚴重な制裁を加へることゝしたのである。尙罌粟の栽培に付ては醫藥用阿片拂底の現狀を考案し其の需給關係を標準として一箇年約一千五百町歩を限り栽培を許可するの方針を採つたが大正八年には取締令實施前既に播種を了りたる者があつて其の栽培面積は許可豫定面積を稍々超過したけれども偶々開花期中雨量多きに過ぎたると耕作者中阿片製造の無經驗者が多かつたのとの結果成績頗る不良であつて阿片收納量は當初豫定の約半數に過ぎなかつた。（尙罌粟栽培に付ては第三期第八專賣其の他の官業の項參照）

肺結核の豫防　本病の豫防に付ては大正七年一月府令を以て肺結核豫防に關する法令を發布し主として民衆の多數集合する學校病院製造所停車場劇場料理屋飮食店其の他道知事の指示する場所に唾壺の設備鑛泉場海水浴場轉地療養所に於ける衣類寢具其の他の清潔消毒病院に於ける豫防消毒一定場所に於ける唾壺外に唾痰咯出の禁止等を規定し之が勵行取締に依り病毒の散蔓防止に努めた。然しながら未だ積極的施設の見るべきもの無く廣く該病の蔓延しつゝあるは遺憾に堪へない。

第十二　行旅病死人の救護施設

從來の制度　朝鮮に於ける行旅病人及び同死亡人の救護取扱は從來事件發生地の府面に於て擔當し、本人又は扶養義務者をして其の費用を辨償せしめ、若し此等の者が辨償し得ないときには地方費若くは國費を以て支辨するのを例とした。然しながら從來は一般に事件の發生も少く、假令發生するも部落民又は地方篤志者間に於て之が救護埋葬を爲すの美風があつたので、何等特別の施設を必要としなかつた。

行旅病人救護資金の設定　然るに人口の增加と交通の發達等に依つて往來は頻繁となり、殊に市街地に於ては行旅病死人に關する事件が漸く增加するに至り、之が救護設備の必要を感ずること亦漸く切なるものがあるに至つた。そこで併合の際下賜せられたる臨時恩賜金三千萬圓の分配殘額及び其の預金利子合計二十六萬三千六百五十餘圓を以て行旅病人救護資金を設定することゝし、大正六年四月府令第二十四號を以て行旅病人救護資金管理規則を制定發布した。

同規則に依れば、本資金は朝鮮總督之を管理し、元金は永久に消費するを得ざらしめ、それより生ずる收入を以て行旅病人、同死亡人及び其の同伴者の救護取扱を爲すものとする。

救護所の設置　然しながら斯の如き事業は直接官に於て經營するよりも、寧ろ宗教團體若くは民間篤志者をして之に當らしめるのが一層適切であり、且一般社會に對する奬勵ともなるので京城其の他主要市街地に就き、殊に其等の地方に於ける宗教團體、宗教家又は篤志家を選定して救護所を設けしめ、之に前記資金より建設資金及び維持費の一部を補助して、其の發達を期することゝした。爾來本期中に於て其の設立を了したるもの京城、仁川、大田、平壤、鎭南浦（以上大正六年度）、全州、大邱、元山、淸津（以上大正七年度）の九箇所であつて、大正八年度末迄に此等の救護所に對して該資金中より既に補助したるもの建設費一萬二千六百圓、維持費一萬五千七百三十七圓、合計二萬八千三百三十七圓である。其の事業の成績は何れも相當良好であつて、所在に宗教家又は篤志家に依る自治的救護の基礎漸く確立せんとするの傾向を示すに至つた。而して該資金の每年度歲計剩餘金は一部支拂資金として翌年度に繰越すもの、外、全部之を基金に編入して其の涵養增加を圖つて居る。

第十三　歐洲戰亂の影響と時局に對する措置

概說　大正三年（西紀一九一四年）六月二十八日、「サライエヴォ」に於て「セルビア」の秘密結社に屬する一青年「ガブリエル・プリンチプ」によりて投せられたる一石が、歐洲全土は勿論延いては日本、アメリカ、中華民國其の他合計二十八箇國の參加となり、總計千八百六十二億三千三百六十三萬餘弗の戰費を費し、七千萬人の動員と三千萬人の負傷者と一千萬人の死者とを出し、五箇年を經て漸く

大正八年(西紀一九一九年)六月二十八日聯合國對獨逸國のヴエルサイユ講和條約調印を初めとし、他四國との講和條約調印(獨逸國に續き墺洪國・ブルガリヤ國・ハンガリー國・土耳其國の順序にて講和す。土耳其との講和條約は一九二四年八月十日成立す。)を以て終結を告げた未曾有の大戰となり、世界の各方面に大なる影響を與へた。其の影響中我が帝國殊に朝鮮半島に及ぼした所のものは如何なるものであつたかは吾人の注意を要する所のものである。之には戰亂中のものもあり戰後のものもある。又經濟方面に屬するものもあり政治方面に關するものもある。因つて今之に就て便宜第一期及び第二期を纒めて玆に略說を試みることゝする。

經濟上の影響

(一) 產業と貿易

半島の經濟上の狀況が常に內地の夫に隨伴するは當然の事である。內地に於ける輸出貿易は戰爭勃發の當初稍々停滯せしも、大正四年下半期に入り英・佛・露に對する軍需品の輸出竝に從來交戰國より供給を仰ぎたる東洋竝に南洋各地市場に對し、工業製品の代位供給竝に戰爭の好影響を受けた米國への輸出激增等の結果未曾有の躍進を示した。又輸入貿易も前述と同樣一時財界不振の爲減退の傾向を示したが、大正四年下半期より形勢好轉し、大正五年に入り輸出貿易の激進に伴ひ輸入貿易も亦增進した。此の情勢に伴ひ半島に於ては交戰國產品の入減、米價の低落、船腹の不足と物價の騰貴等の爲輸移入の減退を示すと同時に恰も產業振興の時期に會したる故、米・牛皮・生牛・繭・棉花・金鑛・石炭等を主として輸出額は大に增加し、中には大豆の如き歐洲輸出杜絕の影響を受け、黑鉛の如き海外販路の杜塞に因り幾分減退したるものもあるが、輸移出の大宗たる米穀は大正三年豐作の結果異常の膨脹をなし、大正四年度に於て二千四百五十萬圓の出荷を計上し、之を前年に比すると一躍七百四十萬圓の增進を告げたのである。加之漸次販路を滿洲・支那方面に伸暢する氣運となり、印度・南洋方面との貿易も前途有望なるに至つた(別表參照)。又時局の結果歐洲の製品・產物に依賴するの途は方に失はれんとし、之に反して例へば綿織物の如き朝鮮に於て製作せらるゝもの增加するの狀況で、寺內總督は此の機を以て諭告を發して一面大に奢侈を誡め勤儉貯蓄を奬勵し自作自給を促すに至つた。故に時局の半島の產業竝に貿易に及ぼした影響は概して良好であつたと謂はねばならぬ。

最近十年間鮮米輸移出額

年次	數量	價額	年次	數量	價額
明治四十二年	七〇〇、九四〇石	五、五三〇、五五七円	大正三年	一、三六七、四四八石	一七、〇九八、五八三円
同　四十三年	八五二、五五七	六、二七七、七五二	同　四年	二、五五九、二六二	二四、五一六、六二三
同　四十四年	五四二、一八二	五、二八三、七七二	同　五年	一、七〇六、九〇〇	一九、三五六、七七八
大正元年	五三八、六八七	七、五二四、八七九	同　六年	一、七五〇、〇三三	二七、四一六、五〇八
同　二年	八七四、四一八	一四、四九三、五七七	同　七年(八月迄)	一、四一〇、四七二	三二、二三五、九三四

備考　數量は各種米を通じ凡て玄米としての石數に換算せり。

(二) 戰時輸出制限

大正三年九月農商務省令の發布せらるゝや、戰時中工業原料及び其の他の物品の輸出取締に付ては總て內地と步調を一にするの方針を採り、歐洲戰亂發生以來數次府

令を以て制限品目を指定し、爾後內地に於ける制限品の改廢ある毎に本府に於ても亦之を改正追加した。大正六年に於ては藥品・肥料・染料・鐵板・鑛物・毛製品・印刷料紙・讓渡及び同製品等六十種に上つた。金銀貨幣及び金銀地金の輸出に關しても內地と歩調を一にして之を取締つた。

(三) 物價騰貴と米麥の輸出制限　歐洲戰亂勃發以來諸物價の騰貴漸次其の度を高め、殊に我が國民日常生活の必需品たる米麥等穀價の暴騰は、其の底止する所を知らざる狀況であつて、此等物品の缺乏を防ぎ價格の調節を圖る目的を以て、大正七年三月一日府令を以て從來の戰時輸出制限品目中に新に米麥及び小麥粉を加へ三月八日より之を實施した。然しながら獨り米麥は關東州滿洲其の他の在住本邦人に對する關係が他と異るものあるから、之が取扱に關しては大體內地の施設に策應すると共に一面關東州・滿洲及び靑島に對しては在住本邦人の食糧として必要なる數量、又天津・芝罘・浦潮斯德等に於ける在住本邦人に對しては本邦以外の國より食糧品の供給を受くること困難なる場合、領事官の證明ある所要數量に限り輸出の許可をする方針を採つた。

又朝鮮內の穀價騰貴の有樣は管內各地の富豪及び篤志家は金穀を醵出して施與又は廉賣をなす次第で、總督は諭告（大正七年八月三十一日）を發し各道長官をして其の保管せる凶歉救濟の資金を適宜に活用すべきを指令し、又一面消費者の自制心を喚起して精米の節約、粟麥等の混食を奬勵し、生產者の賣惜みを誡め、又時機に投じて米商若くは移輸出入業者等の不當なる買占を爲す等のことを嚴禁した。

(四) 阿片に關する取締　大戰の影響は意外の處まで波及した。夫は阿片の製造販賣等に對する取締である。由來朝鮮にては阿片吸飮の弊風があつたので舊韓國時代より法令を設けて之を嚴禁し、明治四十五年三月朝鮮刑事令の實施以來刑法の規定に依り嚴重に之を禁止すると同時に、其の癮者に對しては各地に於て之を救療し年と共に弊風の掃蕩效を奏しつゝあつたのは事實である。阿片の原料は多く支那地方より密輸入したるものゝ如く、鮮內でも國境の山地ではまゝ之を栽培する者はないではなかつたが、歐洲戰亂以來其の影響に依り阿片・モルヒネ等藥品の拂底を來したる結果、自然罌粟栽培者の增加を招來した。故に之を忽にするときは阿片使用者は益々增加するに至るのであるから、大正三年以來關係各道に於て警務部令を發して之を取締つたが、終に大正八年三月制令を以て朝鮮阿片取締令竝に其の附屬法規を發布し、之に關する根本法規を制定したのである。之が詳細は衞生の部で說く事とする。

時局に對する措置　大正三年八月歐洲戰亂の勃發に伴ひ帝國と獨逸及び墺洪國との國交斷絕して宣戰の詔勅渙發せらるゝや、寺內總督は特に諭達（八月二十四日）を發し管內一般官民に告ぐるに克く聖意を奉體して奉公の誠を效し、帝國の威武に信賴して冷靜業に勵み、蜚語流說を警めて人心の動搖を未然に防止すべき旨を述べ、一般人民に對し深く輕擧妄動を誡め、又一面新聞雜誌等の記事に對しては警務總監部をして嚴重に之を取締らしめた。當時人心稍々興奮の兆があつたが、膠州灣の陷落（大正三年十一月七日開城）と共に民情全く平穩に歸し、爾後却つて一般に帝國の威武に信賴する念を厚くするに至つた。又半島在住の歐國民に對しても及ぶ限り保護の途を講じた。然しながら歐洲

の戰局益々擴大して底止する所を知らざるを以て、一部不良の徒輩は或は國權恢復に藉口して詐僞的行爲を敢てし、或は吾は帝國臣民に非ずと稱して納稅を拒み、或は時局の推移を臆斷して無謀の擧を企て、又或は在外鮮人の敎唆に應じて愚民を煽動し若くは强迫して金錢を奪ふ者等を生じたので、此等に對しては毫も假借すゝ所なく之を檢擧掃蕩に努めると同時に、秘密結社の取締に周密なる注意を拂ひ、又海陸共に間斷なく不逞輩の潛入を警戒した。

所謂萬歲騷擾事件

(一) 其の原因　以上の如く不逞の徒輩は今や半島に身を置くべき所なく、其の一部は豫てより上海を根據とし窃に策動する所あり、大正六年八月和蘭國首府「ストックホルム」に於て萬國社會黨大會の開かるゝや在外朝鮮人申圭植は朝鮮社會黨代表と自稱して此の會に出席し朝鮮の獨立を要望したことあり、同年九月紐育に於て二十五弱小民族會議の開かるゝや、朴容萬なるもの之に出席した。大正七年(西紀一九一八年)十一月十一日聯合諸國對獨逸の休戰條約成り翌大正八年一月より愈々五大强國(日本英國米國佛國伊國)の平和工作に入るや、米國大統領ウイルソン亦親ら歐洲に渡行し、巴里の豫備的平和會議に出席し講和の基礎條件として提出した十四箇條中に於て民族自決主義を政治的に利用すべく主張し關係諸國の受諾する所となるや、一般的に國家未形成の諸民族に異常なる衝動を與ふるに至つた。是に於て此等の民族は巴里豫備的平和會議の效果を有利に展開し得るものと速斷し、此の新しき世界改造の機運は力を以て爭はずとも、日本政府をして悠に新國家の獨立を認めしむるに至るべしと思考し、此の誤解は朝鮮人間に次第に高まつたのである。是に於て上海を中心とせる在外不逞鮮人は、朝鮮の獨立を實現せんには先づ民族を糾合し內外相應じて其の意思を世界に表明せざるべからずと做し、大正八年一月下旬密に人を東京及び朝鮮に派して宣傳を試み、半島へは張德秀等入鮮して天道敎徒耶蘇敎徒を煽動した。そこで朝鮮の獨立は旣に佛國巴里の豫備的平和會議に於て列國の承認する所となつたとの流言さへ盛に行はれた。殊に大戰終局の前後より世界思潮の變動に刺戟せられて、一部朝鮮人間には世界の大勢を辨せず獨立の到底不可能なるを悟ることを得ずして、一縷の希望を之に囑せるものがあつたので、右流言等に誤られ、人心玆に動搖の端を啓くに至つたのである。果然同年二月八日に東京に於ける朝鮮人留學生が、神田區小川町朝鮮基督敎靑年會館に於て崔八鏞主催の下に獨立運動會議を開き、獨立請願書決議文等を作成し、貴衆兩議院各國大公使、各新聞社に郵送した事件が突發した。又當時半島に於ける天道敎の信徒は百萬に上り、敎主孫秉熙の勢力侮るべからざるものがあつたが、幹部崔麟等中心となつて敎主を動かし、玆に一大陰謀を企て、基佛兩敎徒中の或者と結托し、又學生貴族等をも誘つて同志とした。時恰も同年一月二十二日薨去せられた李太王殿下の國葬準備中であつて、京城は最も混雜を極めたのに乘じ、三月一日を以て其の火蓋を切つたのである。

(二) 經　過　該騷擾事件は三月一日京城平壤鎭南浦宣川義州元山等に於て獨立宣言書を發表すると共に示威運動を開始したのを其の端緒とする。彼等の獨立宣言書を發表するや、孫秉熙を始め首領二十九人(首領は外に四人ありしも缺席)は料亭に會し、將に祝杯を擧げんとするに

當り、一網にして悉く官憲の捕縛する所となりしも、運動は之によつて消滅せず、獨立宣言書其の他の不穩文書は青年學生等の手によつて各地に散布せられ、漸次脅迫を無智の下層階級に及ぼしたので、獨立に關する浮說は一時に傳播するに至つたが、其の根柢は頗る薄弱なるものであつた。卽ち彼等は獨立旣に成れるものと誤信し、多數群集又は行進して萬歲を齊唱し、或は獨立成るの日他鄕の壓迫を被るべしと杞憂して萬歲を唱ふるもあり、又或は自鄕に萬歲の聲なきは住民の恥辱なりと稱し甚しきは米國の應援を期待し、隨所に附和妄動したるものもあつた。因つて此の事件を普通に獨立萬歲騷擾事件と稱するのである。

騷擾發生の當初は二、三暴行を敢てしたものもあつたが概して穩和なる消極的手段を執り、右の如く萬歲を齊唱したに過ぎなかつたが、時日の經過と共に其の性質惡化して漸く暴動的色彩を帶び或は官衙面事務所等を襲擊破壞し、或は警察官憲地方官公吏等を毆打殺傷する者があつて、三月下旬より四月上旬まで最も猖獗を極めた。然るに四月十日前後より其の勢漸く減退し四月末に至り其の終熄を告げた。各道中騷擾の激甚なりしは京畿黃海平安南北慶尙南道で、慶尙北道忠淸南北道及び咸鏡南道の諸道は之に次いだ。江原咸鏡北道の二道にも稍々騷擾を見たが、全羅南北道は他道に比して著しく微弱であつた。斯くて騷擾は六十日に亙り騷擾箇所延數六百十七參加延人員無慮五十八萬七千餘を算し、暴民の死傷約二千、軍隊憲兵警察官其の他の死傷約二百官公署及び民家の破壞せらるゝもの亦二百に達した。

(三)措　置　(一)騷擾の鎭定に關しては數次諭告を發して流言蜚語の全く根據なき事帝國平島統治の決して動かざる事を諭して民衆の覺醒を促し、官公吏地方有力者等をして民心の善導綏撫に任せしむると共に、之が鎭撫に當つては絕對穩和の手段を執り、集團過大に且非常に惡化し警察力不足して萬已むを得ざるものに限り其の地に守備兵を派遣警戒せしめた。(二)騷擾漸く擴大し兇器を持して官公吏に迫り官文書を燒棄し、廳舍器物を破壞する等暴動最も甚しき地方には、一時軍隊を配置して良民の保護に任せしめた。右等の方法に依りさしも猖獗を極めた各地の騷擾も頓に其の勢挫折し、日ならずして全く鎭靜に歸した。然しながら民心は依然平靜を缺き、不安の情勢は上下に張り煽動脅迫等の不祥事故は隨所に頻發する狀況であつた。

(四)有識者の態度と事後の民心　騷擾の起るや上中流人士朝鮮人官公吏地方有力者等は概ね愼重の態度を持して之に參加せず、或は公然意見を發表して獨立運動に反對し、或は自制團の組織を提唱して煽動脅迫を排除し、或は各地を巡回して民衆を說諭し、又或は一身の危險を顧みずして騷擾の制止に努力したものもあつた。附和雷同者の大多數を占むる下層農民及び勞働者の如きも全道に於ける總數に比すれば寔に其の一少部分に出でなかつた。勿論騷擾激甚の際は脅迫と後難とを恐れて曖昧なる態度を持したものも少くないが鎭定後は却つて官憲に信賴する念を深からしめ、又前日の附和雷同者も眞に獨立の不可能にして一時蠱惑に迷ひたるを悔ゆるに至つた。

治安維持に關する法規制定　併合以前治安維持に關する法規としては、日本人にのみ適用する目的を以て明治三十九年四月統監府令を以て發布せる保安規則竝に朝鮮人にのみ適用する目的

を以て光武十一年七月制定せられたる保安法なる法律があつて、何れも明治四十三年制令第一號に依り韓國併合後も帝國の法令として今尚效力を有するものであるが、其の規定に充分ならざる所があるので、大正八年三月朝鮮獨立騷擾事件發生を機とし、此等政治機構の變革を目的とする不穩行動を鎭壓するのを目的として、同年四月制令を以て「政治ニ關スル犯罪處罰ノ件」を公布し、斯る行爲の取締を嚴にした。

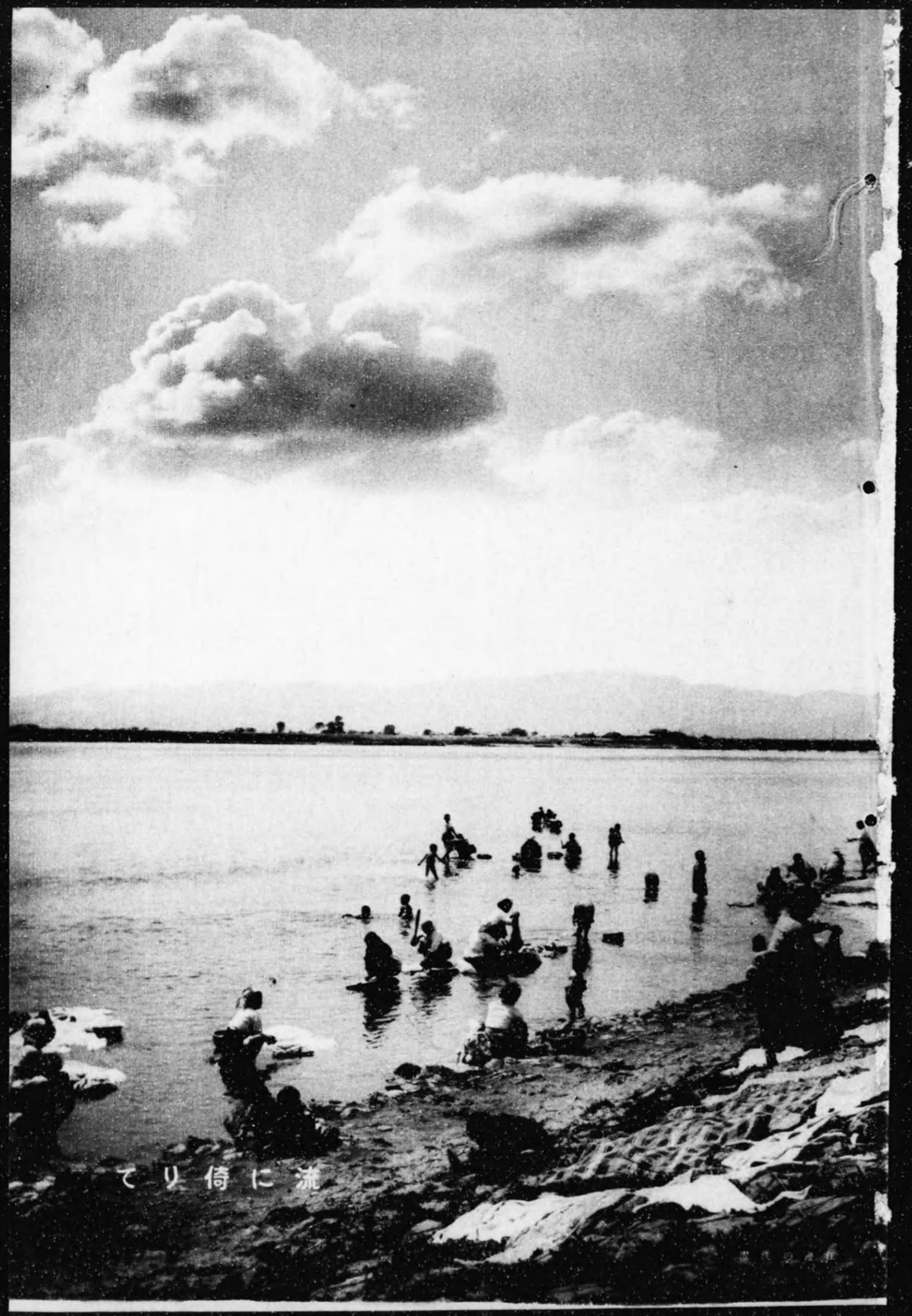
てり倚に流

第三期　齋藤總督時代

自大正八年八月十二日
至昭和二年十二月十日

本期は長谷川總督時代の後を承け大正八年八月十二日海軍大將男爵齋藤實朝鮮總督に、法學博士水野錬太郎政務總監に任せられ、爾後昭和二年十二月に至るまで八年有餘に亙る間を指すのである。隨つて昭和二年四月齋藤總督が在官のまゝ「ゼネバ」に於ける日英米三國海軍々備制限會議に日本全權委員として臨み、同年十月歸朝するに至るまで五箇月間陸軍大臣陸軍大將宇垣一成の代理たりし期間も合せ含まれるのである。此の期間内に政務總監水野錬太郎は大正十一年六月十二日を以て内務大臣に任せられ、同月十五日兵庫縣知事有吉忠一其の後を襲ひ、大正十三年七月四日有吉政務總監依願本官を免せられ、下岡忠治政務總監に任せられ、大正十四年十一月二十二日不幸にして病歿、同年十二月三日湯淺倉平政務總監に任せられ、茲に四代の交迭を見た。齋藤總督の半島に歸任したのは昭和二年十一月二日であつたが、歸任後健康とかく勝れず、當分暖地に於て靜養を要することゝなり辭表を捧呈し十二月十日　御聽許の恩命を拜したのである。

本期の初に在つては獨立騷擾事件の後に續いて民心猶未だ充分に安定せず、大正八年九月二日齋藤總督竝に水野政務總監の相携へて京城に赴任するや、南大門驛頭に於て爆彈を投下したるものゝあつた事は何人も知る所である。故を以て内外治安の情勢は未だ樂觀すべからざるものが

あつたが過去九年間の治績は偉大なる效果を奏し半島の山河は困憊の舊態を脫出して蘇生の境地に到達し新附の國民は一部を除く外皆よく總督政治の本旨を理解して　聖恩洽く半島に光被するに至つた。殊に產業の發展は實に著しきものあり半島統治の將來に向つて赫々たる光明を與へた。世界大戰は纔に其の終を告げたけれども之が影響は經濟上思想上其の他各種の方面に波及し半島も亦到底之が圈外に立つことを免がれることが出來なかつた。故に半島に於ける統治は今や方に一轉期に逢着したものである。換言すれば創業の時期を脫して守成の時期に入つたものと謂つてよい。之れ大に注意を要すべき點である。されば本期を以て守成第一期と認め此の間に於ける治績を述べることゝする。

本期の劈頭に於ては大正九年一月十日大戰直後に於ける平和詔書渙發せらるゝあり總督は諭告を發し　聖旨を奉體して深く民心の荒怠を誡め益々質實剛健の氣風を振作し健全なる思想を懷持し以て國運の發展を圖り世界の平和に寄與すべきを告げた(大正九年一月十五日)。次で大正十二年九月一日關東に於ける大震火災突發し帝都を始め幾多の市邑一夜にして焦土に化したるは實に帝國に取り空前の災厄であつた。畏くも　天皇陛下には深く　震襟を惱せ給ひ之が善後の方策に關する　詔書を下し給ひ續いて大正十二年十一月十日國民精神作興に關する　詔書渙發せられ國民の漸く輕佻浮華に流れ思想詭激に趨かんとするを誡め給ふた。是に於て內閣總理大臣伯爵山本權兵衞は諭告を發し此の大災厄の後に於て人々須らく自覺し現下の弊風を一掃して維新當初の元氣に復し國民の精神をして愈々剛健ならしめ相率ゐて文物の恢復と國力の振興とに盡瘁し以て　聖旨に副ひ奉るべきことを一般國民に告げた。齋藤總督も亦官民一致只管　聖旨を服膺し苟も其の趨嚮を誤ることなく共存共榮の精神を涵養すべき旨を諭した。

越えて三年大正十五年十一月より　大正天皇は御不例に渡らせられ萬民擧つて熱心に御平癒を祈願し奉つた甲斐もなく同年十二月二十五日遂に崩御遊ばされた。同天皇には明治四十年十月東宮にましました頃新皇帝(故李王)の卽位せられたる韓國皇室を御訪問あらせられ彼我國交上に偉大なる效果を齎らせ給ひ又大正八年本期の劈頭官制改正に當り、

　朕夙ニ朝鮮ノ康寧ヲ以テ念ト爲シ其ノ民衆ヲ愛撫スルコト一視同仁朕カ臣民トシテ秋毫ノ差異アルコトナク各其ノ所ヲ得其ノ生ニ聊シ齊シク休明ノ澤ヲ享ケシメムコトヲ期セリ(下略)

と宣はせられたるは何人も記憶に新なる所である。又半島に於ける旱水害等種々の變災ある毎に御內帑金を賜はりて救恤の惠を垂れ給ひ尙種々の機會に於て社會事業敎化事業等を御奬勵遊ばされた。是に於て萬民恐懼哀悼措く所を知らず總督は唯徒らに悲傷愁嘆に沈み元氣阻喪し日進の國運を停頓せしむるは決して　大正天皇の叡旨に非ざるを以て永久に　大御心を奉體し新帝に仕へ奉り忠誠を捧げ臣民の本分を守り各其の業務に安んじ職責を全うし國恩の萬分の一に報ゆべきことを告げた。斯くて昭和二年二月七日　御大喪に當り朝鮮の官民を代表して　御大喪儀に參列せるもの、外京城を初め各地に遙拜場を設け同日午後十一時東京御葬儀地に於けると同時刻一齊に遙拜の式を擧行し該式に參列せざるものも皆各自奉悼の誠意を表し奉つた。

大正九年四月李王世子垠殿下と梨本宮方子女王殿下との御婚儀御擧行あり、同十三年一月　皇太子殿下、久邇宮良子女王殿下御結婚遊ばさるゝあり、何れも恩赦の特典竝に多大の　御下賜金を賜つたが、殊に皇太子殿下御成婚に當り同年紀元節を以て多數の叙位、叙勳及び授爵の榮典を賜はり、朝鮮の社會事業二十二團體に　御内帑金八千五百圓を下賜せられた上、從來經學院文廟に從祀せられた半島文敎に功勞ありし十八名の儒賢に對し祭粢料を賜ひて其の靈を祀らしめ給ふたのは實に　聖恩枯骨に及ぶものと謂ふべきである。

大勳位李王垈殿下には併合以後昌德宮に在つて悠々自適の御生活を續けさせられたが、大正十五年一月病を發せられ爾後醫藥の效著しからず、四月二十五日御危篤に陷らせられた。其の報天聽に達するや名譽を表彰する爲特に元帥に對する禮遇を賜ふの　御沙汰あり、翌二十六日御歳五十三を以て薨去遊ばされた。依つて特に國葬を行ふ旨　勅命あり、政務總監湯淺倉平葬儀委員長を、其の他は委員を拜命して之が準備をなし、大正天皇は宮中喪竝に葬儀當日廢朝仰出され、本府は府令を以て歌舞音曲を停止した。斯くて六月十日京城府舊訓練院廣場に於て奉訣式を行ひ、翌十一日京畿道楊州郡金谷里に歛葬した。

李王殿下薨去遊ばさるゝや王世子李垠殿下襲錫の上、昌德宮李王垠殿下と申上るやう　御治定になつた。

次に本期に於て遠く海外より我が朝鮮を訪はれたる文武兩方面の二人の名士に就て記述を忘れてはならぬ。卽ち一は歐洲大戰に際し佛蘭西を危機より救ひ、マルヌの勇將として知られたる「ジョッフル」元帥である。同元帥は大正十年我が　皇太子殿下の佛國御訪問に對する御答禮の爲來朝したるもので、同十一年一月二十日橫濱入港以來國賓の待遇を受けて無事使命を果たし、二月二十日下關より釜山に着し、其の夫人令孃等と共に同日夕京城に入つたのである。當時恰も齋藤總督は上京中であつたが、水野政務總監代りて之を迎へ、物品を贈呈し、京城竝に沿道の官民熱心に元帥歡迎の意を表した。斯くて元帥一行は滯在二日間京城、仁川の觀光を了へたる後、二十三日京城出發滿洲を經て歸國の途に上つた。一は瑞典國皇太子「グスタフ・アドルフ」親王殿下である。同殿下が夙に考古學に對する深き造詣を有せらるゝことは世界周知の事實で、同殿下は大正十五年八月以來我が國を訪問し、國賓として內地の名勝古蹟竝に博物館を歷訪せられ、十月九日釜山上陸後直ちに慶州に向はれ非常なる興味を以て親しく同地の遺蹟を調査し、次で京城に於ける兩博物館竝に平壤樂浪の遺物遺蹟を研究し、十五日平壤出發滿洲を經て歸國の途に就かれた。右兩名士の來訪は吾人に淺からぬ印象を與へたものである。

尙ほ最後に一言すべきは總督府廳舍の新營である。京城府南山倭城臺にあつた舊總督府廳舍は統監府廳舍に應急的修理增築を加へ假にこれに充當したものであつて、其の位置設備共に中央廳舍たるに適當でなかつた。仍て愼重調査の結果敷地を舊景福宮構內にトし、總工費豫算三百萬圓を以て一大廳舍を新築するの計畫を定め、大正五年以降八箇年に亙り繼續工事として大正五年七月より起工した。然るに其の後物價騰貴の爲工事費に不足を生じ、更に豫算を追加し、大正十五年十月一日を以て落成式を擧行しこれに移轉した。其の經費總額六百七十五萬餘圓である。廳

舍は復興式五層、建坪二千二百十九坪餘、總延坪九千四百七十一坪餘、鐵筋混凝土構造の壯麗なる一大廳舍である。

第一　本期の施政方針

既述の如く本期は實に總督政治守成の第一期であるから、各般の施設は從來の如く成るべく急激の變革を避け極めて愼重の態度を持し來つたに比し、當に積極的であり且根本的であらねばならぬ。是れ大に前期竝に前々期と異る所であり、本期の施政が確かに一新時期を劃した所以である。殊に本期の當初に於て先づ本府官制を改め、從來總督の任用は武官に限りたるを改めて全然其の制限を撤去し、又在來の憲兵警察制度を廢止して普通警察制度となし、官吏、教員等の制服帶劍を廢止し、（大正八年八月勅令第四百三號）以て總督政治の基本を純然たる文治主義と爲すの方針を明かにし大に文化的開發に力を盡したるが爲、普通に文化政治と稱せらるゝも、半島統治の根本方針に於ては毫も異なる所はないのである。卽ち併合の際の　詔書の御趣旨を奉體し益々一視同仁の　大御心を擴充し、半島をして帝國の重要なる一部となすにあるは勿論である。然しながら戰後に於ける世界の形勢は一變し世態の變化、人心の趨向大に戰前と異るものがある。半島各般の進步發達は之を舊時に比し殆んど隔世の感がある。因つて內外に對する政治上社會上の施設も亦之に順應して更改を加ふるの必要を生ずるに至つた。併合の當時に在つては適切なりし制度及び施設も今や時勢の進步と朝鮮の實情に適合せざるものが少くないのである。斯る情勢は夙に我が中央政府に於ても之を認め、施政革新の機運漸く熟せんとするものがあつたが、恰も此の時期に際して大正八年三月端無くも獨立騷擾事件の突發するあり、之が鎭撫に數箇月を要したるの爲一時延期の已むなきに至り、同年八月騷擾終熄せしにより愈々新規政治の實施を見るに至つたのである。

大正八年八月總督府官制改正と共に新總督が　大命を拜して任に此の土に蒞み、執つた所の施政上の綱領は　(一)治安の維持　(二)民意の暢達　(三)行政の刷新　(四)國民生活の安定　(五)文化及び福利の增進等であつた。之が諸般の施設となつて現はれ其の最も重なるものは　(イ)警察制度の革新　(ロ)敎育の普及改善　(ハ)產業の開發　(ニ)交通衞生の整備　(ホ)地方制度の改革　(ヘ)司法上の改善等であつた。斯くて一視同仁の　聖意に基づく公明正大の政治を行ひ、善良なる民衆を愛護すると同時に、苟も國憲に反抗し併合の精神に乖戾するが如き不逞輩に對しては寸毫も假借することなく之を取締る方針を以て進んだのである。

飜つて當時の大勢を達觀すると、我が國は歐洲戰亂中經濟上極めて好都合なる地位に立ち、貿易に海運に工業に空前の活躍をなしたのであるが、戰後世界の大勢より來れる變調を受けて財界は漸次不況に陷り、思想方面は益々惡化して民心輕佻詭激に流れ、之が挽回の容易ならざる折柄、各地方に於ける大水害に次ぐに關東地方の大震災を以てし、財界の蒙つた打擊は實に非常なるもので

あつて朝鮮に於ても之が影響を受くる事頗る大なるものがある。本期間は恰も此の時期に遭遇したので、帝國政府は國策遂行上財政緊縮の方針を採り、民間は資金の運轉容易ならずして其の流入自ら潤澤ならざるものがある。故に上述の如き積極的方針を此の時期に當り遂行實現するには、實に當局竝に民間の容易ならざる努力に俟つものがあつたことは想像に難くないのである。

第二　官制改革

詔書竝に訓示　大正八年八月十九日朝鮮總督府竝に同地方官々制の改正と同時に　詔書の渙發せらるゝあり、皇上夙に朝鮮の康寧を以て念と爲し給ひ、其の民衆を愛撫すること一視同仁陛下の臣民として秋毫の差異之なきことを宣せられ、且つ世局の進運に從ひ總督府官制改革の必要を認め、此に之を施行せしめらるゝ　御趣旨を述べさせ給ふた。同月十二日朝鮮總督齋藤實の任命を見、九月三日新總督の京城着任と同時に本府及び所屬官署に對して施政方針に關する訓示を發した。之に依る時は大要下の通りである。

一　官吏は一心同體を旨とし上下四方協同戮力し公明正大なる政治を爲すこと。

一　形式的政治の弊を打破し、法令は成るべく簡約に從ひ、誠意國民を誘掖して其の精神の徹底を圖ること。

一　行政處分は事態民情に顧みて適切なる措置を執り、努めて被處分者をして充分諒解を得しむること。

一　事務の整理簡捷に努め、民衆の便益を計り官廳の威信を保つこと。

一　言論集會出版等に對しては秩序及び公安の維持に妨げなき限り相當考慮を加へ民意の暢達を計ること。

一　教育・産業・交通・警察衞生・社會救濟其の他各般の行政に刷新を加へ、國民生活の安定を圖り一般の福利を增進するに於て新に一生面を開くこと。

一　地方民風の涵養、民力の作興を期する爲將來時機を見て地方自治制度を施行する目的を以て速かに之が調査研究に着手すること。

一　如上の改善刷新は新奇を衒はず、成るべく朝鮮の文化と舊慣とを尊重して其の善を長し、其の弊を除き、以て時勢の進運に順應すべきこと。

又同月十日諭告を發して大體此の趣意を一般人民に宣示した。

本府官制改正　本府官制は明治四十三年制定以來數次の改正を經たが、今次の改正は其の根本的のものであつた。卽ち　(一)總督任用の範圍を擴張して專ら陸海軍大將を以て之に充つるの制度を廢すると共に舊官制中「總督ハ　天皇ニ直隷シ委任ノ範圍內ニ於テ陸海軍ヲ統率シ朝鮮防備ノ事ヲ掌ル」の條項を削り、安寧秩序保持の爲必要と認むるときは朝鮮に於ける陸海軍の司令官に兵力の使用を請求することを得しめた。(二)總督府の組織は事務簡捷の趣旨に依り、從來の內務部・

度支部、農商工部、司法部を內務、財務、殖産、法務の四局に改め、從前內務部に附屬した學務局を總督直屬として前記の諸局と對等とし、從來獨立の官廳たりし警務總監部を廢して本府に警務局を置いた。次に總督官房の總務、土木及び鐵道三局を夫々庶務、土木及び鐵道の三部に改めた。因つて本府は結局六局四部より成る事となり、各局課の分課及び分掌事務を整理し、極めて重要なる事項の外は努めて局部課長の專行に委ねた。

右の如く單に部局の改正を行つたのみならず、從來本府に於ける執務振は稍々中央集權に過ぐる傾向ありし故、事務の簡捷を圖ると同時に地方官廳の權限を擴張する措置を講じ、大正九年一月先づ報告例の改正を行ひ、所屬官署より徵する定期報告を必要なる最少限度に削減して、地方廳の負擔を輕減し、四月更に委任事項規程の改正を行ひ、十二月總督府處務規程を改正して從來煩雜なりし文書の取扱方を簡易迅速ならしめ、大正十年地方廳判任官以下の任免、道內各部及び府郡島員の定員の決定權等を道知事の權限に移屬し、其の他煩項に失すると認むる事柄は努めて省略に從つた。

地方官官制改正　本府官制改正と同時に地方官々制を改正した。其の要旨は(一)從來の道長官を知事と改め又地方官々制の以外に在つた憲兵警察制度を廢止したから、警務總監部及び各道警務部は廢止となり、其の代りに各道知事をして警察權を行使せしむること、爲し、其の下に第三部を置き道事務官を以て第三部長と爲し、地方警察衞生事務の執行に關し知事の命を承け部下を指揮監督せしめた。(大正十年二月に至り地方官々制中第一部を內務部に第二部を財務部に第三部を警察部と改め現在の如くした。)(二)地方に警察署を設け、從來憲兵分隊又は憲兵分遣所を置き警察署を置かざりし地方にも之が普及を圖り　(三)之が爲多數の警察官を要するを以て新に警察官講習所を設け新進警察官吏を養成し且其の素質の改善を圖つた。

其の後の改正　**其一**　齋藤總督著任以來聲明した統治の新方針を實現する手段として本府及び地方廳に必要なる職員を增加し、且朝鮮人官吏任用の範圍を擴張する爲必要なる豫算を第四十二議會に提出したが、偶々同議會は解散となりしを以て更に大正九年八月の特別議會に提出して其の成立を見、大正十年二月第二次官制改正の發表となつた。

(一)　監察官　昔は朝鮮には暗行御史の制度があつて、直接國王の命を承け地方を微行し行政の査察を行つた。監察官は稍々之に類するものであるが決して微行的のものではない。曩に大正八年以來地方官の權限を擴張し、從來事每に本府の指揮訓令を仰いだ煩瑣政治を改めたのであるが、此の際中央と地方との聯絡を緊密にし趣旨の徹底を圖る必要を認め、大正十年二月本府に本官を設け地方に出張して能く本府施政の精神を傳達し、又地方施政の效果竝に地方官の隱れたる努力を中央に報告せしめ、兩者相俟つて地方行政の刷新を計ることゝした。

(二)　民情視察事務官　從來朝鮮統治の一大障害は本府施政の精神が民衆に徹底せず、又施政に對する民衆の要求が暢達せざる點に在つた。之れ施政上甚だ遺憾の事と謂はねばならぬ。そこで大正八年より九年に亙り各道に總督府事務官を派遣し、親しく地方有力者、故老、有識者等に面接して民意の在る所を査察し地方官廳に就き施設の實績を調査せしめたが、大正十年二月

新に本府に專ら民情の視察に從事する事務官五名を增置し朝鮮人行政官中堅實なる思想を有し行政的手腕ある者を拔擢して之に任じ民情を視察し穩健なる思想の宣傳に努めしめた。

(三) 理事官　大正十年二月地方官々制を改正して新に理事官を置き事務練達の內鮮人判任官を拔擢して之に任じ地方勸業・敎育・土木・會計・稅務等の課長を命ずることゝした。其の定員は各道僅に三人に過ぎないが漸次增員する筈である。(因に第一期に設けられた道府郡參事は大正九年九月地方制度の改正と同時に廢せられた。)

(四) 古蹟調査課　博物館古蹟調査事業・古社寺古建築保存竝に名勝天然記念物保存に關する事務を掌らしむる爲大正十年十月新に學務局に古蹟調査課を設け課長・鑑査官等を置いた。然るに同課は大正十三年行政整理の際廢止せられ其の事務は學務局宗敎課に移管された。

其の後の改正　其二

(一) 庶務部及び土木部の廢止と土地改良部の新設　大正十三年十二月一般行政財政整理の方針に則り本府官制を改め總督官房に屬した庶務・土木の二部竝に監察官・鑑査官の諸官を廢止すると共に一般職員の定員減少を行ひ又產米增殖計畫の進展に伴ひ土地改良事業の遂行を期する爲昭和二年五月土地改良部を新設した。(第九產業產米增殖計畫參照)

(二) 鐵道局新設　朝鮮に於ける國有鐵道を直營とする目的を以て大正十四年三月末日限り從來の南滿洲鐵道株式會社に對する委託經營を解除し同年四月一日外局として朝鮮總督府鐵道局を新設し之と同時に總督官房の鐵道部を廢止した。

(四) 專賣局新設　本府所屬官署は大正八年の改正には格別の事もなかつたが同十年四月煙草の專賣實施せらるゝに當り專賣局を新設して此の事務に當らしめた。

(五) 行政整理　大正十二年度に於ては一般財政・行政の整理方針に則り地方官々制を始めとし監獄勸業模範場・中央試驗所・獸疫血淸製造所・專賣局・中樞院・遞信局・稅關・高等土地調査委員會・臨時職員設置制等の各官制を改正して職員を減じ事務簡捷を圖つた。

官制改正に伴ふ施設

(一) 內鮮人官吏の差別撤廢　朝鮮人文官の待遇は併合以後漸次改善せられたが未だ多少の差別あるを免れなかつた。そこで新官制改正の趣旨に依り大正八年十月從來の朝鮮人たる文官の分限及給與に關する規定を斷然廢止し內地人官吏と均しく高等官官等俸給令及び判任官俸給令の適用を受けしむることゝなし官等俸給の上に於て內鮮人官吏待遇上の差別を撤去した。此の結果として朝鮮人官吏は一般に給與の增額を見たるは勿論從來俸給令の最下級より少き俸給を受けたる者は少くとも俸給令の最下級迄引上げらるゝ結果となつた。又叙位叙勳に就ては朝鮮人官吏は內地人官吏と從來差別はなかつたが其の資格年數の基算を併合以後に限つて居たのを明治三十九年四月統監府設置以後に於ける舊韓國政府在職中の年數をも算入することゝし大正九年四月より之を實施した。

(二) 公立普通學校々長任用　從來內地人に限り任用したるを時勢の進運と朝鮮人敎員の進歩に鑑み大正八年十月以降朝鮮人訓導を以て公立普通學校長に任用するの途を啓き彼等をし

て　勅語謄本等の取扱をも爲さしむることゝした。大正九年度に於て朝鮮人校長の數は十九名を算し、漸次其の數を增加した。

(三) 特別任用の範圍擴張　朝鮮人たる高等官の特別任用は第一期に於て司法官、道知事、參與官及び郡守に付制定せられたが、晩近時勢の要求に應じ朝鮮人中材幹あるものを廣く總督府及び地方廳に登用する爲大正十年二月勅令を以て特別任用の範圍を擴張し、本府事務官、道知事、道參與官、道理事官、郡守には、朝鮮語に熟達し朝鮮の事情に精通し且相當の學識經驗ある者の中より高等試驗委員の銓衡を經て特に之を任用することゝした。

以上を綜合する時は內鮮人官吏の待遇が全く同一となり、又朝鮮人の人材登用の範圍が如何に擴大されたるかを明かに知ることが出來ると思ふ。

第三　民意暢達

概說　新當局者が新施政をして如何に民情に適切にして時勢の正鵠を得るに努めたかは、以上官制關係の外、民意の暢達に如何に意を用ひたるかに依つても之を知ることが出來る。今左に二、三を揭げる事とする。

墓地規則の改正　由來朝鮮の尊族墳墓尊重思想は其の根柢頗る深く、祖先崇拜の先天的觀念と、儒學より來れる長上尊敬の習慣と、風水地理說の觀念と、三者相結合して墳墓の位置形狀は現世に於ける人倫の標準未來に於ける家門の繁榮を支配するものと爲して居るので、墳墓地の選定には最大の努力を爲し暗葬偸塚すら盛に行はれ、之が爲國土荒廢し爭訟絕えず、延いて公安を紊す狀態であつたので、併合の當初墓地規則を制定して其の弊害を匡救せんとしたが、其の取締急激に失し却つて民情に適せざる所があつた。仍て本期に入るや大正八年九月之を改正した。該規則に依れば墓地は原則として公共團體に限り其の設營を許し、埋葬は之を共同墓地に行ふを要すとせられしを、今後は個人と雖三千坪以內に限り既存の祖先又は配偶者の墳墓に接續して私有墓地を設くるを許すことに改めた。

民間有識者の會合　新總督は著任早々九月十九日より二十三日に亙り五日間、知事の選拔に係る各道有力者、名望家及び新知識を有する內鮮人五十一名を京城に招集し、政務總監以下各局部長、民間篤志者等に於て總督の施政方針を說明及び講演をなし、之と同時に參集者より民情竝に意見を聽取した。此の種の會合は實に總督政治以來嚆矢とする所であつて大に相互の諒解に資する所があつた。之よりして漸次統治の新方針が民衆に理解されて行く基礎が出來るやうになつた。

諺文新聞の發刊及び集會許可　從來鮮內に於ては新聞の發行を制限し、新規の發刊は容易に之を認めなかつたのであるが、之は言論の自由を制限し民意暢達の上に遺憾尠からざるを以て其の方針を一變し、大正八年十二月より同九年一月に亙り京城に於て朝鮮人の經營する諺文使用の

時事新聞朝鮮日報東亞日報の發刊を許可し(同五年中外日報を加ふ)其の後地方に於ても同樣發刊を認めたるものあり、國文新聞も新規發刊を認めたるもの數種に上り、又集會の制限の如きも努めて之を緩和する方針を執つた。

中樞院の改善　中樞院は總督諮詢の機關として設けられたるも從來殆んど之に諮詢したることなかつたが、今次の制度革新以來之が活用の方針を採り或は朝鮮古來の慣習に關係ある事項に就て諮詢し、或は副議長以下會合して朝鮮に於ける各般の施設に付意見を交換し又は本府主任者若くは專門家より說明を聽取し、以て施政方針の周知竝に民意の暢達に付多大の便宜を得、尙大正十年度には中樞院の組織を改正し、顧問、贊議、副贊議を參議(勅任待遇又は奏任待遇)六十五人に改め地方有力者及び新智識を加へ、以て其の機能を全からしむる方針を採つた。

參與官會議　參與官(朝鮮人)は道知事の諮問に應じ命を承けて道の事務に服する制なるも、從來之が會同をなしゝこと尠かりしを以て大正九年六月各道參與官を本府に招集して會議を開き訓示、指示及び協議をなし、總督は親しく新施政の方針を說示し併せて地方の民情を聽取した。

言路の開疏　朝鮮では昔時より言路を開き個人の上疏を納れる慣習があつた。總督及び政務總監は著任以來努めて內鮮外人等有志に面接して其の建言陳情を聽取し、且懇ろに新施政の趣旨及び其の見解を開示し、之が爲特に面會日を設け又人民の上書に對し深く注意を拂ひ以て百方意思の疏通を圖つた。

朝鮮語奬勵手當　言語は双方の意思を通ずる最も大切なる手段であるから、日常民衆に接觸する內地人官吏等にして能く朝鮮語を解するは民意暢達を圖る所以であり、又各種の施設を實行する上に利便が多いのは謂ふまでもない事である。因つて一方朝鮮人間に別項記載の如く國語普及を奬勵すると共に、一方本府は從來總督府及び所屬官署在勤の內地人職員殊に常に人民に接觸する地方廳の職員に對し朝鮮語の學習を奬勵し來つたのであるが、官制改革後一層之が奬勵に努むる爲大正十年五月朝鮮總督府及所屬官署職員朝鮮語奬勵規程を發布し、同時に待遇職員及び雇員に對しても同規程を準用し、試驗の上、甲、乙、丙の三種に等差を設け、月二十圓より五圓に至るまでの手當を支給した。其の合格者員數は大正十年度は僅に五百六十名に過ぎなかつたが、漸次增加を來たし大正十五年には總計二千七百二十五名の多數に上つた。

周知と宣傳　之は總督府新施政を徹底せしめる爲極めて必要の事である。殊に朝鮮人に內地の事情を、內地人に朝鮮の事情を紹介する事は內鮮融和の爲緊要の事である。是に於て本府は從來諸種の印刷物を發刊したが、更に此等の事務を掌る爲大正九年十二月庶務部に情報係を設け活動寫眞映寫の外各種の邦文、諺文及び英文小冊子を刊行し同時に又情報委員會を設け、政務總監を委員長として內鮮事情紹介の方法及び組織等に付審議したが、此の會は同十三年十二月まで存續した。更に大正十年には各道に於て施政方針周知の講演會を開催し、又最も人民に近接する朝鮮人たる地方官をして內地の事情を了知せしむるは極めて肝要なるを以て、大正九年五月には朝鮮人參與官及び郡守合せて三十二名を、十月には朝鮮女敎員の一團十六人を、十一月には中樞院贊議、副贊議十二名を內地に出張視察せしめ、此の外百方朝鮮人の內地視察を奬勵し、各道に於て敎員其

の他の内地視察團を組織するものも尠くなかつた。

又本府に活動寫眞班を新設し、一面朝鮮開發の實況を内地重要都市に於て紹介し、又内地發達の實況を治く各道に紹介せしめた。其の結果半島の住民は初めて内地の進歩せる狀況に驚嘆し、延いて母國を敬愛するの念を生じ、内鮮融和に及ぼす效果は實に著しきものがあつた。又間島及び琿春地方竝に滿洲・露領中朝鮮人の移住者多き地方に於て、朝鮮内の文化的施設を撮影せる映畫を觀覽せしめ到る處好感を以て迎へられた。

更に諸外國に對しても朝鮮の實情を宣傳し、豫て誤り傳へられたる朝鮮問題に對し正しき批判を求むる必要ありと認め、外人の朝鮮視察團には機を捉へて朝鮮事情の映畫を觀覽せしめ又英文字幕を挿入した外國向の映畫を作成し、大正十年九月以來米國・英國・佛國・瑞典・瑞西等に送付し、大使館其の他特殊の國體に其の映寫を委託した。

其の外大正十三年以來内地・朝鮮各地希望の向に對し、朝鮮映畫を貸付して適當に映寫公開せしむる方針を採り、昭和二年よりは内鮮人相互の理解竝に勞働者需給調節の方面にも特殊映畫を作製利用せしむることゝした。

以上の如くにして施政方針の周知、内鮮の融和は警務機關の整備、不逞者の屏息と相俟つて民心の安定を馴致し、祝祭日の國旗揭揚、内鮮人戀親融和を目的とする會合・團體等の發達等好反響を見、漸次其の度を高むるに至つた。

第四　地方制度の改正

目的　曩に大正三年地方制度の整理統一せられて以來庶政益々進展し、社會秩序の整備、產業教育の振興、交通貿易の發展等百般の事物漸次進歩し、地方の開發は近時特に著目すべきものがある。又時局の影響として民心に大なる變動を來して居る。因つて斯る世運の推移に鑑み從來の中央集權的施設を改廢して地方分權の實現を行ふ必要は夙に中央政府に於ても認むる所であつて、大正八年官制改正の際時の總理大臣原敬は「朝鮮に於ける地方制度の如き事情の許す限り漸次之を施行するに至らむこと予の希望して已まざる所なり」と謂ひ、齋藤總督赴任の際發した訓示中にも「將來時機を見て地方自治制度を施行する目的を以て速かに之が調査研究に着手する」ことを聲明して居る。當時現行の制度としては道に三名、府・郡・島に二名の參事を置き、道知事、府尹、郡守、島司の諮問に應せしむる機關としたが、此等は皆政府の任命に依り且少數地方名望家の榮職たるに止り、未だ民意を充分に反映せしむるものと謂ふことは出來なかつた。隨つて從來何等民意表明の機關を有せず、會議竝に濫舉につき毫も經驗のなき人民に對し一躍内地と同樣なる自治制度を施行することは却つて害あつて利なきは自明の理であつて、そこで本府に於ては約一年間各方面に亙り愼重なる調査研究を重ねたる結果、一は以て民意の暢達に資し、一は以て地方自治に對する練習をなし、以て將來地方自治制度確立に至るべき階梯として玆に地方制度の改正を見たのであ

る。

改正法規　今次の改正に要する法規は總て大正九年七月二十九日を以て公布せられ同年十月一日を以て施行せられたものである。卽ち、(一)制令第十二號を以て從來の面制を改正し、府令を以て同令施行規則を改正した。(二)制令第十三號を以て從來の公立普通學校費用令を廢止した。(三)制令第十四號を以て新に朝鮮學校費令竝に府令を以て同令施行規則を發布し、以て同令施行規則を發布し、從來の地方費法及び大正八年制令第三號(戶稅、家屋稅賦課を認めたるもの)を廢止した。

改正要旨　今回改正の要旨は府、面學校費及び地方費の各地方團體に對し、公選又は任命の諮問機關を設置したことである。卽ち朝鮮に於ける地方の民度事情に適應せしむる爲府若くは府に準ずべき地方は民選主義を採り、前記以外の地方に對しては官選の制度に依り、又は官選民選を互に相混合して之を設け、其の機關は諮問機關たるに止め、他日今一層人文の發達、人民の富力能力の增進するを俟つて完全なる自治制度を施行することゝした。斯の如く自治制度の發達に順次階段を履み來つたことは內地竝に諸外國に於ても同樣であつて、自然の徑路を辿るものと謂はねばならぬ。今左に少しく之を細說する。

(一)府協議會　府の豫算竝に公共に關する事件につき府尹の諮問に應ずる機關で、協議會員の定數は人口比例に依り十二人以上三十人以下とし全部之を選擧する。

(二)面協議會　面の豫算竝に公共に關する事項につき面長の諮問に應ずる機關で、協議會員は朝鮮總督の指定する面に在りては之を選擧し、他の面に在りては郡守又は島司之を命ずる。協議會員の定數は八人以上十二人以下とする。此の時指定せられたる面は二十四面である。

(三)學校評議會　學校費の事業及び豫算に關し府尹、郡守又は島司の諮問に應ずる機關であつて、評議會員は府に在りては選擧し、郡島に在りては面協議會員の選擧した候補者中より郡守又は島司之を命ずる。其の定數府は六人以上二十人以下、郡島は面の數と同數とする。

(四)道評議會　道地方費の事業及び豫算に關し道知事の諮問に應ずる機關であつて、道評議會は道の公益に關して意見書を道知事に提出することが出來る。評議會員の定數は朝鮮總督之を定め、其の三分の二は府面協議會員の選擧に依る候補者中より、他の三分の一は道內に於ける有力者中より何れも道知事之を任命する。

實施成績　右議員選擧の制度は半島に於ける全く無經驗の事柄で、大正九年十一月二十日朝鮮最初の協議員及び評議員の選擧が行はれたのであるが、其の實施の成績は豫期以上の好成績を示した。卽ち各議員何れも適當なる人物が選出せられたばかりでなく、棄權者の數極めて少く、又或る地方に在つては內地人の有權者が多數なので、內地人側の協定に依り其の立候補を制限して朝鮮人側の當選に便宜を與へ、又は內地人の當選者が自ら進んで之を辭任し次點者たる朝鮮人を當選せしめ、又は朝鮮人有權者で內地人候補者に投票したる如き實例もあつて、內鮮人互讓の美德により一致融和して地方共同の利益增進に意を用ひたのは洵に喜ばしい現象と謂はねばならぬ。

次で同年十二月二十日を以て府郡島學校評議會員の選任、又同日を以て道評議會員の選任を終へ茲に地方制度改善に關し一新時期を劃するに至つた。

新令施行當時の府・指定面・面　新令施行當時現在に於ける府指定面・面を擧げると左の通りである。

府	十二	京城	仁川	群山	木浦	大邱	釜山	馬山	平壤	鎭南浦	新義州	元山	清津
指定面	二十四	京畿道	水原郡水原面	開城郡松都面	始興郡永登浦面								
		忠清北道	清州郡清州面										
		忠清南道	公州郡公州面	大田郡大田面	論山郡江景面	燕岐郡鳥致院面							
		全羅北道	全州郡全州面	益山郡益山面									
		全羅南道	光州郡光州面										
		慶尚北道	金泉郡金泉面	迎日郡浦項面									
		慶尚南道	晋州郡晋州面	昌原郡鎭海面	統營郡統營面								
		黃海道	海州郡海州面	黃州郡黃ノ浦面									
		平安北道	義州郡義州面										
		江原道	春川郡春川面										
		咸鏡南道	咸興郡咸興面										
		咸鏡北道	鏡城郡羅南面	城津郡城津面	會寧郡會寧面								
普通面		二千四百八十三面（面名は之を省く）											

第五　治安の維持

一　警察制度の確立

憲兵警察の撤廢と新制度　明治四十三年六月統監府警察官署官制を以て設置せられ、中央に於ける警務總長を以て首腦とし、其の下に於ける憲兵と警察官とを統轄した制度は、蓋し併合當初に在つては當時の現狀に卽したものであつたかも知れない。爾來年を閱すること十、內外の情勢著しく變化せるものあり、內地及び朝鮮に於ける文治主義の主張漸く高きを加へたるを以て、中央政府は總督政治の根本的革新と同時に該制度を普通警察に更改する必要を認め、大正八年八月十九日總督府官制の改革に際し總督府に警務局を置き全道警察衞生事務監督の衝に當らしめ、同時に前記警察官署官制を廢止して警務總監部及び各道警務部を罷むると共に、地方官々制に改正を加へ、警察權を道知事に移し、各道に第三部を置き道事務官を部長たらしめた。以上は旣に前に略說した所である。此の新警察制度の確立に伴ひ各府郡に警察署を設け警視警部を以て其の長に充て此等地方官をして警察衞生事務執行の任に當らしめ同時に警部の下に新に警部補を設け、從來朝鮮人に限り任命した巡査補を廢して、內鮮人共一律に巡査として差別撤廢の意を明かにした。

警察機關の擴充　大體一府郡一警察署、一面一駐在所の標準を以て擴張充實を圖り、更に必要な

る箇所には二以上の警察署若くは駐在所を設置することゝした。是に於て新に約一萬人の巡査を要する事となり、内地府縣より多數の巡査を採用し、又憲兵にして警察官を希望するものを任用する外、内地より三千名を募集した。是に於て在來の普通警察官を併せて警部以下の總員無慮一萬六千八百三十五名に達し、警察機關の配置數は警察署二百四十七、警察官派出所(概して都會地に設く)百二十一、警察官駐在所一千四百三十八となつた。斯くて著々警察官の任用補充に努め發令後二箇月有餘を經、大正八年十一月四日を以て全部憲兵との交替事務引繼ぎを了した。以上新警察制度の確立と警察機關の充實は、以下述ぶる如き獨立騷擾後の治安狀態に對し如何に有效であつたかは容易に之を想像することが出來ると思ふ。

警察官講習所　大正八年八月新設せられたる警察官講習所は、右新募の巡査を訓練敎育するのみならず爾後常に之が補充に努め、又現在の警部以下をも隨時召集して適當の敎習を施し、以て警察官の素質向上に力めつゝ今日に及んで居る。

二　治安狀態

上海僭稱政府　獨立騷擾後鮮内の治安は一時無事なるが如き有樣であつたが、海外に於ける不逞者は依然として其の跡を絶たず、其の最も重なるものは國境對岸の間島地方を根據とせる者竝に上海を根據とした所のものであつた。大正八年三月鮮内に於て騷擾の勃發するを見るや、同年四月十七日を以て上海に在りたる不逞朝鮮人等は、李承晩なるものを推して、大統領とし大韓臨時政府と稱する僭稱政府を形成し、臨時憲章を制定し、亡命朝鮮人の有力者は大抵皆之に參加し、鮮内運動と相呼應して運動を始め、京城及び安東縣に聯絡機關を設けた。該政府は新聞の發刊、不穩計畫の煽動、列國に向つての運動等を實行し、又密に同志を送つて資金の募集に着手した。本府に於ては新に配置せられたる警察力を以て極力之が取締に任じたる爲、彼等の陰謀は事毎に未然に摘發せられて施すに術なく、大正九年三月以降彼等の行爲は强盜と化して殺傷掠奪を行ひ、或は不穩文書等によつて脅迫をなし、同年五月以降爆彈を携へて恫喝するものあるに至つたが、之が爲咸鏡南北道、平安北道は若干の被害があつたが大正十年一月頃より漸次鎭定するに至つた。

右の次第で上海僭稱政府の財力は大正九年以來全く涸渇し、該政府の内部は二派に分れ、米國に頼らんとする李承晩等の文治派と、露國(第三インターナショナル)に頼らんとする李東輝等の武斷派と互に相軋轢し、布哇に於ても獨立派と委任統治派との分裂を來し、殆んど收拾すべからざる狀態となつて、該政府の瓦滅目睫の間に迫つた。一面本府に在りては奉天、吉林の總領事、安東の領事に本府事務官を兼任せしめ、又新に通譯官を上海、北京、奉天、吉林、浦潮斯德等に配置して狀況を報告せしめ、一面外務省よりは佛國政府(僭稱政府は上海佛租界霞飛路に在つた)と交涉して之を解散せしめやうとした。偶々大正十年春夏の交に開催せられた太平洋會議は一部朝鮮人の最後の望を囑した所のものであつたが、該會議は彼等に何等利する處なく、鮮内外共に至極靜穩に經過したので更に一頓挫を來し、其の後種々の曲折を經て紛爭を重ね統一不可能の結果、同十二年六月該政府は終に分裂解散するに至つた　勿論解散は名のみで該政府は存續したが、之が朝鮮の民

心安定に與へた影響は實に大なるものがあつた。爾後李承晩も其の職を免じ、該政府は全く有名無實となつた。右の故を以て大正十二年以降は獨立運動は、殆んど影を潜めたのであるが、乘ずべき機會あれば人心を煽動して獨立精神の喚起に努むることを怠らなかつた。大正十五年四月二十六日李王垠殿下薨去の旨公表せられるや滿都の混雜に乘じ、二十八日一兇漢は昌德宮金虎門外に於て齋藤總督を暗殺せんとして誤つて他人を刺し死に至らしめた所謂金虎門事件が突發した。又上海に於ける共產黨員は鮮內の民族主義者と相通じて策動し、六月十日故李王殿下の國葬に際し、一部不良の學生は彼等不逞者の煽動を受け獨立萬歲を高唱し、不穩印刷物を撒布したが、之に唱和して妄動するものもなかつた。

右の如く鮮內は大體に於て安定を示して居るのである。唯僅に在外朝鮮人の一部獨立運動として米本土・布哇・蘇領・上海及び西北間島等に微弱ながら尙餘喘を保つて蠢動して居るに過ぎない。

國境對岸の匪徒　南滿洲竝に間島等國境對岸地方に蟠居せる匪徒は、前記不逞者と氣脈を通じて兇行を擅にし屢々鮮內に入り來つて活動した。彼の大正八年九月二日齋藤總督の京城著任の際、爆彈を投じて南大門驛頭を騷がした兇漢姜宇奎平南德川郡生年齡六十五)も李東輝の一派で、韓國併合に憤慨して支那吉林省に移住し、朝鮮獨立の爲め活動して居つたが、同省饒河から來た者であつた。國境地方に於ける匪徒の被害は大正九年三月より大正十四年八月頃まで繼續し、大正九年が最も甚しかつたが、大正十二年以降被害數大に減少した。卽ち彼等は我が警察權の及ばざる外國領土內に在るを奇貨として、良民を煽動脅迫して資金の募集に努め、就中國境對岸地方の者は

隊伍を組み武器を携へ、大正九年以來屢々平安北道、咸鏡南北道の國境を越えて朝鮮內に侵入し、人畜を殺傷し家屋を毀ち財寶を奪ひ良民を拉去し或は官公吏を暗殺し甚しきに至つては警備機關を襲撃して武器を奪取する等兇暴を恣にした。卽ち大正九年三月十六日の間島天寶山事件、同年九月一日厚昌郡守射殺事件、同年十一月四日の十五萬圓掠奪事件等々數へ來れば僕を更へても盡すことが出來ぬ。殊に北間島地方には一時多數の不逞鮮人があつて所在住民の困憊一方ならず、大正九年九月及び十月の兩度支那馬賊過激露人と共に大部隊をなして琿春を襲撃したる時の如きは、彼等の暴行に遭ひたる上、日鮮支人の殺傷せらるゝもの數十名に上つたので、我が國は自衞上已むを得ず軍隊を派遣し之を掃蕩して良民を保護した。此の結果彼等一味の者で歸順するもの五千餘人に及び、北間島一帶の秩序は全く回復したので、我が軍は翌十年撤退し、之に代ふるに外務省警察官を以てし專ら治安の維持に任じた。

西間島地方の不逞者は此の種徹底的の施設がない爲、依然鮮內に潜入して金品を强奪し人命を害ふ等の兇暴を敢てして底止する所がなかつた。初め外務省では移住朝鮮人間に保民會なるものを作つて不逞者を檢擧せんとしたが匪徒は却つて保民會員を苦しめた。又朝鮮總督府より支那官憲に交涉する所があつても彼等は充分に誠意を示さなかつた。そこで大正十四年六月十一日總督府警務局長三矢宮松は奉天に於て支那當局と國境警備に關する協定を遂げ、爾來我が官憲は此の協定に基いて一層强硬且嚴重に其の取締を要求し、支那官憲も亦聲を大にして匪賊の取締をなし、戶口調査、家宅搜査を勵行し、時に積極的に搜討に從事するやうになつたので匪賊は心膽を

寒うし、外形上は農夫を裝ひ蟄伏するを餘儀なくせられ、又は過去の罪惡を悔いて歸順を申出づる者等漸次增加し、鮮內住民も亦警察官憲に信賴の度を增して被害事實を隱蔽するが如きことなく自ら進んで申告し、以て鎭壓上顯著なる效果を擧げ得らるゝ樣になつた。

義烈團　之は上海僞政府に附屬する暗殺兇暴の實行等を目的とする團體で、其の根據を上海に置き屢々團員を朝鮮に送つて兇行を敢てし以て人心を煽らんとした。卽ち大正九年八月十五日新義州驛を爆破せんとしたるを手初として同十年九月十二日元總督府廳舍(後城臺)に爆彈投下、同十一年三月二十八日陸軍大將田中義一暗殺未遂(上海)、同十二年一月十二日京城鍾路に爆彈投下、同十五年四月李王垠殿下國葬に乘じ兇器を携へたる團員四名の派遣(四名共船中にて逮捕せらる)等があつたが、其の後暫くして昭和元年十二月二十八日京城に於ける朝鮮殖產銀行竝に東洋拓殖會社支店へ爆彈投下等の事件が突發し其の都度人心を騷がしたことは都人の尙記憶に存する所である。

趨向の變轉　此の如く不逞鮮人等は今や鮮內に於て充分國權回復の目的を達することを得ないので、彼等は最後の手段として之を列國に訴へんとする方針を取り、大正九年八月米國議員團一行鮮滿視察の際竝に同十年十一月「ワシントン」に於ける太平洋軍縮會議に於て、何れも爲す所あらんとしたが何れも見事失敗に歸した。是に於て此期を一轉機として民心の傾向は斯る無謀空虛の獨立運動を繼續するも到底日本の統治を脫することを不可能なる所以を自覺し退いて徐ろに其の實力を養成せんとする傾向を生ずるに至つた。

卽ち集團的直接獨立運動の到底成功の見込なきことを悟つた彼等は、產業の發達竝に教育の振興に全力を傾倒し、以て民族自立の基礎的發展を遂げやうとする趨向に轉化したのである。其の結果は急激なる向學熱の勃興となり、之につれて資金七百萬圓を以てする民立綜合大學設立の議起り、寄附金募集に著手し、一時相當の共鳴を得て贊助員二千名に達したが、結局龍頭蛇尾に終つた。そこで或は所謂物產奬勵運動として土產奬勵愛用、內地製品排斥等を目的とする結社の簇出となり、自給自作を標榜して一時盛に活動したが、これ亦時日の經過と共に下火となり見るべき實績を擧げ得なかつた。

斯る情勢の下に於て人皆親日を口にすることを逡巡する時に當り、公然親日主義を標榜し日本統治の下に進步を遂ぐるを以て朝鮮民族最大の幸福を享くる所以なるを主張した所の協成會(京城閔元植主宰)、大東同志會(平壤鮮干鎬主宰)の起つた事も亦大に注意を要する事である。

共產主義運動　朝鮮に於ける共產主義運動は大正十一年頃から始まるので、本期に入り初めて生じたものである。是より先內地に於ては常に此の運動の先驅をなす無政府主義者の活動が大正六、七年頃より起り、同十年頃より共產主義の宣傳が行はれた。又大正九年には在上海朝鮮人間に高麗共產黨なるものが、第三インターナショナル派遣員「ヴオイチンスキー」指導の下に作られた。斯る事象の下に於て鮮內に同一運動の潛入し來ることは免るべからざる所であつて、大正十一年四月朝鮮青年會聯合會內の左翼たる青年學生はソウル青年會を組織し、同會右翼は次第に運動圈外に捨てられた。又翌十二年一月東京に於て內地留學生一派の共產主義の團體として北星

會を組織し同派の者はその夏入鮮して新思想研究會を組織したが此の會は翌大正十三年分裂して火曜會北風會となり右ソウル青年會と互に思想界に覇を唱へんとて抗爭した。又海外からは大正十一年頃以降屢々共產黨員が入鮮策動した。而も鮮内各派に第三インターナショナルから宣傳費を其の手に納めんとする運動を生じてからは急速な進展をなし大正十三年朝鮮勞農總同盟朝鮮青年總同盟の全鮮的統一機關を創立したが直に將來の集會禁止を命ぜられたので事實上有名無實となつたが勞働農民青年の各部門は夫々面郡道を單位とする團體を作り進んで全鮮的統一を圖らんとした。其の結果大正十四年四月に至り茲に三箇の秘密結社が形成せられた。曰く朝鮮共產黨火曜會北風會員等より成る曰く高麗共產青年會曰く黒旗聯盟である。前の二は共產主義的團體であり後の一は無政府主義的團體であつた。無政府主義的運動は朝鮮に於ては大なる活動はなかつたが共產主義的運動は各種の方面に於て民衆を誘惑煽動した事が少くないのである。而して朝鮮に在つては共產主義運動と民族主義運動と常に表裏をなして居るのである。斯る秘密結社は久しからずして官憲の知る所となり大正十四年十一月第一次共產黨事件として新義州等に於て多數の黨員檢擧せられ大正十五年六月李王殿下の國葬に乘じて民族主義者の運動と提携して不穩行動を起さんとした共產黨の第二次計畫は見事失敗に歸し首腦者の大部分檢擧せられ取調の結果第三インターナショナルが多額の黨費を支出して居る事が明瞭となつた。

共產主義運動の一轉　然るに内地に於ける主義運動者の趨向に刺戟せられ又頽勢を挽回せんと企圖したる彼等は部分的經濟鬪爭より全民族的政治運動に方向を轉換し共產主義及び民族主義の二主義を合同したる新幹會なるものを組織し昭和二年二月其の組織を發表し又それと姉妹團體なる女性のみの槿友會を作り數月ならずして鮮内到る處兩支會の設置を見るに至つた。又これと前後して從來抗爭を續けて居たソウル青年會系と火曜會系の一部は合流してML朝鮮共產黨を組織するに至つたのである。是より以後事件の性質は益々複雜化して或は學生騷動となり或は勞働爭議となり或は民族擁護運動等となり其の範圍は殆んど全鮮に擴大するに至つた。大正十五年より昭和二年に亙り鮮童又は女工に對する取扱を不當なりとして非難する所謂私刑事件なるもの頻發し昭和二年十月共產主義者によつて官吏銀行員等を爆彈に依つて暗殺せんとする未遂事件も大邱府に突發した。

支那人襲擊事件　曩に大正十四年六月所謂三矢協約締結の結果在滿洲支那官憲は匪賊の鎭壓に努めたやうであつたが支那官憲は却つて該協約を惡用し在滿朝鮮人を壓迫するとの新聞記事又は口傳に依り鮮内朝鮮人は非常に激昂し昭和二年十二月七日全羅北道裡里青年會は之が對策を講ぜんが爲集會を催さんとして官憲に差止められるや同夜數百名の朝鮮人は同地居留支那人を襲擊して暴行を加へた。此の事件は直ちに各道に波及し將に一大事件を惹起せんとしたが警察官憲が全力を傾注して鎭靜に努めた結果幸にして大事に至らなかつた。

以上は本期に於ける治安狀態の大略であるが之に依り本期の治安狀態が前期竝に前々期に比し如何に大なる相違があり又之に對する警察力の活動が如何に重大であつたかを知る事が出來ると思ふ。

治安維持に關する法規の施行　曩に大正八年三月朝鮮獨立運動の勃興するや、斯る行爲の取締を嚴にする、爲同年四月制令を以て政治に關する犯罪處罰の件を公布した。其の後內地に於ては大正十四年四月法律第四十六號を以て治安維持法が公布せられ、同年五月直ちに勅令を以て之を朝鮮にも施行せられた。蓋し歐洲戰後我が國に於ける各種の社會運動漸を追ふて熾烈を加へ、勞働者農民運動の如きは著しく發展し、共產主義運動は此の間に在つて益々深刻化し、運動夫れ自體も組織的且大規模となり、此の種の運動は國利民福を害し、社會の秩序を亂し、國家の存立を危殆ならしむるものであるに拘らず、其の取締法規不充分なる上、其の罰則も餘に輕きに失し取締の實を擧げ得ざるが爲制定せられたのであつて、朝鮮の獨立を目的とする行爲も同法の適用を受くることゝなつた。其の後團體若くは多衆の威力を示し又は數人共同して暴力行爲を敢てする者を生ぜしにより、大正十五年四月法律第六十號を以て「暴力行爲等處罰ニ關スル件」が公布せられ、同年九月勅令を以て朝鮮にも施行せられた。因に治安維持法は昭和三年六月一部改正せられ以て今日に及んで居る。

第六　司法制度

一　裁判制度の改善

裁判機關の整備　晩近文化の發展は實に著しいものがあり、之に伴つて各法院を通じて顯はれる民刑事々件數の如きも、逐年激增し、現在の裁判所のみを以てしては、裁判事務の停滯を來す慮があるに至つた。そこで樞要なる既設地方法院支廳を昇格して地方法院と爲すことの緊要なるを認め夫々企畫する所があつたが、愈々大正十一年度に於て光州地方法院全州支廳及び平壤地方法院新義州支廳の昇格が成り、同年七月一日から其の事務を開始した。爲に地方法院は十箇廳となり稍々裁判機關の整備を見たけれども、累年激增する司法事務の處理に就ては未だ十全を期したものと云へないから、地理的關係上最も重要な位置を占める咸興地方法院淸津支廳をも地方法院に昇格せしめることゝし、大正十二年七月一日から事務を開始した。然しながら時恰も行政整理に際會したので裁判所の整理も亦餘儀なきに至り大正十三年十二月十五日限り、天安、永興、盈德、蔚珍、蔚山及び錦山の六箇支廳を廢止することゝしたので、本期末（昭和二年）に於ける朝鮮の裁判所は結局高等法院一（京城）、覆審法院三（京城、平壤、大邱）、地方法院十一（京城、公州、咸興、淸津、平壤、新義州、海州、大邱、釜山、光州、全州）であつて、其の他の地方には四十六箇所の地方法院支廳及び百六十九箇所の出張所を

有することゝなつた。

尙大正八年八月には從來の法務部を廢して法務局としたが其の後監獄課を行刑課と改め現在に至つて居る。

權限の擴張　裁判所の權限は明治四十五年三月の改正以來、地方法院は民事刑事につき第一審の裁判竝に非訟事件に關する事務、覆審法院は地方法院の裁判に對する控訴及び抗告高等法院は覆審法院の裁判に對する上告及び抗告に付裁判を行ひ、且裁判所構成法に定めたる大審院の特別權限に屬する職務を執行したのであるが、刑事訴訟法、朝鮮民事令、朝鮮刑事令の改正に伴ひ、大正十一年十二月制令を以て朝鮮總督府裁判所令に改正を加へ、翌年一月一日から實施して裁判所の權限を擴張すると共に其の整理を行つた。同改正に依れば、高等法院は地方法院の裁判に對する上告及び上告棄却の決定に對する抗告に付ても判斷することゝなり、地方法院に於ては從來合議部の裁判に屬した破產事件及び普通强盜事件（刑法第二百三十六條、第二百三十八條及び第二百三十九條）の罪竝に其の未遂罪は單獨判事の裁判に委ねて、裁判所職員の能率增進と事件處理の迅速とを圖ることゝした。

朝鮮人判事檢事の權限の擴張　裁判所の權限と共に一言しなければならないのは、朝鮮人判事檢事の權限の擴張である。從來朝鮮人たる判事檢事の權限は、民事に在つては原被兩告共朝鮮人たる事件、刑事に在つては被告人が朝鮮人たる事件に限られて居た。蓋し初め明治四十二年十月統監府裁判所令公布の際、一時に多數正規の資格を有する司法官を得ることが困難な爲朝鮮人たる司法官は殆んど特別任用に依つた者で、其の大部分は法律の智識、事務の經驗兩ながら稍々乏しき憾あり、且內地法の規又は慣習に通曉しなかつたのである。然しながら時代の推移により、殊に近年は銓衡上嚴格なる考試を經たる成績優良者より採用する樣になつたので、到底內地人若くは外國人の爭訟事犯を裁判せしめることが出來なかつたのである。然しながら時代の推移により、殊に近年は銓衡上嚴格なる考試を經たる成績優良者より採用する樣になつたので、到底內地人若くは外國人の爭訟事犯を裁判せしめることが出來なかつたのである。

日の比では無く、最早內外人の訴訟案件を審理せしめても毫も憂ふる所がなくなつた。そこで大正九年三月朝鮮總督府裁判所令に改正を加へ、內地人たる判事檢事との間に存したる權限上の差異を撤去したのである。

身分の保障　本府判事の身分に關しては從來何等特別の保障なく、一般文官と同一の待遇であつた。明治四十四年五月制令第四號を以て朝鮮總督府裁判所令に改正を加へたが、同令中には朝鮮總督が必要と認むる場合、判事に對し休職を命じ得る規定があつて、十分の保障とは云ひ得なかつた。斯くては或は裁判の公正を期し難き事情もあるので、大正十年八月制令を以て同令に改正を加へ、當該法條を削除し裁判官をして完全なる獨立の地位を保持せしめるに至つた。因に本府檢事は內地の檢事と異り身分の保障は無く、文官分限令に依ること他の一般官吏と同樣である。

判事の特別任用　判事の特別任用に關しては既に寺內時代に於て述べたが、大正九年七月朝鮮特殊の事情に顧みて、新に制令を以て、朝鮮總督府判事ノ特別任用ニ關スル件を公布施行した。之に依れば本府判事は地方法院支廳に補職せられる者に限り、當分の內五年以上判任官以上の官職に在つて司法事務に從事し、判任官五級俸以上の俸給を受けた者の中から、別に朝鮮總督の定めた

考試を經て任用を爲すものである。故に朝鮮總督府判事檢事の資格を大別して玆に揭記すれば、(一)裁判所構成法に依る有資格者　(二)裁判所構成法に依る司法官試補の有資格者を直ちに本府判事檢事に任用したる者、(三)特別任用に依る者の三種となる。

判例調査會　高等法院は朝鮮に於ける最高の裁判所として法の解釋の統一、民刑裁判の調和、法と社會規範との調和等に關する重要な意見を發表し、此等は事實上下級審を羈束する。從つて事實上社會規範は玆に制定されると謂ひ得るのである。故に朝鮮の如く親族相續に關し種々の慣習を有し朝鮮民事令亦この慣習に依ることを規定して居る所に於ては、其の責務が更に大なりと謂はねばならない。凡そ同一法規の下に生活すること久しきに亙れば自然に國民相互の融和が馴致せられるものであるから、異民族の融合統一は先づ法規の統一から出發せねばならないとは「ティーボウ」の唱道する所である。內鮮の融合も亦彼の言に聞いて獨逸聯邦が採用した如く、法規殊に習俗に關係ある法規の統一を以て最緊要事とせねばならない。この點に顧みる時高等法院の判例は更に一層の重大性を帶びて來る。そこで高等法院に於ては判例調査會なるものを設け、如上の趣旨の下に左記方針に則り、大正十二年四月以來臨機院長始め各判事會同して調査を續けて居る。(一)法律の解釋は法文を基礎とするも其の精神を闡明し、末節に拘泥するの弊を避けること。(二)法理は之を尊重するも道德及び經濟上の法則等社會規律との調和を保ち形式論理の弊に流るゝを防止すること。(三)民事の裁判と刑事の裁判との間に完全なる調和を保たしめること。(四)朝鮮に於ける特種の慣習は之を尊重するも、現下過渡期に於て絕えず其の變遷を考案し、內地法律との融合を圖ること。

判例調査會は元來一私人の會合に過ぎないが、其の絕えざる努力の結果は、社會規範の改善是正に相當多大の貢獻を爲しつゝある。

二　朝鮮民事令及び民籍法の改正

概　說　明治四十五年制定に係る朝鮮民事令は、原則として民法に依るべきことを定めたが、朝鮮人の能力、親族及び相續に關する事項は總て朝鮮の慣習に依ることゝした。內鮮甚しく事情を異にした十餘年前の立法としては洵に至當の措置であつたが爾來朝鮮の文化は長足の進歩を遂げ、一面內鮮人の接觸交涉に促されて能力、親族及び相續に關する慣習も自ら變化を受け、自然の中に變改を餘儀無くせられ、或は制度としては最早不適當となつたものもあり、或は時勢の進運と共に發生した新事情もあつて、從來の慣習一點張で押通すことが出來なくなつて來た。又民籍法は舊韓國時代の制定に係り、法文簡約で詳細な手續を缺き、運用上困難を生ずることが少くなかつた。更に又內地に於ては大正十一年四月破產法及び和議法の制定あり、朝鮮に於ても之を如何に取扱ふべきかの問題を生じた。此等の諸問題を解決せんとするものが卽ち今回の大改正であつて、主要點は　(一)朝鮮人の能力、親族及び相續に關する事項。(二)朝鮮人の戶籍に關する事項。(三)破產及び和議に關する事項等であつて、民事令上の法條數は僅少であるが、其の包含する實質的規定に至つては實に夥しいものである。例へば今回新に取入れられた破產法の如きは堂々三百九十

條に亙る大法典であり、民事法令の根本的大改正と云はねばならない。この爲に既に前期に於て朝鮮民事令及び民籍法改正調査委員會を組織して研究調査に著手したのであるが、本期に入つて漸く其の成果を得、大正十年十一月制令を以て朝鮮民事令中に改正を加へ、先づ朝鮮人の能力に關しては民法の規定に依るべきこと、し同年十二月一日から之を實施した。次で親族及び相續に關する事項に付ても朝鮮民事令の規定を改正し、又民籍法を根本的に改正して朝鮮戸籍令として府令を以て制定し、此等の改正法規は大正十一年十二月之が公布を見、同十二年七月一日から施行した。

新民事令の重點

(一) 能力及び無能力者の保護　朝鮮人の能力及び無能力は一に慣習に依り、能力の有無の判定の如きも事實問題であつて、各個の訴訟事件に於ても一々當事者の身體智能の發育を審査して能力の有無を決した樣な狀態で、其の煩勞と訴訟進行上に及ぼす影響は豫想外であつた。況んや訴訟外にあつては之が判定適正を期し難く、無能力者の保護に缺けるは勿論取引の安全を害することも亦甚大なるものがあつた。殿々たる社會の進運に際し之が改善は一日も忽諸に附し得ない焦眉の問題であつた。親族及び相續に關する諸制度に先立つて、先づ能力に關する事項の改正を行つた所以も亦玆にあるのである。

本改正の主要點は　(一)成年制度を設けて滿二十年を以て成年と爲し、未成年者の能力を制限したこと。(二)準禁治產の制度を新設して殊に浪費者の財產保護の途を拓いたこと。(三)從來不明確だつた無能力者の保護機關を確立して、其の保護を確實にした點にある。この改正に依つて能力に關しては內鮮人共に同一制度の下に立ち、法制の統一を得たのみならず、取引の安全に與へた利益の如きは實に尠からざるものがある。

(二) 親族及び相續　朝鮮民事令中親族、相續に關する事項に付改正を爲すに當つては、從來の慣習中其の尊重すべきものは依然之を尊重すると同時に、現時の社會制度として其の維持不適當となつたもの及び新に發生した事項であつて之を律すべき慣習の存せない爲、新制度の樹立を必要とするものに付愼重調査を遂げ、尙內鮮法制の統一なる高所から、內地法を朝鮮人に適用するの可否如何をも考察し、遂に民法中婚姻年齡、裁判上の離婚、私生子の認知、一般の親族會、相續の限定承認及び財產の分離に關する規定を朝鮮人にも適用することゝした。尙從來慣習上婚姻緣組等身分上の法律行爲は總て事實を基礎として成立し、其の效力を認められて來たが、其の事實に付爭ある場合には、其の證明を爲すことが甚だ困難であつて、人の重要なる身分關係を確立するに頗る危惧を感せしめるものがあつたので、分家、絕家再興、婚姻及び協議上の離婚緣組及び協議上の離緣等の如き身分上の法律行爲は、單に儀式又は意思表示のみを以て足れりとせず、府尹又は面長に屆出ることに因つて初めて效力を發生するものと定めた。

以上の如き實體法上の改正に伴ひ、手續法にも改正を加へねばならなくなつた。そこで從來の主義を改め人事訴訟手續法を朝鮮人にも一般に適用し、人事訴訟法に規定なきものに付ては、當事者處分權主義を排して裁判所干涉主義を認めることゝした。

新戸籍制度

(一) 沿　革　朝鮮に於ける民籍に關する制度は古來幾多の變遷を經た。建陽元年(明治二十九年)戸口調査規則が發布され面洞長をして戸口を調査せしめ、隆熙元年(明治四十年)警務機關をして其の事務を管掌せしめたが、其の制度甚だ不備なる爲戸口調査の名はあつても其の實なく、戸籍事務は頗る紊亂を極めた。そこで政府は戸口の調査を嚴密にし戸籍の基礎を確立する爲、隆熙三年(明治四十二年)民籍法を制定し民籍事務は警察官署をして取扱はしめることゝし、茲に初めて親族・相續等の實體關係を確保する民籍制度が確立されたのである。併合後地方行政機關も漸く完備したので、大正四年四月民籍事務を府尹・面長の所管に移したのであるが、何分民籍法の内容は簡單であつて、詳細なる手續規定を缺き、運用上の不便甚しく、根本的改正は只時期の問題とさるゝに至つた。然る所既述の如く朝鮮民事令が改正されて朝鮮人の親族相續法上に大變革を來したので、之に應じて民籍法の廢止、新戸籍令の公布となつたのである。

(二) 改正要旨　新制度は大體内地の戸籍法に範を採り、之に朝鮮特殊の實體關係(廢家・隱居・家督相續人の廢除等は朝鮮の慣習上認められないもの)を斟酌したものであつて、其の改正要點は左の通りである。(一)戸籍事務の監督を從來の道知事及び郡守から裁判所の任務に移したこと。(二)戸籍事務の所要經費は府邑面の負擔とすると同時に、之に關する收入を府邑面に移讓したこと。(三)戸籍副本及び届書類を監督裁判所で保管し戸籍の滅失に備へたこと。(四)府尹又は邑面長が戸籍記載の職權訂正又は職權記載を爲すに付ては裁判所の許可を要すること。(五)朝鮮と各地域との間に於ける家の出入に付、其の原因を問はず入除籍の手續を爲し得ること。(六)戸籍公示の制度を設けたこと。(七)就籍及び戸籍訂正に付裁判所の許可を要件としたこと。(八)府尹・邑面長の不當處分に對し抗告の途を開いたこと。(九)届出の懈怠及び戸籍事務管掌者の職務懈怠等に付過料の罰を規定したこと。

尙大正十五年十二月皇室令第十七號「王公家軌範竝に昭和二年四月制令第十二號「王公族ヨリ朝鮮ノ家ニ入リタル者及朝鮮ノ家ヲ去リ王公家ニ入リタル者ニ關スル件」の制定に伴ひ、同年四月府令を以て其の入除籍に付記載手續其の他の戸籍に關し必要な事項を定めて同年五月十日から實施した。

共通法第三條の施行　新戸籍制度と關聯して一言せねばならないのは、共通法第三條の施行である。共通法は異法地域間の法規衝突問題を解決して多大の便益を與へたが、入家及び去家に關する第三條は手續法上の連絡を缺くが爲、一時施行延期の已むなきに至つたことは前期に於て述べた通りである。其の後當局は朝鮮民事令及び民籍法改正調査委員會を組織してこの問題に付ても審議し、内地關係官廳とも種々交涉を重ね連絡を保つた上、大正十年六月府令第九十九號を以て「朝鮮人ト内地人トノ婚姻ノ民籍手續ニ關スル件」を發布し、同時に内地では戸籍法中に改正を加へ、茲に聯絡法令の準備が整つたので、同年七月一日から右府令及び法律と共に共通法第三條の施行を見たのである。斯くて内鮮人間の送入籍の問題は完全に解決せられ、内鮮融和上に多大の效果を齎した。

然るに前述の通り朝鮮には新に戸籍制度が實施せられるに至つた今日、送入籍の連絡を右府令第九十九號に俟つまでも無く、新戸籍令の中に繰り込むべきは立法技術上當然の事であるから、同問題は戸籍令に依つて解決し同時に右府令は之を廢止したのであるが新戸籍令に於ては獨り內鮮人間のみに限らず朝鮮と各地域との間に於ける家の出入籍に付ては原因の如何を問はず、入除籍の手續を爲し得ることゝし著しく其の範圍を擴大した。

破産法及び和議法の施行　朝鮮民事令を以て朝鮮の破産制度となつて居た舊商法破産編は明治二十三年の制定に係り內地に於ては二十有餘の歲月を費し、大正十一年四月漸く債權者保護の平等と公平とを期する完美なる破産法が制定されたのである。又同時に和議法を制定して破産より來る債務者の不利益、不名譽を救ふの道を拓いた。朝鮮に於ても社會上、經濟上の情勢は敢て內地と異なる所が無いので、之が施行は緊切適當の事であつた。そこで上記民事令の改正と共に之を引用し、大正十二年一月一日內地と一齊に之を施行することゝした。

三　朝鮮刑事令の改正及び笞刑令の廢止

概說　朝鮮刑事令は制定後時勢の推移に伴ひ數次部分的の改正を加へられ常に社會民度に適應する樣努められて來たが、內地に於ては大正十一年五月刑事訴訟法の改正があり、之を內容とする朝鮮刑事令も亦從つて幾多の改正修補を加へるの必要に迫られた。そこで同年十二月制令を以て本令を改正公布し、改正刑事訴訟法の實施期たる同十三年一月一日から同時に之を實施するに至つたのである。

改正の要點　改正刑事訴訟法に於ては（一）檢事の起訴につき任意主義を採用し從來は合法主義、（二）彈劾式訴訟主義を一貫して檢事の起訴あるに非ざれば判事は事件の取調に着手することを得ざらしめ、（三）訴訟能力に關する規定を設け、其の他諸多の制度に改善を加へたのであるが、殊に（四）被告人の當事者たる地位を確保し被告人及び訴訟關係人の權利及び利益を擁護する爲幾多の規定を設け、（五）公判を刑事訴訟手續中の中樞たらしむべく各般の規定を爲し、（六）更に東洋の道義美風を保持する爲尊屬に對する卑屬の告訴を禁じたのである。其の他犯罪搜査手續上告訴私訴等に亙り根本的大改正を加へたのであるが、之等の規定は總て改正刑事令に採用し、又朝鮮社會事情の特異點に鑑み種々特別の規定を設けた。

以上朝鮮刑事令の改正に伴ひ其の附屬法令たる司法警察官吏執務規程朝鮮總督府裁判所書記課處務規程刑ノ執行指揮ニ關スル取扱規程朝鮮總督府裁判所及檢事局令狀取扱規程竝に朝鮮總督府裁判所及檢事局書類保存規程等にも若干の改正を加へ、改正刑事令と共に同十三年一月一日から施行した。

笞刑令の廢止　朝鮮刑事令の改正と關聯して一言すべきは笞刑令の廢止である。笞刑は古來朝鮮に於て廣く適用せられ民度に適合する刑罰であると云ふ理由で、明治四十五年四月內鮮外人に對する刑事法規を整理統一するに當つても、暫く舊制を襲踏して朝鮮人の微罪に對する制裁として之を存置したのである。然るに近時の朝鮮人は漸次向上自覺する所があり、又民度も昔日の